

令和4年度

賃金実態調査

報告書

 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会



赤い羽根共同募金

この報告書は共同募金配分金により作成しています

はじめに

少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、利用者本位の質の高いサービスの提供が求められていることから、サービス提供の根幹である福祉・介護人材について量と質の両面からの確保は極めて重要です。

岡山県においても2040年に必要とされる介護人材が、約4千人不足することが見込まれているなど、今後、福祉・介護人材の確保のため、就労支援、職員の資質向上や定着促進、魅力ある職場づくりの取り組み等が一層重要となります。

本会では、平成21年度から定期的に、社会福祉法人が経営する施設・事業所の給与水準等を把握し、参考となる経営指標及び人事管理指標等を提供するとともに、法人経営における基盤強化や人材の確保に向けた取り組み等を支援することを目的に、賃金実態調査を実施してまいりました。今年度で4回目となりますが、あらためて調査を実施し、報告書にまとめましたので、今後の社会福祉法人における「将来の展望とやりがいを持って働くことができる職場環境づくり」の実現に向け、本報告書をお役立ていただければ幸いに存じます。

今後の取り組みとして、本会では第8次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（令和5年度から5年間）を策定し、質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できるよう、福祉人材の確保・定着の観点から、多様な働き方ややりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりへの取組支援や、魅力ある職場環境の発信を引き続き行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本調査の実施にご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 足 羽 憲 治

目次

はじめに	1
調査の概要	4
調査結果	6
1. 職員構成	6
2. 人件費率等	8
3. 初任給（基本給・時給）	15
4. 諸手当	43
5. 介護職員処遇改善加算（交付金）	54
6. 賞与（期末勤勉手当）	56
7. 継続雇用	62
8. 退職共済制度・福利厚生制度	63
9. モデル賃金	69
10. 人事考課制度について	83
11. 定着理由について	88
12. 施設・事業所の考え方	105
総括	112
参考資料	113
参考資料（令和4年度賃金実態調査 調査票）	115

<本調査報告について>

この賃金実態調査は平成21年から定期的を実施しているため、定点観測の視点を盛り込みつつ、一部、全産業との比較などを交えながら、県内の社会福祉法人・施設の実態が浮き彫りになるよう分析しています。

※なお、この報告書で使用している全国平均は、厚生労働省と経済産業省および日本経済団体連合会（経団連）の統計資料の数値です。また、「適正值（上限値）」では、報告書作成を委託した福祉マネジメントラボの経験値を参考としてお示ししています。

■ 調査の概要

1. 調査の目的

岡山県内において、社会福祉法人が経営する施設・事業所の給与水準等を把握し、各法人において給与制度の検討・確認を行ううえで、参考となる経営指標及び人事管理指標等を提供するとともに、社会福祉経営における基盤の充実強化や経営支援への取り組みの基礎資料とするために実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

3. 協力団体

岡山県社会福祉法人経営者協議会 / 岡山県老人福祉施設協議会

岡山県障害福祉施設等協議会 / 岡山県保育協議会 / 岡山県児童養護施設等協議会

4. 調査対象等

岡山県内において社会福祉法人（指定管理を含む）が経営する次の施設・事業所（令和4年4月1日現在で認可・事業を開始している施設・事業所）

施設・事業所種別		調査数	回収状況
高齢福祉分野	養護老人ホーム	18	14 (77.8%)
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	217	80 (36.9%)
	軽費老人ホーム (ケアハウス、軽費老人ホームA型)	69	31 (44.9%)
	小 計	304	125 (41.1%)
障害福祉分野	障害者支援施設	47	24 (51.1%)
	障害福祉サービス事業 (就労移行支援一般型、就労継続支援A型・B型)	134	54 (40.3%)
	小 計	181	78 (43.1%)
児童福祉分野	児童養護施設	8	7 (87.5%)
	保育所・認定こども園	246	91 (37.0%)
	小 計	254	98 (38.6%)
社協	市町村社会福祉協議会	27	25 (92.6%)
合 計		766	326 (42.6%)

5. 調査期間

令和4年6月1日～6月30日

6. 調査方法

郵送により調査票を送付（回答はWEB入力フォームで実施）

7. 調査項目

- ・基本情報
- ・職員構成
- ・人件費率等
- ・初任給
- ・諸手当
- ・賞与（期末勤勉手当）
- ・継続雇用
- ・退職共済制度・福利厚生制度
- ・モデル賃金
- ・人事考課制度
- ・定着理由
- ・施設・事業所の考え方

※本報告書において、養護老人ホームを「養護老人」、特別養護老人ホームを「特養」、軽費老人ホーム（ケアハウス）を「軽費」、障害者支援施設を「障害支援」、障害福祉サービス事業を「障福サービス」、児童養護施設を「児童養護」、保育所・認定子ども園を「保育」、市町村社会福祉協議会を「社協」と略す。

※本報告書において、「N数」は標本数（サンプル数）を表す。

※本報告書において、カッコ書きで前回調査時の数値を記入。ただし、単純比較できない場合や前回調査していない項目については記入なし。

今回の調査票回収件数は326件（施設）。回収率は42.6%です。前回の平成29年度調査時は410件（施設）、回収率59.0%であり、今回84件（施設）減少し、回収率は16.4%減となりました。なお、今回初めて市町村社会福祉協議会の調査も実施しました。

調査票回収件数が一番多い施設群は保育所・認定子ども園の91件、次いで特別養護老人ホームの80件、そして障害福祉サービス事業の54件という順です。

高齢福祉分野全体の回収率は41.1%（前回調査時：56.8%）。今回15.7ポイント減少。

障害福祉分野全体の回収率は43.1%（前回調査時：61.4%）。今回18.3ポイント減少。

児童福祉分野全体の回収率は38.6%（前回調査時：59.4%）。今回20.8ポイント減少。

社協分野全体の回収率は92.6%（前回調査なし）

■ 調査結果

1. 職員構成

【職員数（4分野別の平均職員数）】

4分野（高齢・障害・児童・社協）の正規職員と非正規職員の平均人数と雇用区分（正規・非正規）の分布状況を10人未満から50人以上まで10人刻みで調査しています。

なお、本報告書では、カッコ書きで前回調査時の数値を記入しています。ただし、単純比較できない場合や前回調査していない項目については記入していません。

- 高齢福祉分野の職員数の平均は、正規25.4（24.9）人、非正規9.3（7.5）人です。50人以上の施設の割合が一番多く、30施設、24.0%という結果です。
 - 障害福祉分野の職員数の平均は、正規11.5（11.7）人、非正規5.4（6.0）人です。10人未満の施設の割合が一番多く、39施設、50.0%という結果です。
 - 児童福祉分野の職員数の平均は、正規22.1（20.3）人、非正規10.8（8.0）人です。20人以上30人未満の施設が一番多く35施設、35.7%という結果です。
 - 市町村社協分野の職員数の平均は、正規24.7人、非正規36.1人です。50人以上が一番多く14社協、56.0%という結果です。
- ※平均職員数が一番多いのは社協、続いて高齢福祉分野、次いで児童福祉分野、一番少ないのが障害福祉分野で、社協を除けば前回調査時と同様の結果です。

【職員の構成】

正規職員と非正規職員の構成（常勤非常勤比率）は以下の通りです。

- 高齢福祉分野の平均は、正規73.1（76.8）%、非正規26.9（23.2）%ですので、概ね7：3（8：2）という結果です。前回29年度調査時と比較して、若干非常勤化が進んだ結果です。
 - 障害福祉分野の平均は、正規67.8（66.2）%、非正規32.2（33.8）%ですので、概ね7：3（7：3）ということで前回同様の結果です。
 - 児童福祉分野の平均も正規67.2（72.3）%、非正規32.8（27.7）%ですので、概ね7：3という結果ですが、前回より若干非常勤の比率が上がりました。
 - 市町村社協分野の平均は正規40.7%、非正規59.4%ですので概ね4：6という結果です。全分野中、もっとも非常勤の割合が多い結果となっています。
- ※前回調査と比較して、児童福祉分野と高齢福祉分野の非常勤職員の割合が増えていることが分かります。

【正規職員の平均勤続年数】

勤続年数は職員の定着状況を表しますので、職場の働き易さや法人施設の人事施策と関連する指標といわれています。人材確保が厳しい業界にあって、重要な人事指標といえるでしょう。

分野別の正規職員の平均勤続年数は以下の通りです。ただし、軽費老人ホームと養護老人ホームは分母が少ないので、それを踏まえてみる必要があります。

- 勤続年数が一番長いのは軽費老人ホームの12.2年です。
- 次に長いのは障害者支援施設の11.5年です。
- 三番目が市町村社会福祉協議会の11.0年となっています。
- 一番短かったのは養護老人ホームの8.2年です。
- 地区別で一番長いのは備中地域の軽費老人ホームの14.7年でした。

※全国全産業平均の勤続年数は、11.9年（男性：13.4年、女性：9.3年）です。

「出展：令和4年版 労働経済の分析 厚生労働省」

1) 職員数 (分野×平均職員数)

※これより右の人数は正規と非正規の合計人数

	10人未満	10人～ 20人未満	20人～ 30人未満	30人～ 40人未満	40人～ 50人未満	50人以上
高齢福祉	14.4% (18)	20.0% (25)	17.6% (22)	15.2% (19)	8.8% (11)	24.0% (30)
障害福祉	50.0% (39)	17.9% (14)	9.0% (7)	15.4% (12)	3.8% (3)	3.8% (3)
児童福祉	6.1% (6)	7.1% (7)	35.7% (35)	25.5% (25)	10.2% (10)	15.3% (15)
社協	20.0% (5)	8.0% (2)	4.0% (1)	0.0% (0)	12.0% (3)	56.0% (14)

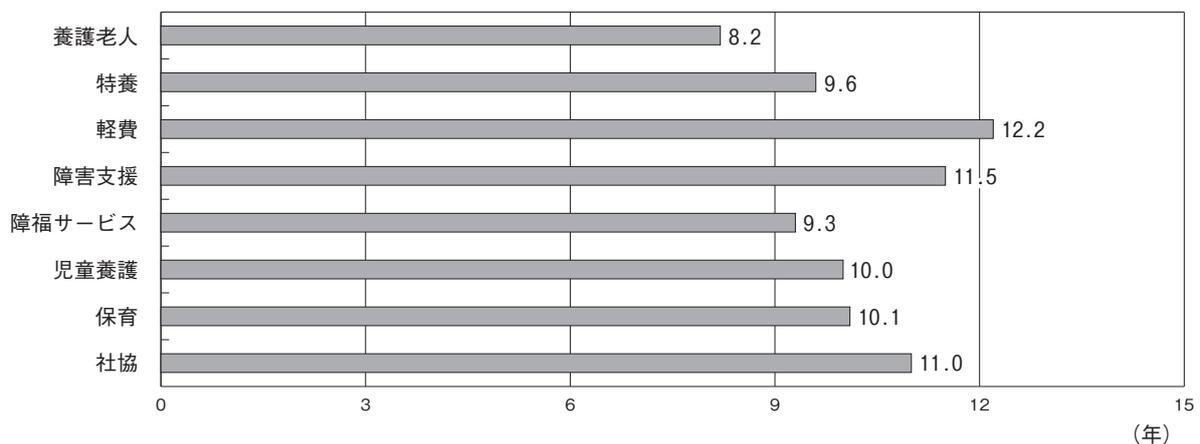
2) 職員構成 (分野×雇用区分×地域区分)

※これより右は各地域の合計数に対する正規職員の割合

	正 規 職員数	非正規 職員数 (嘱託)	非正規 職員数 (アルバイト)	非正規 職員数 (短時間パート)	N数	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
高齢福祉	3,170.0	218.3	325.8	619.9	4,334.0	995.9	498.5	485.1	340.4	850.1
	73.1%	5.0%	7.5%	14.3%		79.4%	68.0%	75.1%	72.9%	68.9%
障害福祉	895.6	119.6	123.7	182.9	1,321.8	349.9	65.0	99.1	164.1	217.5
	67.8%	9.0%	9.4%	13.8%		73.2%	63.4%	64.5%	71.0%	61.0%
児童福祉	2,168.5	177.4	339.4	542.7	3,228.0	757.0	723.0	207.0	319.0	162.5
	67.2%	5.5%	10.5%	16.8%		73.9%	69.9%	55.7%	58.9%	63.4%
社協	618.5	305.3	108.8	488.7	1,521.3			175.0	241.5	202.0
	40.7%	20.1%	7.2%	32.1%				33.9%	51.8%	37.5%

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

3) 勤続年数 (施設種類×地域区分)



	平均勤続年数 (年)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	8.2	5.9	13.7	11.0	6.7	4.9
特養	9.6	9.4	6.3	12.2	11.1	9.2
軽費	12.2	12.2	8.8	8.5	14.7	12.5
障害支援	11.5	11.7	—	8.8	12.4	11.5
障福サービス	9.3	11.2	7.2	10.4	7.5	9.2
児童養護	10.0	10.3	—	9.4	—	—
保育	10.1	8.9	9.9	9.4	10.6	13.8
社協	11.0			10.2	12.0	10.9

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

2. 人件費率等

【人件費率】

人件費率は職員処遇と労働生産性の双方において重要な経営指標です。人件費率は特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの入所施設の場合は60%までが適正值（上限値）と考えられます。養護老人ホームや軽費老人ホームの場合は、職員配置が少ないため50%程度が適正と考えられます。また、保育所・認定こども園は70%前後です。

施設別の平均人件費率は以下の通りです。

- 人件費率が一番高いのは市町村社会福祉協議会の73.0%です。
- 次に高いのは保育所・認定こども園の71.4%（74.4%）です。
- 人件費率が一番低い施設は養護老人ホームの57.3%（52.1%）です。
- 特別養護老人ホームは68.3%（67.4%）です。

【人材派遣費率】

人材派遣費率は、人件費相当とみるのが妥当でしょう。人材派遣費率は今回初めての調査です。

施設別の平均人材派遣費率は以下の通りです。

- 人材派遣費率が一番高いのは保育所・認定こども園の2.8%です。
- 次に高いのは特別養護老人ホームの2.5%です。倉敷市が3.1%と都市部という理由からか他地域より高いことが分かります。
- 障害福祉サービス事業・児童養護施設は、人材派遣を利用していないことが分かります。

【人材紹介費率】

人材紹介費率は、厳密には業務委託と考えられますが、いずれにしても労務費ですので、人件費相当とみるのが妥当でしょう。この比率が高いということは、職員の定着率が悪いともいえます。人材紹介費率も今回初めて調査を行いました。

- 人材紹介費率が一番高いのは軽費老人ホームの1.1%です。
- 次に高いのは保育・認定こども園の1.0%です。
- 児童養護施設・市町村社会福祉協議会は、人材紹介を利用していないことが分かります。

【定期昇給額】

定期昇給額は職員の処遇向上と労働市場における競争力に影響を与える人事指標です。

施設別の平均昇給額は以下の通りです。

- 社協の平均昇給額が5,460円で一番高い結果です。
- 一番低いのは、前回同様養護老人ホームの2,205円（3,614円）です。
- 4分野の平均昇給額は3,664円（4,487円）です。
- 全産業中小企業（370社）平均昇給額は4,376円。

「出典：2021年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（加重平均）2021年8月6日日本経済団体連合会」

【委託費率】

委託費率とは施設や事業所内部で賄える調理や清掃あるいは送迎といった業務を外部の業者に委託することで発生する費用比率です。したがって人件費率と同じ労務コストと考えるべき費用ですので人件費率同様、生産性に影響を及ぼす経営指標です。ちなみに給食調理の委託費率は収入に対して5～8%の範囲が適正值と考えられます。清掃委託は1%以内です。

施設別の平均委託費率は以下の通りです。

- 委託費率の平均が一番高いのは市町村社会福祉協議会の13.5%です。
- 一番低い施設は児童養護施設の1.1%（1.7%）です。児童養護施設の場合、間接業務のほとんどを職員で賄っていることがみてとれます。
- 特別養護老人ホームの平均は5.2%（6.9%）で1.7%の減少です。

【人件費率と委託費率の合算】

人件費率と委託費率を合算したものが施設の純粋な労務コストです。この二つを合算した比率は生産性を表す重要な経営指標になります。この労務コスト（人件費率+委託費率）は特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの入所施設の場合は65%までが適正值（上限値）と考えられます。養護老人ホームや軽費老人ホームの場合は、職員配置が少ないため55%程度が適正と考えられます。保育所・認定こども園は75%です。

施設別の人件費率と委託費率の合算の平均値は以下の通りです。

- 平均が一番高いのは市町村社会福祉協議会の86.5%です。
- 一方、一番低い施設は軽費老人ホームの61.7%（61.7%）です。
- 特別養護老人ホームの平均は73.5%（74.3%）です。前回調査時と比較して0.8%減少しています。
- 障害福祉サービス事業の平均は63.1%（65.3%）で2.1%の減少です。

【研修費率】

研修費率は、職員の人材育成にどの程度の費用を掛けているかを見るための人事指標です。優良企業は収入の1%を従業員の研修に充てているというデータがあります。

研修費率は今回初めての調査です。

施設別の研修費の平均値は以下の通りです。

- 全ての施設、市町村社会福祉協議会とも0.1～0.2%しか研修費を掛けていないことが分かります。優良企業の10分の1程度の費用しか職員の人材育成に投下していないことになります。

【福利厚生費率】

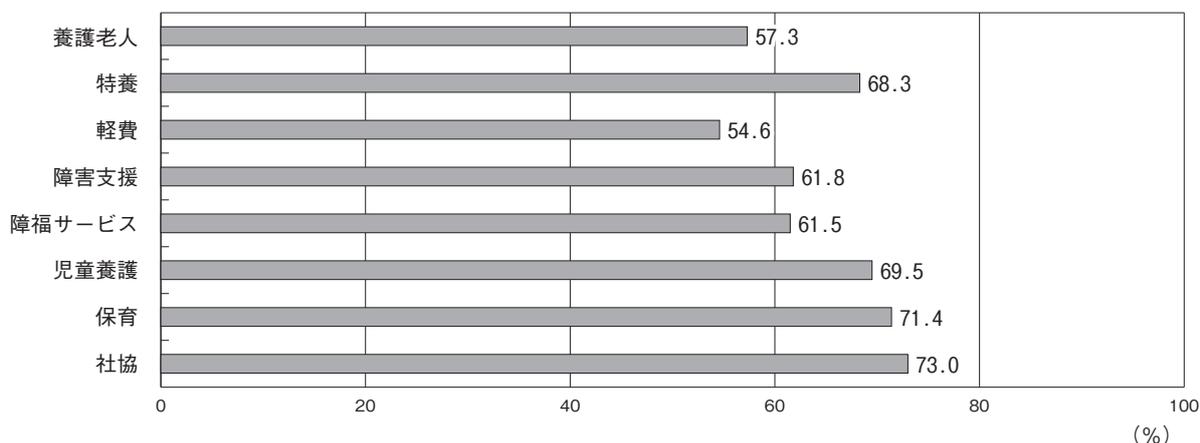
福利厚生費は、職員の定着に関連する人事指標です。施設に対する職員の帰属意識に関係する費用とされています。

福利厚生費率も今回初めての調査です。

施設別の福利厚生費の平均値は以下の通りです。

- 平均が一番高い施設は養護老人ホームの3.0%です。
- 一方、一番低いのは障害者支援施設と児童養護施設の0.3%です。

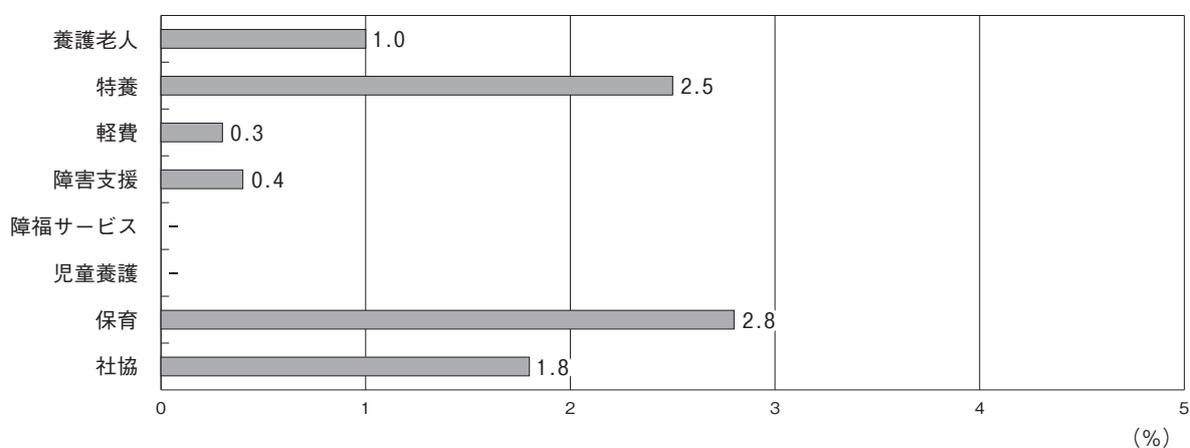
1) 人件費率



	平均人件費率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	57.3	66.7	61.1	57.5	47.1	50.9
特養	68.3	66.5	66.3	67.3	72.9	70.4
軽費	54.6	49.3	37.9	46.7	61.2	62.6
障害支援	61.8	62.7	—	54.7	63.3	61.6
障福サービス	61.5	56.9	63.1	70.1	71.5	56.5
児童養護	69.5	73.2	45.3	74.4	—	—
保育	71.4	70.6	68.2	69.3	76.9	74.0
社協	73.0			77.7	68.6	75.5

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

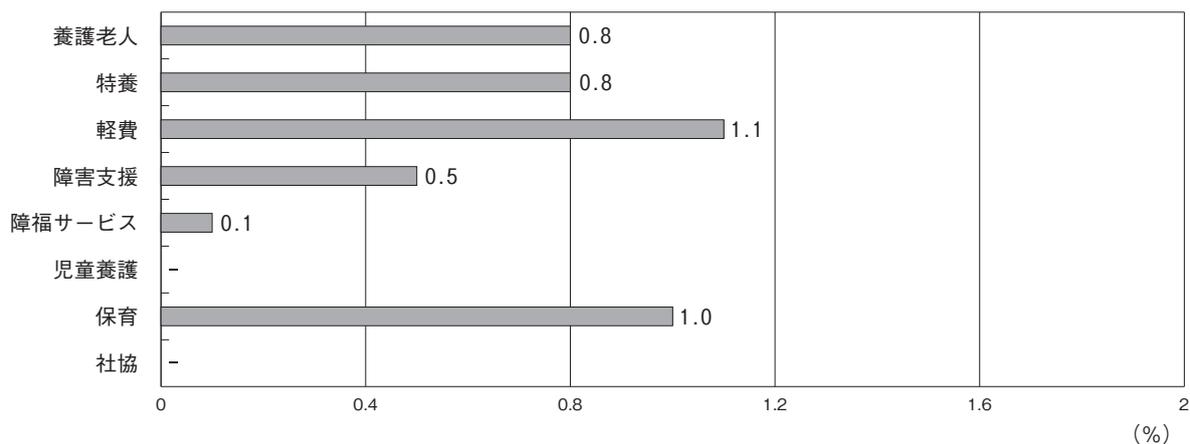
2) 人材派遣費率



	平均人材派遣費率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	1.0	1.0	—	—	—	—
特養	2.5	1.3	3.7	2.0	0.9	4.1
軽費	0.3	0.3	—	—	—	—
障害支援	0.4	0.1	—	—	—	0.6
障福サービス	—	—	—	—	—	—
児童養護	—	—	—	—	—	—
保育	2.8	3.1	2.5	3.1	0.7	3.3
社協	1.8			2.1	1.4	—

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

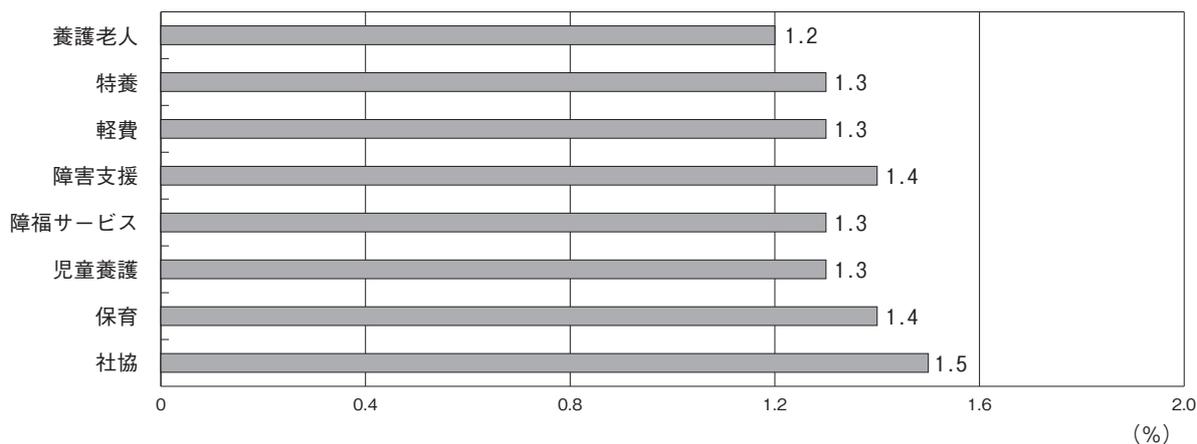
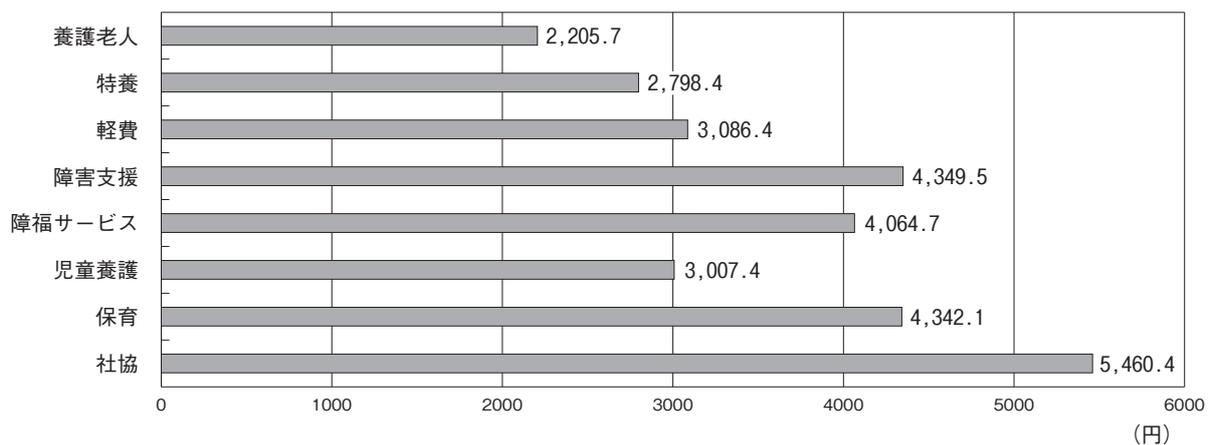
3) 人材紹介費率



	平均人材紹介費率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	0.8	0.6	0.9	-	-	-
特養	0.8	0.6	1.0	1.1	0.4	0.6
軽費	1.1	0.6	-	-	0.3	1.7
障害支援	0.5	0.8	-	-	0.3	0.4
障福サービス	0.1	0.1	-	-	-	-
児童養護	-	-	-	-	-	-
保育	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-
社協	-	-	-	-	-	-

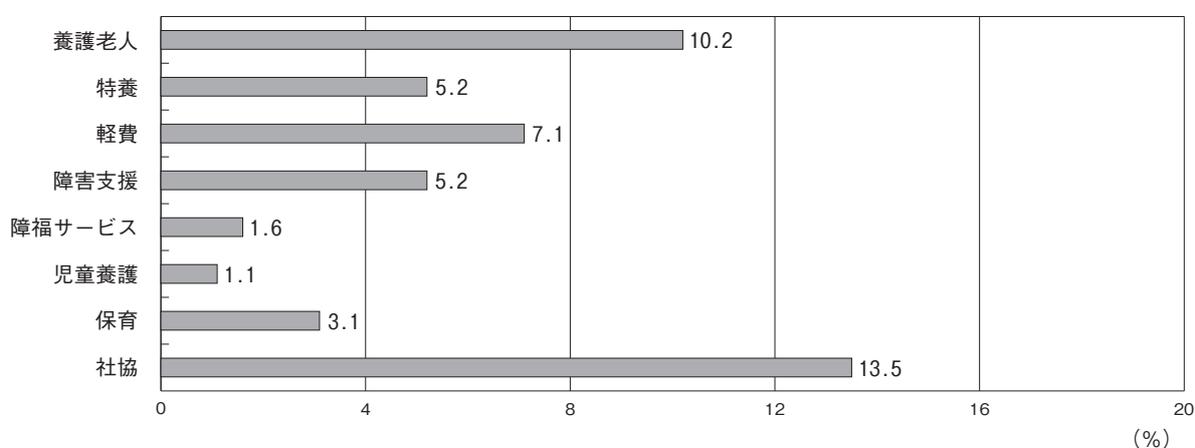
※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

4) 平均定期昇給額と平均定期昇給率



	平均定期昇給額 (円)	平均定期昇給率 (%)
養護老人	2,205.7	1.2
特養	2,798.4	1.3
軽費	3,086.4	1.3
障害支援	4,349.5	1.4
障福サービス	4,064.7	1.3
児童養護	3,007.4	1.3
保育	4,342.1	1.4
社協	5,460.4	1.5

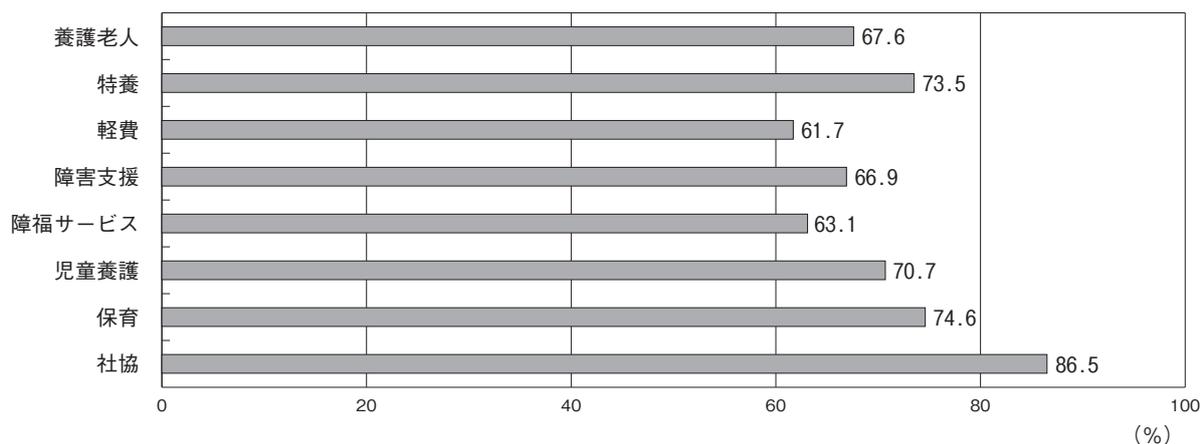
5) 委託費率



	平均委託比率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	10.2	0.6	22.4	4.9	10.0	15.4
特養	5.2	6.3	3.9	3.1	6.3	5.5
軽費	7.1	9.4	4.9	13.4	4.4	6.0
障害支援	5.2	4.3	—	9.2	7.3	3.6
障福サービス	1.6	1.4	3.1	0.1	0.6	1.3
児童養護	1.1	0.9	1.6	1.5	—	—
保育	3.1	1.8	6.5	1.1	0.9	2.9
社協	13.5			17.0	15.1	3.4

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

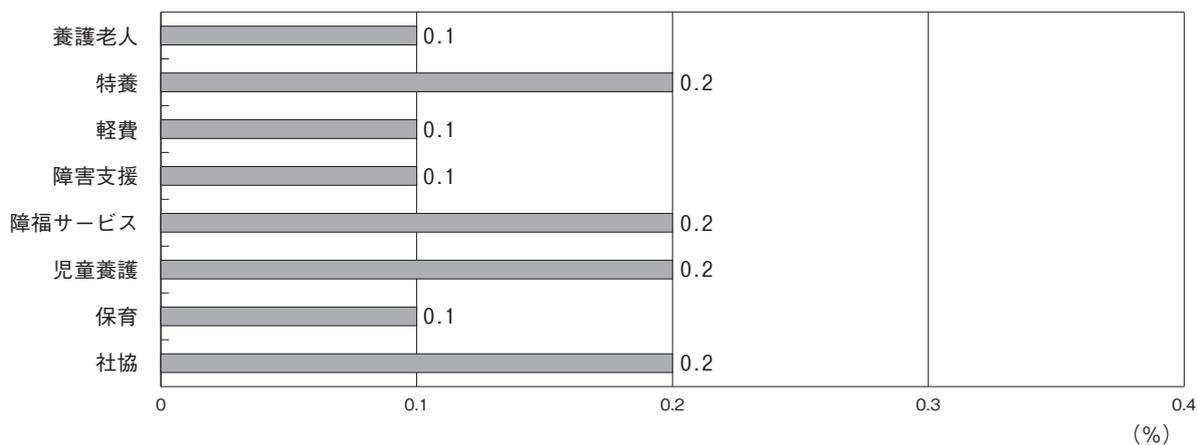
6) 人件比率+委託比率



	平均人件比率+委託比率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	67.6	67.3	83.5	62.3	57.1	66.3
特養	73.5	72.8	70.2	70.3	79.1	75.9
軽費	61.7	58.7	42.8	60.1	65.6	68.7
障害支援	66.9	67.0	—	63.9	70.6	65.2
障福サービス	63.1	58.3	66.2	70.2	72.0	57.8
児童養護	70.7	74.0	46.9	75.9	—	—
保育	74.6	72.4	74.7	70.4	77.8	76.9
社協	86.5			94.8	83.7	78.9

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

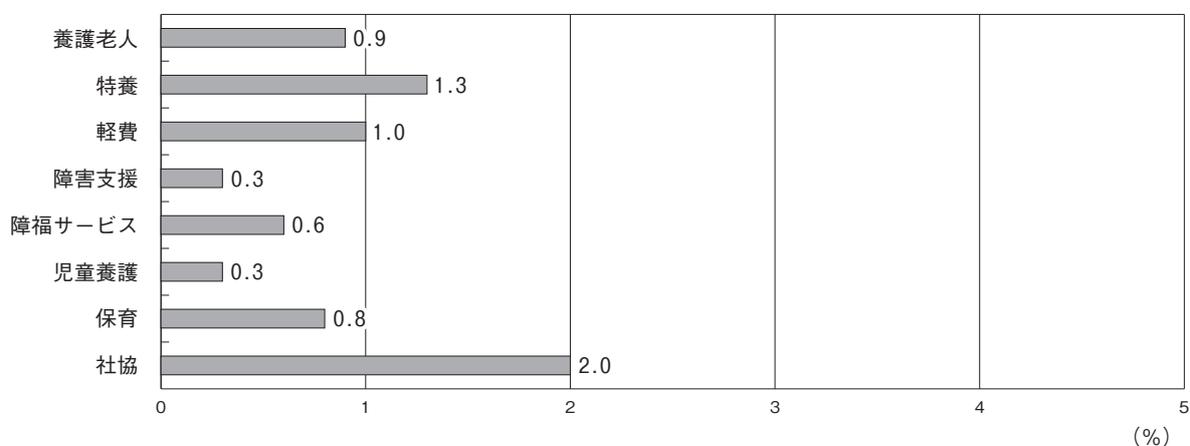
7) 研修費率



	平均研修費率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	0.1	0.1	—	—	—	0.1
特養	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1
軽費	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
障害支援	0.1	0.1	—	0.1	0.2	0.2
障福サービス	0.2	0.2	0.7	—	0.3	0.1
児童養護	0.2	0.1	0.6	0.1	—	—
保育	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
社協	0.2			0.1	0.4	0.1

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

8) 福利厚生費率



	平均福利厚生費率 (%)	岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	0.9	1.2	0.4	0.2	0.4	1.5
特養	1.3	0.5	0.4	2.5	2.9	1.6
軽費	1.0	0.4	0.2	2.7	2.1	0.5
障害支援	0.3	0.3	—	0.2	0.5	0.3
障福サービス	0.6	0.4	0.4	0.3	2.1	0.3
児童養護	0.3	0.3	0.4	0.2	—	—
保育	0.8	1.3	1.0	0.5	0.5	0.6
社協	2.0			1.7	2.2	1.8

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

3. 初任給（基本給・時給）

【基本給】

基本給は初任給（所定内給与）の基礎となる本俸部分です。この基本給は、一般的には賞与や退職金支給の算定根拠になるものです。また、定率で支給している時間外手当や管理職手当、調整手当といった手当と連動する性質があります。

ここでは新規学卒者の基本給を分野ごとに職種別及び学歴別（大卒・短大、専門卒・高卒）の平均値で示します。

以下に特別養護老人ホームの介護職員のケースを取り上げて見ていきます。この見方を参考に自法人・施設の基本給を検討する際の判断材料にして頂ければと思います。

＜特別養護老人ホームの介護職員の場合＞

- 大卒は、148,000円（最低額）～190,000円（最高額）の範囲でその差は42,000円の開きがあります。平均額は166,285円（161,213円）です。平均金額と比較して5,072円上昇しました。
- 短大・専門卒は、146,000円（最低額）～186,000円（最高額）の範囲でその差は40,000円の開きがあります。平均額は160,663円（155,256円）です。平均金額と比較して5,407円上昇しました。
- 高卒は、135,500円（最低額）～186,000円（最高額）の範囲でその差は50,500円あります。平均額は154,228円（148,652円）です。前回調査時の平均金額と比較して5,576円上昇しました。

＜高齢福祉分野の各施設介護職員を比較した場合＞

- 短大・専門卒の介護職員の平均額で比較すると一番高い施設は特別養護老人ホームの160,663円（155,256円）次いで、軽費老人ホームの159,958円（157,729円）、最後に養護老人ホームの158,497円（153,325円）の順です。

＜障害者支援施設の生活支援員の場合＞

- 大卒は、160,000円（最低額）～205,100円（最高額）の範囲でその差は45,100円の開きがあります。平均額は183,779円（179,519円）です。前回調査時の平均金額と比較して4,260円上昇しました。
- 短大・専門卒は、155,000円（最低額）～195,100円（最高額）の範囲でその差は40,100円の開きがあります。平均額は169,862円（163,707円）です。前回調査時の平均金額と比較して6,155円上昇しました。
- 高卒は、149,700円（最低額）～187,800円（最高額）の範囲でその差は38,100円あります。平均額は161,572円（156,145円）です。前回調査時の平均金額と比較して5,427円上昇しました。

＜障害福祉サービス事業の生活支援員の場合＞

- 大卒は、169,200円（最低額）～205,000円（最高額）の範囲でその差は99,000円の開きがあります。平均額は189,894円（180,817円）です。前回調査時の平均金額と比較して9,077円上昇しました。
- 短大・専門卒は、106,000円（最低額）～205,000円（最高額）の範囲でその差は99,000円の開きがあります。平均額は179,890円（171,183円）です。前回調査時の平均金額と比較して8,707円上昇しました。
- 高卒は、134,000円（最低額）～200,000円（最高額）の範囲でその差は66,000円あります。平均額は161,861円（165,326円）です。前回調査時の平均金額と比較して3,465円減少しました。

＜障害福祉分野の各施設の生活支援員を比較した場合＞

- 短大・専門卒の生活支援員の平均額で比較すると障害者支援施設が169,862円、障害福祉サービス事業が179,890円という結果です。

＜児童養護施設の児童指導員の場合＞

- 大卒は、183,800円（最低額）～198,432円（最高額）の範囲でその差は14,632円の開きがあります。平均額は191,987円（190,232円）です。前回調査時の平均金額と比較して1,755円上昇しました。
- 短大・専門卒は、177,000円（最低額）～190,376円（最高額）の範囲でその差は13,376円の開きがあります。平均額は183,688円（163,900円）です。前回調査時の平均金額と比較して19,788円上昇しました。

<保育所・認定こども園の保育士の場合>

- 大卒は、162,000円（最低額）～197,300円（最高額）の範囲でその差は35,300円の開きがあります。平均額は181,016円（175,435円）です。前回調査時の平均金額と比較して5,581円上昇しました。
- 短大・専門卒は、150,000円（最低額）～192,220円（最高額）の範囲でその差は42,220円の開きがあります。平均額は173,806円（169,169円）です。前回調査時の平均金額と比較して4,637円上昇しました。

<児童福祉分野の各施設の保育士を比較した場合>

- 短大・専門卒の保育士の平均額で比較すると児童養護施設が178,533円、保育所・認定こども園が173,806円という結果です。

<市町村社会福祉協議会の経営事業職員の場合>（前回調査なし）

- 大卒は、143,800円（最低額）～191,300円（最高額）の範囲でその差は47,500円の開きがあります。平均額は175,162円です。
- 短大・専門卒は、139,000円（最低額）～172,600円（最高額）の範囲でその差は33,600円の開きがあります。平均額は160,579円です。
- 高卒は、136,100円（最低額）～168,900円（最高額）の範囲でその差は32,800円あります。平均額は150,742円です。

<社協の一般事業職員と経営事業職員を比較した場合>

- 大卒の平均額で比較すると一般事業職員が174,135円、経営事業職員が175,162円という結果です。

【初任給】

初任給は、職員処遇と労働市場における競争力と深い関わりのある項目です。

初任給（所定内給与）とは、基本給に加えて交通費を除く所定内で支払われる全ての手当が含まれます。新卒者が就職を検討する際の一つの目安になります。

ここでは新規学卒者の初任給を施設種別ごとに職種別及び学歴別（大卒・短大、専門卒・高卒）の平均値で示します。

以下に各分野の主要な職種のケースを取り上げて見ていきます。この見方を参考に自法人・施設の初任給を検討する際の判断材料にして頂ければと思います。

<特別養護老人ホームの介護職員の場合>

- 大卒の場合、160,400円（最低額）～258,000円（最高額）の範囲でその差は97,600円の開きがあります。平均額は211,398円（203,524円）です。前回調査時の平均金額と比較して7,874円上昇しました。
 - 短大・専門卒の場合、155,200円（最低額）～256,000円（最高額）の範囲でその差は100,800円も開きがあります。平均額は206,585円（196,947円）です。前回調査時の平均金額と比較して9,638円上昇しました。
 - 高卒の場合、150,000円（最低額）～254,000円（最高額）の範囲でその差は104,000円あります。平均額は198,053円（189,900円）です。前回調査時の平均金額と比較して8,153円上昇しました。
- ※特別養護老人ホームの介護職員の初任給は、前回調査時と比較して1万円弱増加しました。

<高齢福祉分野の各施設の介護職員を比較した場合>

- 短大・専門卒の介護職員の平均額で比較すると一番高い施設は特養の206,585円、次いで軽費老人ホームの200,096円、最後に養護老人ホームの199,763円の順です。

<障害者支援施設の生活支援員の場合>

- 大卒の場合、180,200円（最低額）～239,357円（最高額）の範囲でその差は59,157円の開きがあります。平均額は210,222円（207,242円）です。前回調査時の平均金額と比較して2,980円上昇しました。
- 短大・専門卒の場合、166,900円（最低額）～220,737円（最高額）の範囲でその差は53,837円も開きがあります。平均額は195,587円（190,621円）です。前回調査時の平均金額と比較して4,966円上昇しました。

○高卒の場合、157,000円（最低額）～213,000円（最高額）の範囲でその差は56,000円の開きがあります。平均額は187,465円（183,347円）です。前回調査時の平均金額と比較して4,118円上昇しました。

※障害者支援施設の生活支援員の初任給は、前回調査時と比較して5千円弱増加しました。

＜障害福祉サービス事業の生活支援員の場合＞

○大卒の場合、171,700円（最低額）～239,000円（最高額）の範囲でその差は67,300円の開きがあります。平均額は206,825円（200,964円）です。前回調査時の平均金額と比較して5,888円上昇しました。

○短大・専門卒の場合、152,200円（最低額）～239,000円（最高額）の範囲でその差は86,800円の開きがあります。平均額は196,903円（191,451円）です。前回調査時の平均金額と比較して5,452円上昇しました。

○高卒の場合、142,000円（最低額）～203,900円（最高額）の範囲でその差は61,900円の開きがあります。平均額は174,837円（181,788円）です。前回調査時の平均金額と比較して6,951円減少しました。

※障害福祉サービスの生活支援員の初任給は、前回調査時と比較して高卒を除くと5千円強増加しました。

＜障害福祉分野の各施設の生活支援員を比較した場合＞

○大卒の生活支援員の平均額で比較すると障害者支援施設が210,222円、障害福祉サービス事業が206,825円という結果です。

＜児童養護施設の児童指導員の場合＞

○大卒の場合、214,820円（最低額）～272,592円（最高額）の範囲でその差は57,772円の開きがあります。平均額は239,961円（214,971円）です。前回調査時の平均金額と比較して24,990円上昇しました。

○短大・専門卒の場合、209,035円（最低額）～262,136円（最高額）の範囲でその差は53,101円の開きがあります。平均額は235,586円（198,808円）です。前回調査時の平均金額と比較して36,778円上昇しました。

※児童養護施設の児童指導員の初任給は、前回調査時と比較して2万5千円以上上昇しました。

＜保育所・認定こども園の保育士の場合＞

○大卒の場合、162,200円（最低額）～232,220円（最高額）の範囲でその差は70,020円の開きがあります。平均額は196,325円（184,478円）です。前回調査時の平均金額と比較して11,847円上昇しました。

○短大・専門卒の場合、150,000円（最低額）～232,220円（最高額）の範囲でその差は82,220円の開きがあります。平均額は188,649円（166,679円）です。前回調査時の平均金額と比較して21,970円上昇しました。

※保育所・認定こども園の保育士の初任給は、前回調査時と比較して1万円以上上昇しました。

＜児童福祉分野の各施設の保育士を比較した場合＞

○短大・専門卒の保育士の平均額で比較すると児童養護施設が224,441円、保育所・認定こども園が188,649円という結果です。

＜市町村社会福祉協議会の経営事業職員の場合＞（前回調査なし）

○大卒は、143,800円（最低額）～191,300円（最高額）の範囲でその差は47,500円の開きがあります。平均額は177,037円です。

○短大・専門卒は、139,900円（最低額）～172,737円（最高額）の範囲でその差は32,837円の開きがあります。平均額は162,056円です。

○高卒は、136,100円（最低額）～172,737円（最高額）の範囲でその差は36,637円あります。平均額は151,919円です。

＜社協の一般事業職員と経営事業職員を比較した場合＞

○大卒の平均額で比較すると一般事業職員が177,858円、経営事業職員が177,037円という結果です。

【全産業平均の初任給】大卒：225,400円、短大・専門卒：199,800円、高卒：179,700円「出典：令和3年賃金構造基本統計調査 厚生労働省」。

【初任給（地区別）】

ここでは地区別での比較結果を示します。

<特別養護老人ホームを地区別で比較した場合>

○初任給の平均が一番高いのは岡山市の197,516円（192,504円）、一番低いのは備前地域の183,882円（180,969円）でその差13,634円です。

<障害福祉分野を地区別で比較した場合>

○初任給の平均が一番高いのは岡山市の障害福祉サービス事業で215,740円（194,382円）、一番低いのは備前地域の障害福祉サービスの178,286円（186,552円）でその差37,454円です。

<児童福祉分野を地区別で比較した場合>

○初任給の平均が一番高いのは備前地区の保育・認定こども園で229,527円（172,263円）、一番低いのは美作地域の保育・認定こども園の182,234円（168,009円）でその差47,293円です。

<市町村社会福祉協議会を地区別で比較した場合>

○初任給の平均が一番高いのは美作地域164,922円ですが、他の地区と金額は拮抗しています。

【非正規職員（嘱託）の時給（職種別）】

ここでは分野別職種別に嘱託の時給の平均値を示します。前回は、嘱託の調査は行っていません。

<高齢福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,236円となっています。

○一番低いのは、調理員の894円です。

<障害福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,246円となっています。

○一番低いのは、調理員の912円です。

<児童福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,243円となっています。

○一番低いのは、保育補助の901円です。

○保育士の平均は1,014円。最高額が1,200円、最低額が940円。

【非正規職員（フルタイムパート）の時給（職種別）】

ここでは分野別職種別にフルタイム非正規職員の平均時給を示します。

<高齢福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,310円（1,198円）となっています。

○一番低いのは、調理員の898円（842円）です。

<障害福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,273円（1,225円）となっています。

○一番低いのは、事務職員の915円（872円）です。

<児童福祉分野の施設>

○看護職員が一番高く、平均で1,222円（1,061円）となっています。

○一番低いのは、保育補助の927円です。

○保育士の平均は1,025円（969円）。最高額が1,200円、最低額が907円。

【非正規職員（短時間パート）の時給（職種別）】

ここでは分野別職種別に短時間非正規職員の平均時給を示します。今回は、短時間パートの調査は行っていません。

<高齢福祉分野の施設>

- 看護職員が一番高く、平均で1,303円となっています。
- 一番低いのは、事務職員の902円です。

<障害福祉分野の施設>

- 看護職員が一番高く、平均で1,242円となっています。
- 一番低いのは、事務職員の917円です。

<児童福祉分野の施設>

- 看護職員が一番高く、平均で1,199円となっています。
- 一番低いのは、保育補助の919円です。

【全産業の短時間労働者の平均時給】1,384円ですので、それと比較すると全職種低い傾向です「出典：令和3年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」。

1) 正規職員（施設種類別 職種×卒業×平均×最高・最低）

(金額：円)

施設種類	職種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒					
		初任給	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	
介護老人	介護職員	基本給	162,612	180,000	147,900	12	158,497	170,000	147,900	12	152,529	161,700	135,500	12	152,529	161,700	135,500	12	
		所定内給与	203,939	242,000	151,858	12	199,763	232,000	151,858	12	192,957	220,000	151,858	12	192,957	220,000	151,858	12	
	生活相談員	基本給	169,839	185,800	152,000	13	163,388	185,800	148,000	12	155,133	175,000	135,500	6	155,133	175,000	135,500	6	
		所定内給与	189,089	233,860	161,912	13	178,071	205,500	159,752	12	167,021	182,700	158,000	6	167,021	182,700	158,000	6	
	看護職員	基本給	193,041	228,200	152,000	9	190,421	220,000	148,000	11	181,957	203,800	144,000	7	181,957	203,800	144,000	7	
		所定内給与	216,185	255,500	168,668	9	209,295	255,500	166,428	11	202,071	215,500	183,200	7	202,071	215,500	183,200	7	
	栄養士	基本給	164,653	182,200	152,000	12	158,638	171,900	148,000	11	158,638	171,900	148,000	11	158,638	171,900	148,000	11	
		所定内給与	179,765	237,500	158,034	12	171,992	194,700	155,914	11	163,202	175,000	148,000	8	163,202	175,000	148,000	8	
	管理栄養士	基本給	169,894	182,200	152,500	11	163,202	175,000	148,000	8	163,202	175,000	148,000	8	163,202	175,000	148,000	8	
		所定内給与	183,789	205,500	159,034	11	177,127	195,500	156,914	8	177,127	195,500	156,914	8	177,127	195,500	156,914	8	
	調理員	基本給	153,654	170,200	136,100	8	150,513	165,900	136,100	9	146,435	161,700	136,100	9	146,435	161,700	136,100	9	
		所定内給与	165,957	194,700	139,822	8	161,448	186,600	139,822	9	157,371	180,200	139,822	9	157,371	180,200	139,822	9	
機能訓練指導員	基本給	170,600	179,800	161,400	2	167,500	179,800	155,200	2	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1		
	所定内給与	194,350	208,900	179,800	2	191,250	202,700	179,800	2	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1		
あん摩マッサージ指圧師	基本給	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1		
	所定内給与	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1	179,800	179,800	179,800	1		
事務職員	基本給	166,853	182,200	152,000	12	159,601	170,000	148,000	12	152,377	161,700	135,500	12	152,377	161,700	135,500	12		
	所定内給与	177,252	203,500	152,500	12	169,927	194,700	148,000	12	162,670	184,000	135,500	12	162,670	184,000	135,500	12		

施設種類	職 種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒			
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
特養	介護職員	基本給	166,285	190,000	148,000	73	160,663	186,000	146,000	70	154,228	186,000	135,500	71			
		所定内給与	211,398	258,000	160,400	73	206,585	256,000	155,200	70	198,053	254,000	150,000	71			
	生活相談員	基本給	171,513	215,000	149,500	70	165,566	215,000	143,500	59	159,575	190,000	140,000	42			
		所定内給与	194,565	249,075	160,400	70	186,551	239,525	155,200	59	180,373	229,525	147,500	42			
	看護職員	基本給	186,488	263,160	155,800	64	180,306	263,160	150,000	63	172,675	263,160	140,000	46			
		所定内給与	212,134	266,075	170,000	64	205,882	264,500	155,200	63	196,832	264,500	151,500	46			
	栄養士	基本給	165,569	193,400	145,300	53	161,554	183,100	146,500	52							
		所定内給与	177,711	201,000	156,300	53	173,218	199,000	155,300	52							
	管理栄養士	基本給	170,261	202,500	145,300	67	166,023	202,500	146,500	56							
		所定内給与	188,479	242,500	156,300	67	183,873	242,500	155,300	56							
	調理員	基本給	160,430	190,000	140,100	34	156,127	180,000	136,600	37	151,351	168,000	127,900	37			
		所定内給与	168,077	195,200	150,000	34	164,330	187,100	147,600	37	159,554	183,500	138,900	37			
	機能訓練指導員	基本給	177,725	240,800	152,500	46	172,519	240,800	148,000	40	166,385	240,800	135,500	25			
		所定内給与	207,051	276,075	171,412	46	199,519	266,525	155,500	40	194,821	242,700	167,524	25			
	あん摩マッサージ指圧師	基本給	175,326	240,800	155,412	16	174,054	240,800	151,800	14	170,985	240,800	147,800	12			
		所定内給与	198,857	250,700	170,412	16	196,661	246,700	168,252	14	192,819	242,700	166,524	12			
事務職員	基本給	165,243	190,000	145,300	60	159,106	180,000	136,600	60	153,001	172,000	127,900	59				
	所定内給与	176,544	211,000	150,000	60	170,775	211,000	147,600	60	164,689	211,000	138,900	59				

施設種類	職 種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒			
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
軽費	介護職員	基本給	167,013	196,210	143,200	28	159,958	195,110	137,969	29	155,188	187,110	133,900	30			
		所定内給与	208,331	252,475	160,400	28	200,096	244,400	155,200	29	193,056	244,400	150,000	30			
	生活相談員	基本給	173,048	215,000	155,412	27	165,570	190,000	147,599	23	167,371	213,000	140,000	19			
		所定内給与	191,527	249,075	160,400	27	183,152	239,525	151,000	23	184,222	229,525	146,500	19			
	看護職員	基本給	185,627	218,000	160,400	20	182,061	234,000	150,000	22	173,235	210,200	140,000	17			
		所定内給与	209,155	266,075	170,400	20	204,509	256,525	156,500	22	195,290	246,525	146,500	17			
	栄養士	基本給	160,197	181,000	143,200	19	158,559	216,000	143,170	20							
		所定内給与	171,761	189,625	148,000	19	169,796	221,500	148,000	20							
	管理栄養士	基本給	168,399	194,300	148,835	21	164,874	194,300	143,170	18							
		所定内給与	182,958	223,075	154,200	21	177,359	213,525	154,000	18							
	調理員	基本給	156,182	168,000	140,100	11	152,347	164,000	137,969	12	149,100	160,100	133,900	12			
		所定内給与	165,473	192,600	140,100	11	161,869	188,800	140,100	12	158,592	185,000	140,100	12			
	機能訓練指導員	基本給	186,815	217,000	154,000	14	186,783	234,000	150,000	14	188,171	213,000	140,000	7			
		所定内給与	215,367	276,075	176,500	14	212,085	266,525	156,500	14	205,629	245,000	146,500	7			
あん摩マッサージ指圧師	基本給	192,660	217,000	164,500	5	190,260	213,000	164,500	5	193,765	213,000	173,260	4				
	所定内給与	212,900	250,700	179,800	5	210,500	246,700	179,800	5	210,440	245,000	174,260	4				
事務職員	基本給	163,401	186,000	143,200	20	155,439	174,000	143,200	21	150,102	174,000	138,330	21				
	所定内給与	172,338	189,625	154,200	20	164,625	184,275	147,880	21	159,277	178,775	139,330	21				

施設種類	職種	大学卒						短大・専門学校卒						高校卒				
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	
障害支援	介護職員	基本給	182,993	205,100	160,000	17	167,758	195,100	155,000	16	167,758	195,100	155,000	16	167,758	195,100	155,000	16
		所定内給与	223,067	250,800	173,100	17	209,701	233,700	184,600	16	209,701	233,700	184,600	16	194,921	222,100	172,908	16
	生活支援員	基本給	183,779	205,100	160,000	20	169,862	195,100	155,000	20	169,862	195,100	155,000	20	161,572	187,800	149,700	16
		所定内給与	210,222	239,357	180,200	20	195,587	220,737	166,900	20	195,587	220,737	166,900	20	187,465	213,000	157,000	16
	作業指導員	基本給	187,732	205,100	170,800	12	169,094	195,100	155,800	12	169,094	195,100	155,800	12	159,325	187,800	144,800	8
		所定内給与	199,454	218,986	170,800	12	180,135	203,100	160,600	12	180,135	203,100	160,600	12	168,888	195,800	153,400	8
	職業指導員	基本給	185,199	205,100	170,000	14	167,795	195,100	155,800	14	167,795	195,100	155,800	14	157,460	187,800	144,800	10
		所定内給与	201,675	227,000	170,800	14	183,687	217,000	160,600	14	183,687	217,000	160,600	14	171,710	195,800	153,400	10
	看護職員	基本給	193,648	245,100	160,000	20	184,859	233,700	155,000	21	184,859	233,700	155,000	21	170,813	219,900	149,900	15
		所定内給与	215,290	258,100	180,200	20	207,285	246,700	166,900	21	207,285	246,700	166,900	21	191,050	232,900	157,000	15
	保健師	基本給	194,243	219,240	173,300	13	185,237	210,060	161,600	12	185,237	210,060	161,600	12				
		所定内給与	210,555	232,042	178,800	13	198,629	221,362	166,900	12	198,629	221,362	166,900	12				
理学療法士	基本給	197,346	213,700	174,900	12	185,722	213,300	161,600	12	185,722	213,300	161,600	12					
	所定内給与	210,882	253,000	178,800	12	198,930	253,000	166,900	12	198,930	253,000	166,900	12					
作業療法士	基本給	194,154	213,700	174,900	14	182,762	213,300	161,600	14	182,762	213,300	161,600	14					
	所定内給与	210,470	253,000	178,800	14	198,797	253,000	166,900	14	198,797	253,000	166,900	14					

言語聴覚士	基本給	193,540	213,300	174,900	14	182,183	213,300	161,600	14				
	所定内給与	209,142	253,000	178,800	14	197,504	253,000	166,900	14				
栄養士	基本給	180,558	213,700	148,000	18	159,895	203,200	18,000	19				
	所定内給与	192,689	221,700	153,500	18	180,776	211,200	153,500	19				
管理栄養士	基本給	181,254	213,700	154,200	21	168,730	203,200	154,200	20				
	所定内給与	194,190	221,700	159,700	21	180,960	211,200	159,700	20				
調理員	基本給	176,926	196,500	140,100	15	163,715	187,000	140,100	15	152,836	180,000	140,100	11
	所定内給与	190,291	225,800	140,100	15	176,738	208,760	140,100	15	168,544	197,100	140,100	11
あん摩マッサージ指圧師等	基本給	185,288	213,000	172,200	8	175,325	213,000	155,800	8	168,038	213,000	144,800	8
	所定内給与	198,650	253,000	178,800	8	188,438	253,000	165,100	8	180,975	253,000	153,400	8
事務職員	基本給	178,810	196,500	154,200	19	165,728	187,000	148,000	19	155,377	180,000	141,800	15
	所定内給与	186,959	205,800	154,200	19	173,538	195,000	148,000	19	152,434	188,000	18,800	15

障害支援

施設種類	職種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒				
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	
福祉サービス	介護職員	基本給	191,824	205,000	170,000	20	180,357	205,000	142,800	34	179,801	205,000	142,800	34	179,801	205,000	142,800	18
		所定内給与	228,206	263,000	170,000	20	217,955	263,000	154,900	34	188,975	210,300	146,100	34	188,975	210,300	146,100	18
	生活支援員	基本給	189,894	205,000	169,200	44	179,890	205,000	106,000	61	161,861	200,000	134,000	61	161,861	200,000	134,000	22
		所定内給与	206,825	239,000	171,700	44	196,903	239,000	152,200	61	174,837	203,900	142,000	61	174,837	203,900	142,000	22
	作業指導員	基本給	192,776	205,000	160,000	17	180,783	205,000	142,800	28	158,371	171,500	134,000	28	158,371	171,500	134,000	7
		所定内給与	210,492	239,000	160,000	17	199,181	239,000	154,224	28	165,331	186,300	144,720	28	165,331	186,300	144,720	7
	職業指導員	基本給	189,167	205,000	160,000	44	180,559	205,000	142,800	56	161,831	200,000	134,000	56	161,831	200,000	134,000	24
		所定内給与	204,741	269,516	160,000	44	195,064	263,252	152,200	56	175,018	256,124	142,000	56	175,018	256,124	142,000	24
	看護職員	基本給	195,893	219,240	169,200	21	188,676	210,060	142,800	40	160,833	181,900	134,000	40	160,833	181,900	134,000	9
		所定内給与	216,892	239,000	171,700	21	209,977	239,000	154,224	40	176,647	213,300	142,000	40	176,647	213,300	142,000	9
	保健師	基本給	198,113	219,240	170,200	17	190,536	210,060	142,800	28				28				
		所定内給与	216,780	239,000	171,700	17	210,182	239,000	154,224	28				28				
理学療法士	基本給	198,123	213,000	170,200	17	189,805	213,000	142,800	28				28					
	所定内給与	217,897	253,000	171,700	17	210,597	253,000	154,224	28				28					
作業療法士	基本給	196,838	213,000	170,200	18	188,346	213,000	142,800	31				31					
	所定内給与	217,347	253,000	171,700	18	209,856	253,000	154,224	31				31					

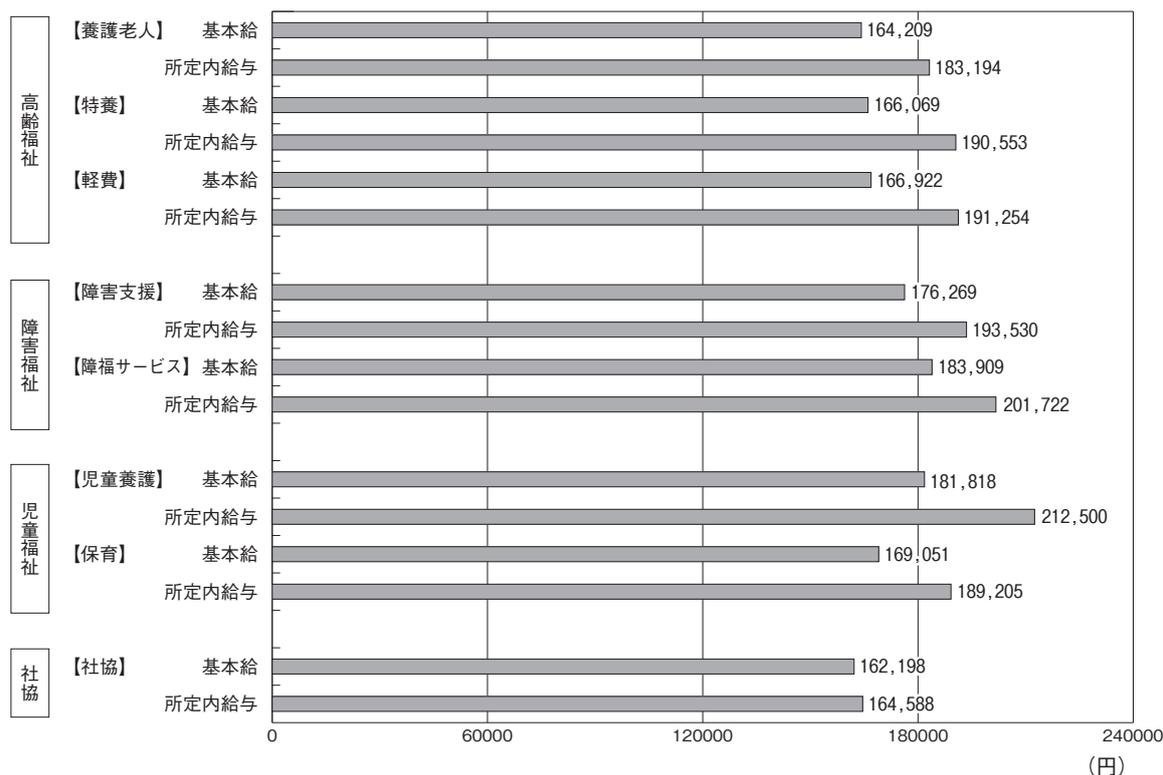
言語聴覚士	基本給	196,838	213,000	170,200	18	188,346	213,000	142,800	31				
	所定内給与	217,347	253,000	171,700	18	209,856	253,000	154,224	31				
栄養士	基本給	189,493	205,000	148,000	19	178,565	205,000	142,800	37				
	所定内給与	205,356	239,000	171,700	19	195,076	239,000	154,224	37				
管理栄養士	基本給	192,022	205,000	154,200	18	180,716	205,000	142,800	37				
	所定内給与	207,332	239,000	171,700	18	195,233	232,000	154,224	37				
調理員	基本給	188,860	205,000	140,100	19	177,070	205,000	140,100	34	154,130	171,500	134,000	10
	所定内給与	207,491	239,000	160,100	19	195,464	239,000	154,224	34	166,952	183,000	144,720	10
あん摩マッサージ指圧師等	基本給	198,025	213,000	170,200	12	191,936	213,000	142,800	19	180,800	213,000	167,200	4
	所定内給与	217,409	253,000	183,816	12	212,884	253,000	154,224	19	193,300	253,000	171,500	4
事務職員	基本給	186,587	205,000	154,200	28	175,942	205,000	142,800	46	158,953	185,300	141,800	17
	所定内給与	194,067	246,300	160,000	28	183,725	240,500	152,200	46	169,991	233,300	142,000	17

施設種類	職 種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒			
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
児童養護	児童指導員	基本給	191,987	198,432	183,800	6	183,688	190,376	177,000	2							
		所定内給与	239,961	272,592	214,820	6	235,586	262,136	209,035	2							
	保育士	基本給	186,799	198,432	174,000	5	178,533	190,376	166,000	6							
		所定内給与	232,218	272,592	200,988	5	224,441	262,136	195,580	6							
	保育教諭	基本給	—	—	—	—	—	—	—	—							
		所定内給与	—	—	—	—	—	—	—	—							
	保育補助	基本給	—	—	—	—	—	—	—	—							
		所定内給与	—	—	—	—	—	—	—	—							
	家庭支援専門相談員	基本給	189,682	195,464	183,900	2	180,412	180,412	180,412	1							
		所定内給与	226,188	226,729	225,647	2	209,540	209,540	209,540	1							
	里親支援専門相談員	基本給	189,682	195,464	183,900	2	180,412	180,412	180,412	1							
		所定内給与	226,188	226,729	225,647	2	209,540	209,540	209,540	1							
	個別対応職員	基本給	189,682	195,464	183,900	2	178,706	180,412	177,000	2							
		所定内給与	226,188	226,729	225,647	2	209,288	209,540	209,035	2							
	自立支援専門員	基本給	195,464	195,464	195,464	1	180,412	180,412	180,412	1							
		所定内給与	225,647	225,647	225,647	1	209,540	209,540	209,540	1							

施設種類	職 種	大学卒						短大・専門校卒						高校卒					
		初任給	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数	
保育	児童指導員	基本給	190,150	192,200	184,000	4	184,425	187,400	175,500	4									
		所定内給与	205,900	213,200	184,000	4	200,175	208,400	175,500	4									
	保育士	基本給	181,016	197,300	162,000	72	173,806	192,220	150,000	72									
		所定内給与	196,325	232,220	162,200	72	188,649	232,220	150,000	72									
	保育教諭	基本給	181,988	192,200	155,900	17	174,324	188,900	150,000	17									
		所定内給与	197,747	220,890	170,000	17	189,263	215,900	150,000	17									
	保育補助	基本給	174,167	190,600	149,500	9	166,209	185,000	142,780	9	157,025	171,500	144,800	4					
		所定内給与	185,633	211,600	156,900	9	177,587	206,000	151,280	9	160,775	171,500	151,800	4					
	家庭支援専門相談員	基本給	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1									
		所定内給与	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1									
	里親支援専門相談員	基本給	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1									
		所定内給与	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1									
	個別対応職員	基本給	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1	171,500	171,500	171,500	1					
		所定内給与	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1	171,500	171,500	171,500	1					
	自立支援専門員	基本給	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1	171,500	171,500	171,500	1					
		所定内給与	184,000	184,000	184,000	1	175,500	175,500	175,500	1	171,500	171,500	171,500	1					

看護職員	基本給	182,918	212,500	162,200	28	171,414	208,500	102,200	29	156,191	171,500	140,000	11
	所定内給与	197,740	251,200	162,200	28	189,165	247,200	150,000	29	164,808	194,300	140,000	11
臨床心理士	基本給	184,000	184,000	184,000	1								
	所定内給与	189,000	189,000	189,000	1								
公認心理師	基本給	184,000	184,000	184,000	1								
	所定内給与	189,000	189,000	189,000	1								
保育	基本給	171,357	192,800	151,100	66	164,824	188,900	150,000	68				
	所定内給与	184,660	214,900	162,200	66	177,785	214,900	150,000	68				
	基本給	173,442	190,600	155,300	36	168,450	185,000	150,000	26				
	所定内給与	185,380	211,600	164,800	36	180,488	206,000	151,000	26				
調理員	基本給	163,762	188,900	136,600	51	157,650	188,900	136,600	53	154,827	188,900	131,500	30
	所定内給与	176,899	209,900	143,698	51	168,981	209,900	143,698	53	163,347	209,900	140,000	30
事務職員	基本給	165,918	190,600	147,800	39	159,838	185,000	147,500	42	158,468	181,000	140,000	25
	所定内給与	172,678	211,600	150,300	39	166,012	206,000	149,500	42	165,334	202,000	140,000	25
一般事業職員	基本給	174,135	182,200	152,000	23	160,395	168,900	148,000	21	150,355	168,900	143,600	22
	所定内給与	177,858	210,400	165,900	23	163,465	199,600	154,900	21	153,030	189,300	143,600	22
社協	基本給	175,162	191,300	143,800	21	160,579	172,600	139,900	19	150,742	168,900	136,100	19
	所定内給与	177,037	191,300	143,800	21	162,056	172,737	139,900	19	151,919	172,737	136,100	19

2) 正規職員（分野別施設種類×地域区分）



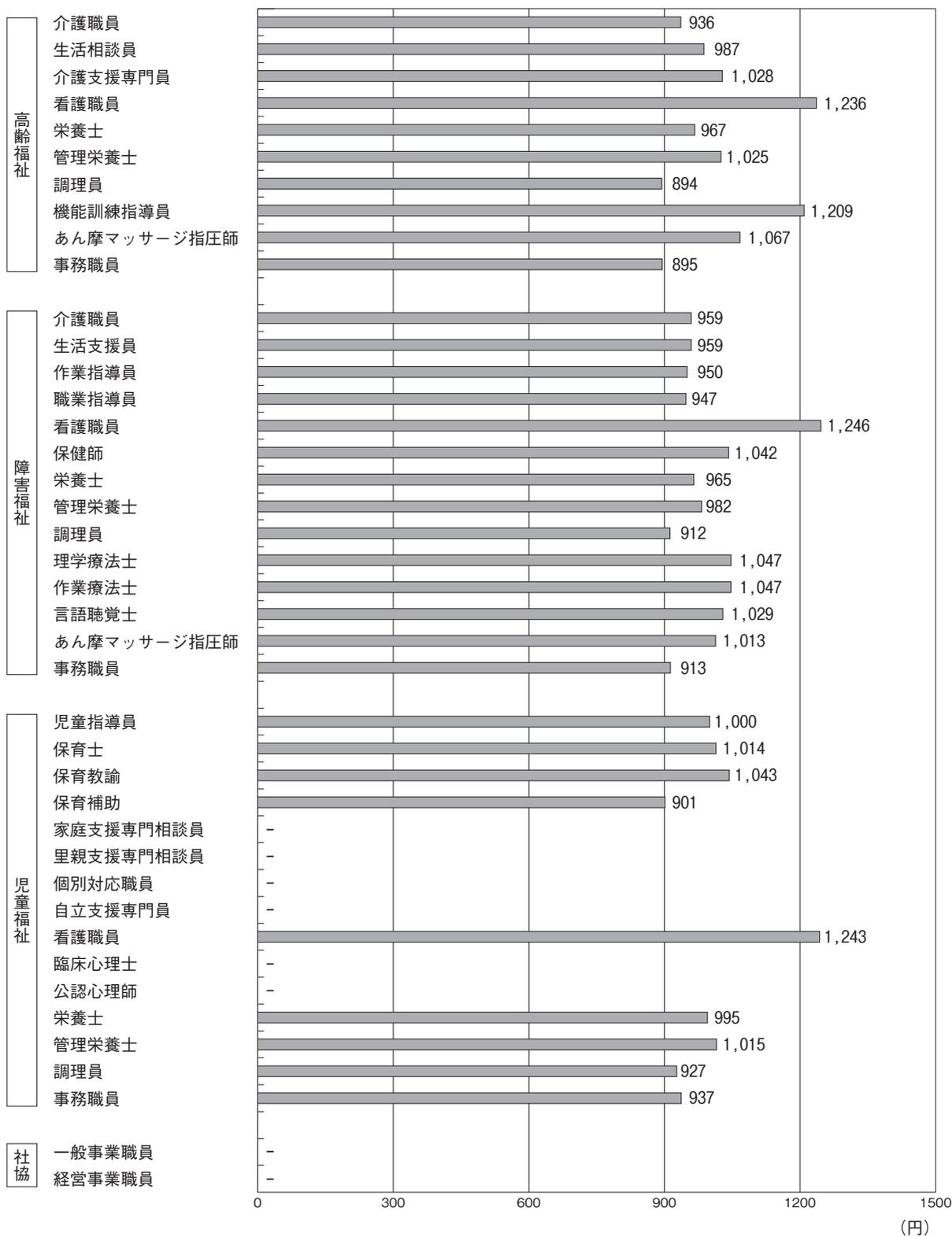
(円)

(金額：円)

分野	施設種類	初任給	平均金額	地区別平均金額				
				岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
高齢福祉	養護老人	基本給	164,209	169,951	168,787	157,094	149,214	165,249
		所定内給与	183,194	194,944	203,728	170,868	173,143	175,833
	特養	基本給	166,069	170,924	168,044	168,231	157,477	163,899
		所定内給与	190,553	197,516	194,289	183,882	187,148	187,629
	軽費	基本給	166,922	170,565	168,479	193,327	167,237	163,137
		所定内給与	191,254	194,243	201,992	204,918	193,884	183,229
障害福祉	障害支援	基本給	176,269	187,337	—	174,331	173,698	169,328
		所定内給与	193,530	204,317	—	193,350	185,367	189,530
	障福サービス	基本給	183,909	194,059	179,891	170,375	166,354	175,594
		所定内給与	201,722	215,740	185,219	178,286	179,153	200,654
児童福祉	児童養護	基本給	181,818	183,447	178,925	179,194	—	—
		所定内給与	212,500	216,750	191,636	212,308	—	—
	保育	基本給	169,051	168,526	169,727	178,368	168,914	161,497
		所定内給与	189,205	190,887	174,425	229,527	191,961	182,234
社協	社協	基本給	162,198			162,187	163,819	160,837
		所定内給与	164,588			164,269	164,421	164,922

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

3) 非正規職員（嘱託）（施設種類別 職種×平均・最高・最低）

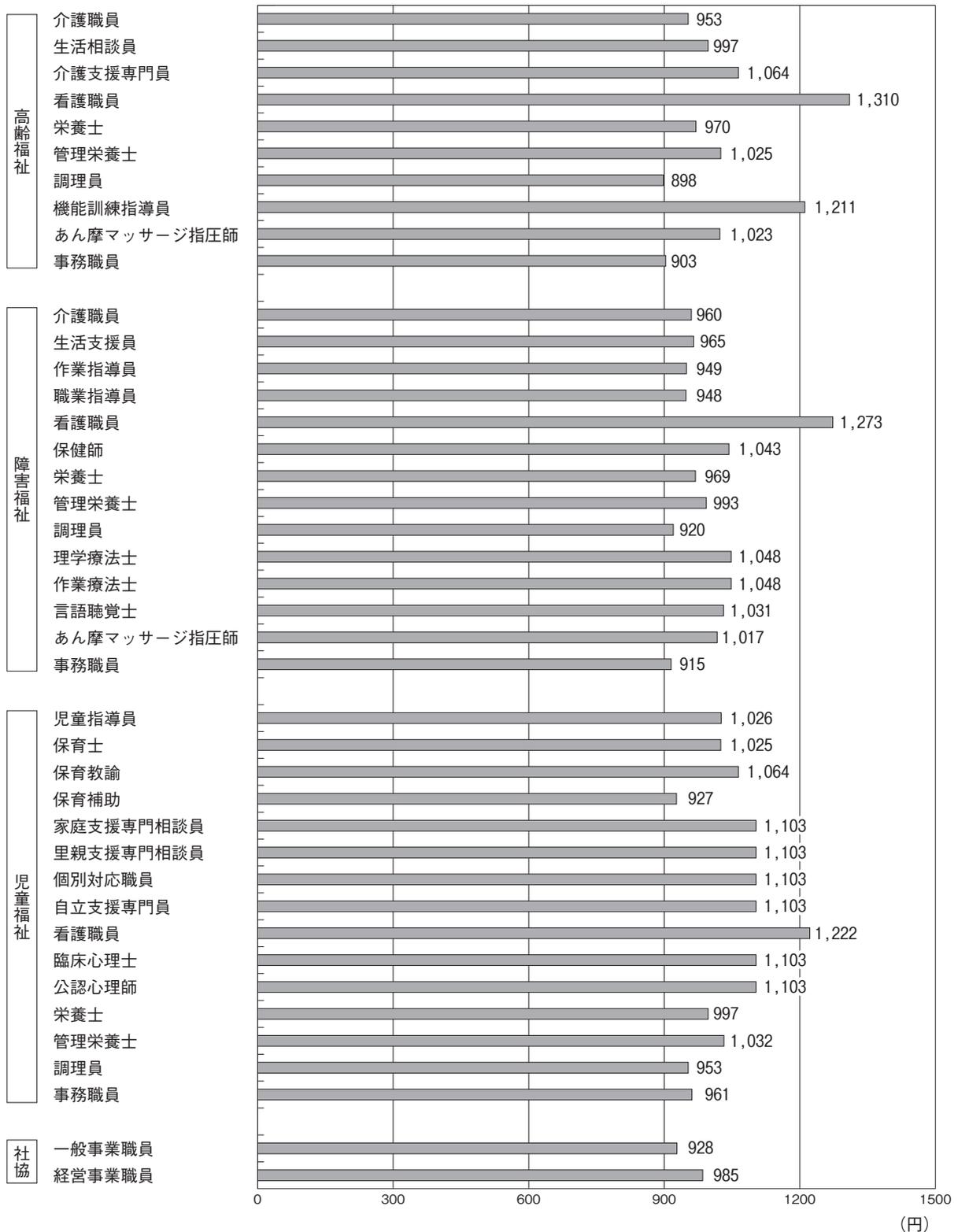


(金額：円)

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	介護職員	時給	936	1,100	870	28
		月給	149,430	186,000	150,000	10
	生活相談員	時給	987	1,200	875	20
		月給	210,033	253,200	186,900	3
	介護支援専門員	時給	1,028	1,300	875	19
		月給	220,000	220,000	220,000	1
	看護職員	時給	1,236	1,500	966	26
		月給	245,747	250,000	238,000	3
	栄養士	時給	967	1,200	865	16
		月給	172,200	175,000	169,400	2
	管理栄養士	時給	1,025	1,300	865	16
		月給	177,467	183,000	169,400	3
	調理員	時給	894	1,000	865	17
		月給	174,100	203,500	150,000	4
	機能訓練指導員	時給	1,209	1,400	1,000	16
		月給	—	—	—	—
あん摩マッサージ指圧師	時給	1,067	1,130	1,000	7	
	月給	—	—	—	—	
事務職員	時給	895	1,000	865	21	
	月給	175,633	209,000	150,000	3	
障害福祉	介護職員	時給	959	1,125	870	16
		月給	178,738	202,550	168,000	4
	生活支援員	時給	959	1,125	865	18
		月給	178,462	194,600	160,100	7
	作業指導員	時給	950	1,125	865	15
		月給	170,100	172,200	168,000	4
	職業指導員	時給	947	1,125	865	17
		月給	174,672	187,766	160,100	6
	看護職員	時給	1,246	1,500	900	17
		月給	174,450	178,800	168,000	4
	保健師	時給	1,042	1,250	900	15
		月給	173,000	175,500	168,000	3
	栄養士	時給	965	1,125	865	14
		月給	173,000	175,500	168,000	3
	管理栄養士	時給	982	1,200	865	15
		月給	174,450	178,800	168,000	4
	調理員	時給	912	1,125	865	15
		月給	170,800	172,200	168,000	3
	理学療法士	時給	1,047	1,300	900	15
		月給	173,000	175,500	168,000	3
作業療法士	時給	1,047	1,300	900	15	
	月給	173,000	175,500	168,000	3	
言語聴覚士	時給	1,029	1,230	900	14	
	月給	173,000	175,500	168,000	3	
あん摩マッサージ指圧師	時給	1,013	1,200	900	13	
	月給	173,000	175,500	168,000	3	
事務職員	時給	913	1,125	865	18	
	月給	171,800	174,800	168,000	4	

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
児童福祉	児童指導員	時給	1,000	1,100	900	2
		月給	—	—	—	—
	保育士	時給	1,014	1,200	940	20
		月給	180,616	232,220	144,800	12
	保育教諭	時給	1,043	1,110	950	6
		月給	172,200	172,200	172,200	1
	保育補助	時給	901	950	870	9
		月給	140,300	140,300	140,300	1
	家庭支援専門相談員	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	里親支援専門相談員	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	個別対応職員	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	自立支援専門員	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	看護職員	時給	1,243	2,200	980	9
		月給	170,787	175,500	160,000	4
	臨床心理士	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	公認心理師	時給	—	—	—	—
		月給	—	—	—	—
	栄養士	時給	995	1,050	950	7
		月給	178,641	208,690	160,000	8
管理栄養士	時給	1,015	1,050	1,000	5	
	月給	173,950	175,500	172,400	2	
調理員	時給	927	1,050	865	20	
	月給	181,420	198,690	156,100	4	
事務職員	時給	937	1,050	900	10	
	月給	158,667	170,000	146,000	3	
社協	一般事業職員	時給	—	—	—	—
		月給	159,606	187,700	145,700	16
	経営事業職員	時給	—	—	—	—
		月給	169,521	209,400	148,000	14

4) 非正規職員（フルタイムパート）（施設種類別 職種×平均・最高・最低）

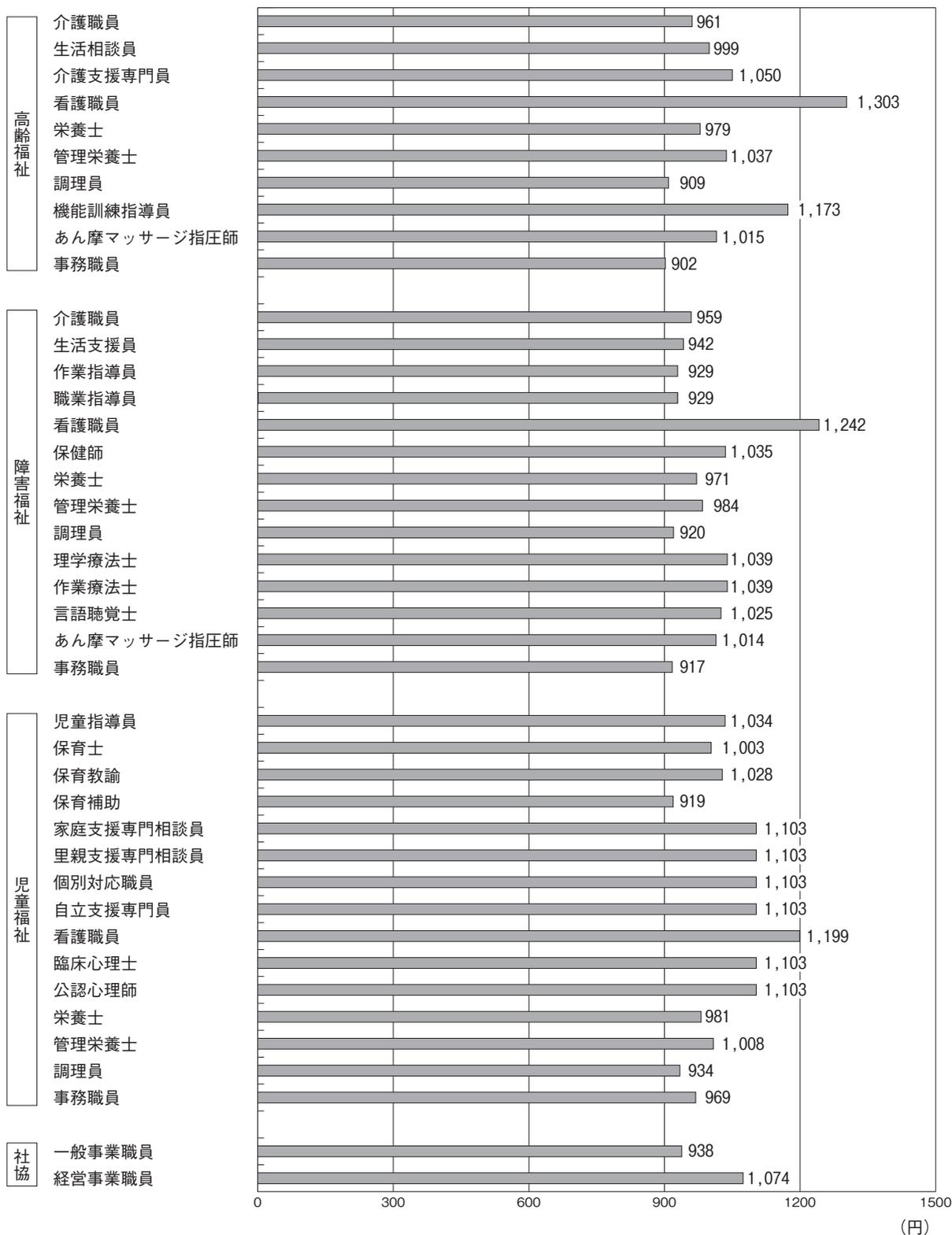


(金額：円)

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	介護職員	時給	953	1,180	862	54
		月給	163,433	175,900	154,000	3
	生活相談員	時給	997	1,200	875	25
		月給	186,900	186,900	186,900	1
	介護支援専門員	時給	1,064	1,320	875	23
		月給	—	—	—	—
	看護職員	時給	1,310	1,600	1,110	41
		月給	229,770	249,240	210,300	2
	栄養士	時給	970	1,200	865	18
		月給	178,300	187,200	169,400	2
	管理栄養士	時給	1,025	1,300	865	20
		月給	199,900	199,900	199,900	1
	調理員	時給	898	1,000	865	23
		月給	155,450	167,900	143,000	2
	機能訓練指導員	時給	1,211	1,400	1,000	16
		月給	—	—	—	—
	あん摩マッサージ指圧師	時給	1,023	1,130	865	8
		月給	—	—	—	—
事務職員	時給	903	1,000	862	27	
	月給	157,000	167,900	146,100	2	
障害福祉	介護職員	時給	960	1,125	870	18
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	生活支援員	時給	965	1,125	865	36
		月給	159,500	168,000	151,000	2
	作業指導員	時給	949	1,125	865	25
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	職業指導員	時給	948	1,125	865	31
		月給	159,500	168,000	151,000	2
	看護職員	時給	1,273	1,500	950	19
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	保健師	時給	1,043	1,250	907	16
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	栄養士	時給	969	1,125	865	15
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	管理栄養士	時給	993	1,200	865	17
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	調理員	時給	920	1,125	865	16
		月給	151,000	151,000	151,000	1
	理学療法士	時給	1,048	1,300	907	16
		月給	151,000	151,000	151,000	1
作業療法士	時給	1,048	1,300	907	16	
	月給	151,000	151,000	151,000	1	
言語聴覚士	時給	1,031	1,230	907	15	
	月給	151,000	151,000	151,000	1	
あん摩マッサージ指圧師	時給	1,017	1,200	907	14	
	月給	151,000	151,000	151,000	1	
事務職員	時給	915	1,125	865	19	
	月給	151,000	151,000	151,000	1	

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
児童福祉	児童指導員	時給	1,026	1,103	900	4
		月給	—	—	—	—
	保育士	時給	1,025	1,200	907	47
		月給	160,500	174,800	151,000	4
	保育教諭	時給	1,064	1,300	907	11
		月給	—	—	—	—
	保育補助	時給	927	1,000	870	23
		月給	—	—	—	—
	家庭支援専門相談員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	里親支援専門相談員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	250,000	250,000	250,000	1
	個別対応職員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	自立支援専門員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	看護職員	時給	1,222	1,440	980	19
		月給	—	—	—	—
	臨床心理士	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	公認心理師	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	栄養士	時給	997	1,103	900	19
月給		—	—	—	—	
管理栄養士	時給	1,032	1,103	907	12	
	月給	151,000	151,000	151,000	1	
調理員	時給	953	1,064	870	38	
	月給	160,500	170,000	151,000	2	
事務職員	時給	961	1,103	870	20	
	月給	160,667	170,000	151,000	3	
社協	一般事業職員	時給	928	1,040	876	11
		月給	133,300	144,200	122,400	2
	経営事業職員	時給	985	1,150	876	12
		月給	148,600	148,600	148,600	1

5) 非正規職員（短時間パート）（施設種類別 職種×平均・最高・最低）



(金額：円)

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	介護職員	時給	961	1,600	862	63
		月給	—	—	—	—
	生活相談員	時給	999	1,200	875	25
		月給	—	—	—	—
	介護支援専門員	時給	1,050	1,250	875	22
		月給	—	—	—	—
	看護職員	時給	1,303	1,500	1,100	54
		月給	—	—	—	—
	栄養士	時給	979	1,200	865	20
		月給	—	—	—	—
	管理栄養士	時給	1,037	1,300	865	22
		月給	—	—	—	—
	調理員	時給	909	1,112	865	30
		月給	—	—	—	—
	機能訓練指導員	時給	1,173	1,400	950	17
		月給	—	—	—	—
あん摩マッサージ指圧師	時給	1,015	1,130	865	9	
	月給	—	—	—	—	
事務職員	時給	902	1,000	865	29	
	月給	—	—	—	—	
障害福祉	介護職員	時給	959	1,125	870	23
		月給	—	—	—	—
	生活支援員	時給	942	1,125	865	42
		月給	—	—	—	—
	作業指導員	時給	929	1,125	865	28
		月給	—	—	—	—
	職業指導員	時給	929	1,125	865	42
		月給	26,500	26,500	26,500	1
	看護職員	時給	1,242	1,500	900	25
		月給	—	—	—	—
	保健師	時給	1,035	1,300	900	20
		月給	—	—	—	—
	栄養士	時給	971	1,200	865	19
		月給	—	—	—	—
	管理栄養士	時給	984	1,200	865	20
		月給	—	—	—	—
	調理員	時給	920	1,125	865	22
		月給	—	—	—	—
	理学療法士	時給	1,039	1,300	900	20
		月給	—	—	—	—
作業療法士	時給	1,039	1,300	900	20	
	月給	—	—	—	—	
言語聴覚士	時給	1,025	1,300	900	19	
	月給	—	—	—	—	
あん摩マッサージ指圧師	時給	1,014	1,300	900	18	
	月給	—	—	—	—	
事務職員	時給	917	1,125	865	26	
	月給	—	—	—	—	

分野	職 種		平均金額	最高金額	最低金額	N数
児童福祉	児童指導員	時給	1,034	1,103	900	3
		月給	—	—	—	—
	保育士	時給	1,003	1,110	900	53
		月給	88,000	88,000	88,000	1
	保育教諭	時給	1,028	1,200	907	11
		月給	—	—	—	—
	保育補助	時給	919	1,000	870	25
		月給	—	—	—	—
	家庭支援専門相談員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	里親支援専門相談員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	個別対応職員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	自立支援専門員	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	194,128	194,128	194,128	1
	看護職員	時給	1,199	1,400	950	18
		月給	184,300	184,300	184,300	1
	臨床心理士	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	公認心理師	時給	1,103	1,103	1,103	1
		月給	—	—	—	—
	栄養士	時給	981	1,103	900	15
		月給	—	—	—	—
	管理栄養士	時給	1,008	1,103	907	9
		月給	—	—	—	—
調理員	時給	934	1,050	862	44	
	月給	170,000	170,000	170,000	1	
事務職員	時給	969	1,500	870	18	
	月給	170,000	170,000	170,000	1	
社協	一般事業職員	時給	938	1,350	862	19
		月給	—	—	—	—
	経営事業職員	時給	1,074	1,480	862	18
		月給	—	—	—	—

6) 非正規職員（嘱託）（施設種類×地域区分）

（金額：円）

施設種類		平均金額	地区別平均金額				
			岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	時給	1,073	1,144	1,020	—	—	1,070
	月給	173,650	—	—	173,650	—	—
特養	時給	1,021	1,012	1,030	1,036	1,020	975
	月給	172,736	186,000	153,600	166,900	188,250	172,125
軽費	時給	983	—	960	—	1,101	948
	月給	193,774	—	—	—	253,200	183,870
障害支援	時給	990	—	—	960	1,100	989
	月給	176,077	185,910	—	—	—	174,321
障福サービス	時給	1,003	1,016	—	—	958	996
	月給	171,013	168,000	160,100	—	187,766	—
児童養護	時給	—	—	—	—	—	—
	月給	—	—	—	—	—	—
保育	時給	997	1,467	999	—	970	940
	月給	175,478	213,200	170,488	213,200	163,750	166,902
社協	時給	—			—	—	—
	月給	164,233			165,016	161,858	167,071

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

7) 非正規職員（フルタイムパート）（施設種類×地域区分）

（金額：円）

施設種類		平均金額	地区別平均金額				
			岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	時給	1,041	1,011	1,036	1,213	1,047	1,067
	月給	176,257	—	—	176,257	—	—
特養	時給	1,053	1,061	1,052	1,070	1,074	999
	月給	154,000	—	—	—	154,000	—
軽費	時給	994	1,044	960	—	1,096	942
	月給	186,068	—	—	—	—	186,068
障害支援	時給	1,002	1,058	—	960	1,020	994
	月給	151,000	—	—	—	151,000	—
障福サービス	時給	996	1,005	934	935	972	1,038
	月給	168,000	168,000	—	—	—	—
児童養護	時給	1,094	1,094	—	—	—	—
	月給	250,000	—	250,000	—	—	—
保育	時給	1,009	1,056	1,000	1,073	1,000	933
	月給	159,600	—	167,900	—	157,171	160,000
社協	時給	957			972	959	948
	月給	138,400			146,400	122,400	—

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

8) 非正規職員（短時間パート）（施設種類×地域区分）

（金額：円）

施設種類		平均金額	地区別平均金額				
			岡山市	倉敷市	備前地域	備中地域	美作地域
養護老人	時給	1,061	1,016	1,016	1,180	1,173	1,100
	月給	—	—	—	—	—	—
特養	時給	1,047	1,070	1,043	1,043	1,037	1,025
	月給	—	—	—	—	—	—
軽費	時給	1,015	1,107	1,004	—	1,020	954
	月給	—	—	—	—	—	—
障害支援	時給	977	1,090	—	960	992	963
	月給	—	—	—	—	—	—
障福サービス	時給	993	1,025	881	928	965	996
	月給	26,500	—	26,500	—	—	—
児童養護	時給	1,110	1,126	900	—	—	—
	月給	194,128	194,128	—	—	—	—
保育	時給	987	1,009	982	1,078	973	934
	月給	153,075	88,000	184,300	—	170,000	—
社協	時給	1,000			934	1,006	1,039
	月給	—			—	—	—

※岡山市社協は備前地域、倉敷市社協は備中地域に区分

4. 諸 手 当

手当には管理職手当や夜勤手当のように労働対価・役割に対して支給されるものと、扶養手当、住宅手当のように生活保障として支給される2つの側面があります。4分野では、それぞれどのような手当を設けているのか、またそれぞれの手当額はどの程度か、その実態を調査した結果を示します。

看護師等の採用困難な職種や中途採用者を採用する段階で、何としても採用したい場合、この諸手当が調整弁の役割も果たしている場合もあります。

前回調査でも浮き彫りになりましたが、諸手当については、法人・施設によってその考え方や定義も異なり、手当の種類も多岐にわたっています。これらは事業運営の様々な場面で、職員に協力を要請したい時などに、その都度便宜的に作られてきたという背景もあるようです。

また、管理職手当や特殊業務手当という同じ名称の手当であっても、支給基準が定率と定額の2種類があり、法人・施設によってそれぞれ考え方がることが窺えます。

【扶養手当または家族手当】

<配偶者手当>

- 最高額は児童福祉分野の25,000円（25,000円）。
- 平均額は高齢福祉分野が12,905円（12,213円）、障害福祉分野が10,337円（11,568円）、児童福祉分野が13,434円（13,660円）、社協が8,045円。

<扶養手当>

- 第1子の最高額は社協の14,000円。平均額は高齢福祉分野が5,260円（5,266円）、障害福祉分野が6,096円（5,719円）、児童福祉分野が5,425円（5,696円）、社協が8,875円。
 - 第2子の最高額は高齢福祉分野の35,000円（8,000円）。平均額は高齢福祉分野が5,201円（4,819円）、障害福祉分野が5,610円（5,495円）、児童福祉分野が5,270円（5,523円）、社協が8,875円。
- 前回調査時と比較すると第2子扶養手当に35,000円支給しているケースが突出しています。

【資格手当（一時金は除く）】

<高齢福祉分野の施設>

- 平均額が最も高いのは、理学療法士の25,117円（24,873円）です。
- 平均額が20,000円を超えている資格手当は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3資格です。

<障害福祉分野の施設>

- 平均額が最も高いのは、保健師の16,714円（12,824円）です。前回調査時も保健師が一番高額でした。
- 平均額が20,000円を超えている資格手当は、ありません。

<児童福祉分野の施設>

- 平均額が最も高いのは、准看護師の29,750円（26,667円）です。前回調査時は保健師で40,000円でした。
 - 平均額が20,000円を超えている資格手当は、看護師と准看護師の2資格です。
- 必置義務があるものの定着確保が難しい看護職員に高い手当を出していることが分かります。

【管理職手当等（役付手当も含む）】

施設長クラスからリーダークラスまで管理職手当を6段階に分けて集計しています。

<高齢福祉分野の施設>

- 施設長クラスの手当額の平均は63,515円（69,372円）です。
- 部門長クラスの手当額の平均は32,454円（34,065円）です。
- リーダークラスの手当額の平均は7,207円（7,116円）です。
- 定額支給か定率支給かの割合は、概ね定額が95%以上です。前は定率の割合が2割ほどありました。

<障害福祉分野の施設>

- 施設長クラスの手当額の平均は 54,662 円 (48,709 円) です。
- 部門長クラスの手当額の平均は 26,292 円 (28,061 円) です。
- リーダークラスの手当額の平均は 5,714 円 (6,882 円) です。
- 定額支給か定率支給かの割合は定額：7 定率：3 の割合で、前回同様の結果です。

<児童福祉分野の施設>

- 施設長クラスの手当額の平均は 52,884 円 (44,416 円) です。
- 部門長クラスの手当額の平均 8,500 円 (51,000 円) と大きく変化しています。
- リーダークラスの手当額の平均は 12,921 円 (6,375 円) で約 2 倍になっています。
- 定額支給か定率支給かの割合は概ね定額：6 定率：4 の割合です。前は、定額 4 割、定率 6 割でしたので逆転しました。

<市町村社会福祉協議会>

- 局長クラスの手当額の平均は 47,710 円です。
- 部門長クラスの手当額の平均は 32,337 円です。
- 主任クラスの手当額の平均は 12,400 円です。
- 定額支給か定率支給かの割合は概ね定額：6 定率：4 の割合です。

【その他の手当】

宿直手当、夜勤・深夜勤務手当、特殊業務手当、地域手当、職務手当、超過勤務手当の 6 種類について調査しています。

<宿直手当>

- 最高額は障害福祉分野の 65,000 円 (14,500 円)。
- 平均額は高齢福祉分野が 5,620 円 (5,198 円)、障害福祉分野が 6,366 円 (5,319 円)、児童福祉分野が 4,521 円 (5,270 円)、市町村社会福祉協議会 9,000 円という結果です。

<夜勤・深夜勤務手当>

- 最高額は高齢福祉分野の 10,500 円 (11,000 円)。
- 平均額は高齢福祉分野が 5,798 円 (5,547 円)、障害福祉分野が 4,417 円 (4,528 円)、児童福祉分野が 4,000 円 (6,000 円)、市町村社会福祉協議会が 4,700 円という結果。

<特殊業務手当>

- 最高額は高齢福祉分野の 30,000 円 (30,000 円)。
- 平均額は高齢福祉分野が 10,350 円 (13,103 円)、障害福祉分野が 10,765 円 (7,975 円)、児童福祉分野が 7,308 円 (8,776 円)、市町村社会福祉協議会 4,000 円。

<地域手当>

- 最高額は児童福祉分野の 20,000 円 (5,000 円)。平均額は高齢福祉分野が回答なし (4,000 円)、障害福祉分野が 2,000 円 (5,000 円)、児童福祉分野が 20,000 円 (4,000 円)、市町村社会福祉協議会は回答がありませんでした。

【上記以外の手当】

- 上記以外の手当として多かったのは処遇改善手当、特定処遇改善手当です。

【所定外手当】

住宅手当と通勤手当を所定外手当と見なしています。住宅手当は「借家」と「持家」の場合に分けて調査しています。

<住宅手当 借家の場合>

- 最高額は障害福祉分野の 37,000 円 (100,000 円)。平均額は高齢福祉分野が 19,424 円 (19,051 円)、障

害福祉分野が 22,567 円 (22,756 円)、児童福祉分野が 20,621 円 (20,000 円)、市町村社会福祉協議会は 26,588 円。

＜住宅手当 持ち家の場合＞

○最高額は高齢福祉分野の 20,000 円 (25,000 円)。平均額は高齢福祉分野が 4,395 円 (6,417 円)、障害福祉分野が 4,311 円 (4,617 円)、児童福祉分野が 5,183 円 (4,890 円)、市町村社会福祉協議会が 2,500 円。

＜通勤手当＞

○最高額は障害福祉分野と児童福祉分野の 100,000 円 (55,000 円)。平均額は高齢福祉分野が 25,765 円 (24,313 円)、障害福祉分野が 26,944 円 (27,311 円)、児童福祉分野が 27,070 円 (21,319 円)、市町村社会福祉協議会が 33,721 円。

【所定外手当のその他の種類】

別表のように多彩な手当がありますが、件数自体は（支給している施設数）は多くはありません。前回調査時も同様の結果でした。

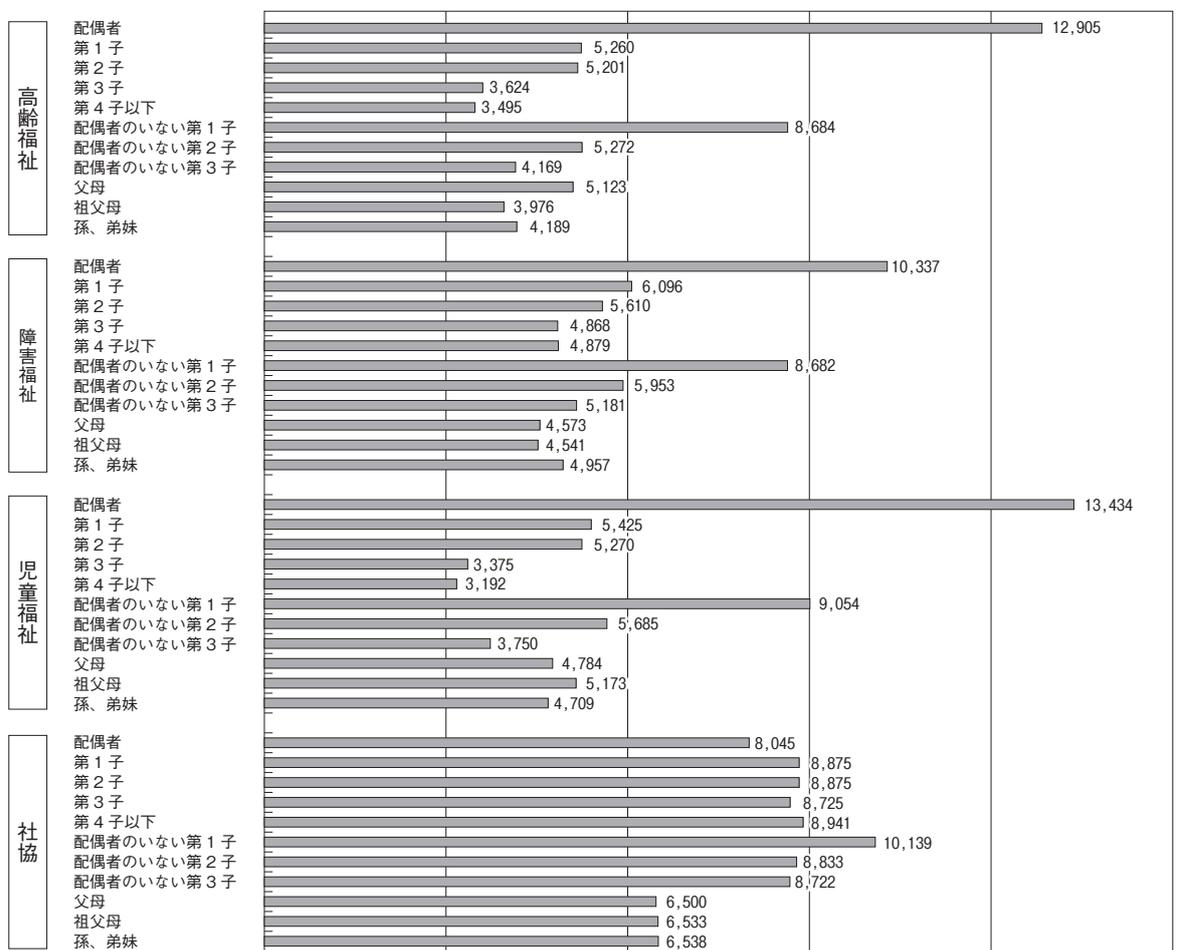
＜非正規職員と正規職員との諸手当の設定の差異＞ 今回初調査

- 高齢福祉分野は差異ありと差異なしがほぼ拮抗しています。
- その他の分野では、ほぼ 7：3 の割合で差異ありが多い結果となりました。

＜超過勤務時間の月平均＞

- 一番多いのは児童養護施設の 14.1 時間 (15.1 時間)。
- 一番少ないのは軽費老人ホームの 2.5 時間 (4.1 時間)。

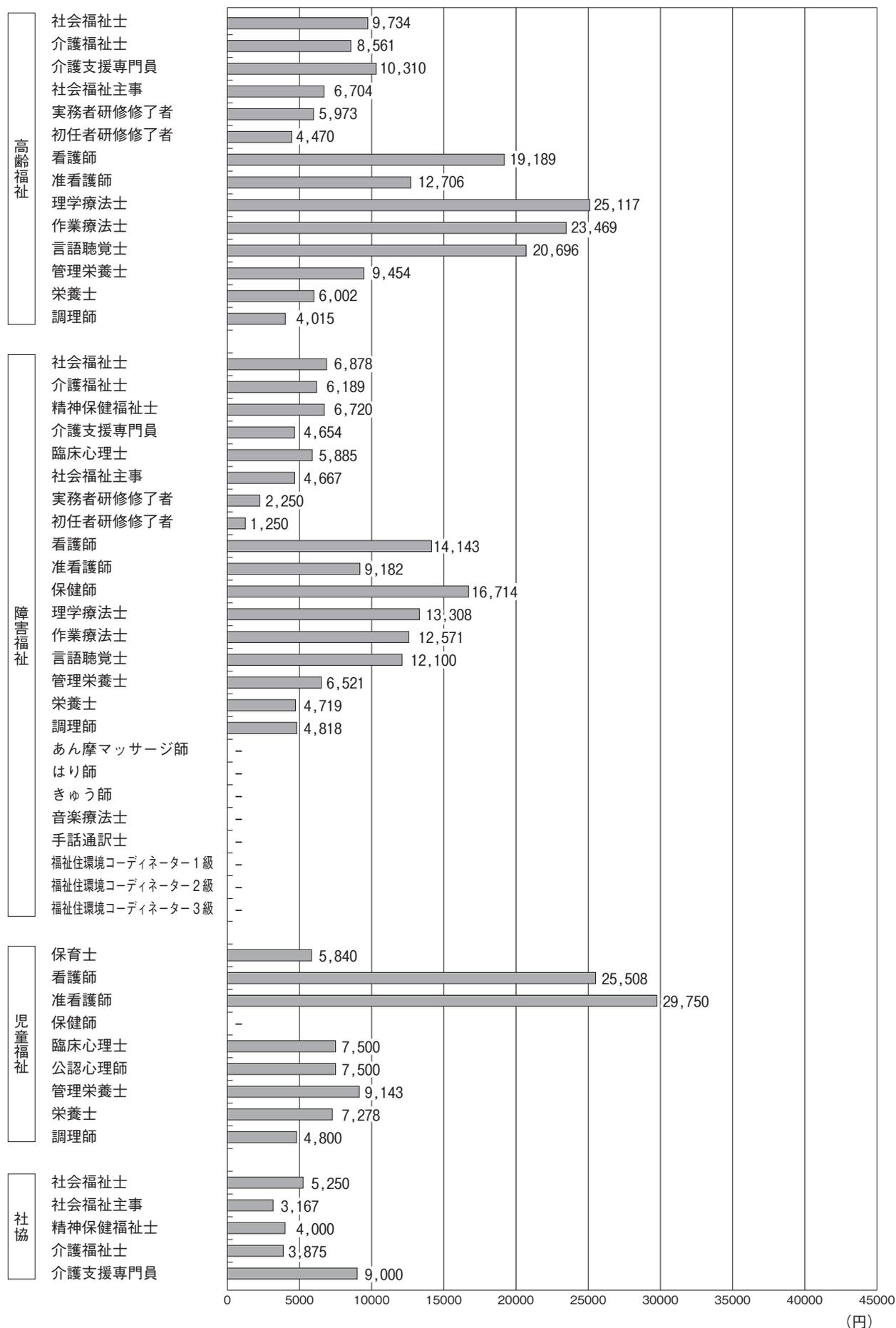
1) 扶養手当または家族手当



(金額：円)

分野	扶養手当または家族手当	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	配偶者	12,905	20,000	5,000	84
	第1子	5,260	10,500	1,000	99
	第2子	5,201	35,000	1,000	98
	第3子	3,624	10,000	1,000	93
	第4子以下	3,495	10,000	1,000	90
	配偶者のいない第1子	8,684	15,000	1,000	89
	配偶者のいない第2子	5,272	11,000	1,000	87
	配偶者のいない第3子	4,169	11,000	1,000	84
	父母	5,123	15,000	1,000	51
	祖父母	3,976	6,500	1,000	31
	孫、弟妹	4,189	10,000	1,000	33
障害福祉	配偶者	10,337	16,000	5,000	52
	第1子	6,096	10,000	3,000	68
	第2子	5,610	10,000	1,000	68
	第3子	4,868	10,000	1,000	68
	第4子以下	4,879	10,000	1,000	66
	配偶者のいない第1子	8,682	14,500	3,000	66
	配偶者のいない第2子	5,953	10,000	1,500	64
	配偶者のいない第3子	5,181	10,000	1,000	64
	父母	4,573	6,500	1,000	41
	祖父母	4,541	6,500	1,000	37
	孫、弟妹	4,957	6,500	1,000	35
児童福祉	配偶者	13,434	25,000	5,000	56
	第1子	5,425	10,000	1,500	63
	第2子	5,270	7,000	1,500	64
	第3子	3,375	7,000	1,000	60
	第4子以下	3,192	7,000	1,000	52
	配偶者のいない第1子	9,054	20,000	1,500	56
	配偶者のいない第2子	5,685	20,000	1,500	53
	配偶者のいない第3子	3,750	11,000	1,000	52
	父母	4,784	10,000	1,500	31
	祖父母	5,173	10,000	2,000	22
	孫、弟妹	4,709	7,000	2,000	23
社協	配偶者	8,045	14,000	6,500	22
	第1子	8,875	14,000	6,000	20
	第2子	8,875	14,000	6,000	20
	第3子	8,725	14,000	5,000	20
	第4子以下	8,941	14,000	5,000	17
	配偶者のいない第1子	10,139	14,000	6,000	18
	配偶者のいない第2子	8,833	14,000	6,000	18
	配偶者のいない第3子	8,722	14,000	5,000	18
	父母	6,500	10,000	5,000	18
	祖父母	6,533	10,000	5,000	15
	孫、弟妹	6,538	10,000	5,000	13

2) 資格手当（一時金は除く）



(円)

(金額：円)

分野	資格	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	社会福祉士	9,734	30,000	1,000	75
	介護福祉士	8,561	35,636	1,000	93
	介護支援専門員	10,310	30,000	1,000	84
	社会福祉主事	6,704	20,000	1,000	42
	実務者研修修了者	5,973	20,000	1,000	37
	初任者研修修了者	4,470	20,000	500	33
	看護師	19,189	50,000	4,000	74
	准看護師	12,706	30,000	2,000	66
	理学療法士	25,117	70,000	4,000	47
	作業療法士	23,469	60,000	3,000	48
	言語聴覚士	20,696	50,000	4,000	28
	管理栄養士	9,454	30,000	1,000	79
	栄養士	6,002	20,000	2,000	44
	調理師	4,015	10,320	1,000	22
障害福祉	社会福祉士	6,878	15,000	2,000	45
	介護福祉士	6,189	10,000	2,000	45
	精神保健福祉士	6,720	15,000	2,000	41
	介護支援専門員	4,654	10,000	2,000	13
	臨床心理士	5,885	15,000	2,000	13
	社会福祉主事	4,667	10,000	1,000	3
	実務者研修修了者	2,250	3,000	1,000	4
	初任者研修修了者	1,250	1,500	1,000	2
	看護師	14,143	30,000	2,000	28
	准看護師	9,182	25,000	1,000	22
	保健師	16,714	30,000	10,000	7
	理学療法士	13,308	20,000	3,000	13
	作業療法士	12,571	20,000	3,000	14
	言語聴覚士	12,100	20,000	3,000	10
	管理栄養士	6,521	15,000	2,000	24
	栄養士	4,719	10,000	1,000	16
	調理師	4,818	7,000	1,000	11
	あん摩マッサージ師	—	—	—	—
	はり師	—	—	—	—
	きゅう師	—	—	—	—
	音楽療法士	—	—	—	—
	手話通訳士	—	—	—	—
	福祉住環境コーディネーター1級	—	—	—	—
福祉住環境コーディネーター2級	—	—	—	—	
福祉住環境コーディネーター3級	—	—	—	—	
児童福祉	保育士	5,840	10,000	1,000	7
	看護師	25,508	55,000	5,000	9
	准看護師	29,750	55,000	10,000	4
	保健師	—	—	—	—
	臨床心理士	7,500	10,000	5,000	2
	公認心理師	7,500	10,000	5,000	2
	管理栄養士	9,143	25,000	1,000	7
	栄養士	7,278	10,000	3,000	13
	調理師	4,800	5,000	3,000	10
社協	社会福祉士	5,250	10,000	1,000	6
	社会福祉主事	3,167	6,000	1,500	3
	精神保健福祉士	4,000	6,000	1,000	3
	介護福祉士	3,875	9,000	1,000	4
	介護支援専門員	9,000	20,000	1,000	5

3) 管理職手当等 (役付手当を含む)

分野	資格	定額方式 (円)				定率方式 (%)			
		平均金額	最高金額	最低金額	N数	平均	最高	最低	N数
高齢福祉	施設長・管理者クラス	63,515	150,000	10,000	95	12.9	20.0	6.0	11
	副施設長・副管理者クラス	45,147	100,000	4,000	68	11.8	18.0	5.0	9
	部門長クラス	32,454	80,000	10,000	70	9.0	12.0	3.0	5
	主任クラス	17,665	40,000	5,000	93	5.1	5.1	5.1	1
	副主任クラス	10,522	20,000	2,500	67	2.5	2.5	2.5	1
	リーダークラス	7,207	20,000	2,000	71	—	—	—	—
	施設長・管理者クラス	54,662	120,000	10,000	37	12.9	25.0	5.0	21
障害福祉	副施設長・副管理者クラス	43,667	100,000	10,000	30	10.4	20.0	4.0	19
	部門長クラス	26,292	80,000	5,000	24	8.4	12.0	4.0	14
	主任クラス	11,258	30,000	4,000	31	6.7	10.0	3.0	3
	副主任クラス	7,533	20,000	2,000	15	5.0	5.0	5.0	1
	リーダークラス	5,714	10,000	2,000	7	7.0	7.0	7.0	1
	施設長・管理者クラス	52,884	140,000	15,000	39	9.6	18.0	1.0	41
	副施設長・副管理者クラス	46,392	70,000	22,300	13	8.5	18.0	1.0	19
児童福祉	部門長クラス	8,500	10,000	7,000	2	18.0	18.0	18.0	1
	主任クラス	23,314	60,000	5,000	32	6.3	15.0	2.0	16
	副主任クラス	28,818	40,000	3,000	22	—	—	—	—
	リーダークラス	12,921	40,000	3,000	19	3.0	3.0	3.0	1
	局長クラス	47,710	134,300	20,000	10	8.5	14.0	0.1	10
	次長クラス	35,438	72,100	15,000	8	8.2	12.0	0.1	9
	部門長クラス	32,337	49,310	17,000	3	8.0	8.0	8.0	1
社協	課長クラス	27,287	49,310	15,000	7	7.3	11.0	5.0	7
	係長クラス	23,290	42,650	7,000	5	2.5	5.0	0.1	2
	主任クラス	12,400	18,800	6,000	2	—	—	—	—

4) その他の手当

分野	その他の手当	件数	定額方式 (円)			
			平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	宿直手当	91	5,620	9,500	3,000	91
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	102	5,798	10,500	2,500	101
	特殊業務手当	32	10,350	30,000	1,240	25
	地域手当	0	—	—	—	—
	職務手当	32				
	超過勤務手当	91				
障害福祉	宿直手当	46	6,366	65,000	4,000	46
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	33	4,417	10,000	1,200	30
	特殊業務手当	33	10,765	30,000	5,000	20
	地域手当	10	2,000	2,000	2,000	2
	職務手当	10				
	超過勤務手当	68				
児童福祉	宿直手当	9	4,521	5,200	3,600	8
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	8	4,000	5,000	3,500	3
	特殊業務手当	52	7,308	25,000	2,500	6
	地域手当	6	20,000	20,000	20,000	2
	職務手当	7				
	超過勤務手当	74				
社協	宿直手当	2	9,000	9,000	9,000	1
	夜勤・深夜勤務手当 (1回あたり定額)	4	4,700	5,000	4,400	2
	特殊業務手当	4	4,000	5,000	3,000	2
	地域手当	1	—	—	—	—
	職務手当	2				
	超過勤務手当	19				

5) その他の手当

■下記は、【その他手当】の種類

高齢福祉	
その他の手当（記述部分）	件数
オンコール手当	4
オンコール待機手当（夜間オンコール待機看護師）	1
その他	2
介護手当	1
介護職員改善手当	1
皆勤手当	1
看護職員オンコール手当	1
休日勤務手当	1
休日手当	1
業務調整手当	1
支援手当	1
住宅手当（借家の場合）	1
処遇	2
処遇改善支援補助金手当	1
処遇改善支援補助手当	1
処遇改善手当	10
処遇改善手当・処遇改善支援手当	1
処遇手当	1
職能手当	1
食事手当	2
深夜の時間外勤務手当	1
制服手当	2
精勤手当	2
早出手当	4
早出手当・待機手当	1
待機手当	1
調整手当	7
調整手当2	1
調整手当2	1
調理員早出手当被服手当、年末年始出勤	1
通勤手当	1
適格退職手当	2
電話当番手当	1
土日祝日勤務手当	1
特定休日勤務手当	2
特定処遇改善手当	3
特定処遇改善手当・処遇改善支援手当	1
特別手当	4
特別処遇改善手当	1
特別処置手当（利用者の死後処置をした看護師、介護職員等）	1
特別奨励手当	1
入浴当番手当	1
年末年始勤務手当	1
年末年始手当	1
年末年始特別勤務手当	1
赴任手当	1
法人特別手当	1
夜勤リーダー、ケアプラン手当、シューズ手当、奨励手当	1
臨時処遇改善手当	1

障害福祉	
その他の手当（記述部分）	件数
委員会	3
委員会、認定調査	2
委員会参加	1
皆勤手当	1
休日勤務手当	1
休日出勤	1
携帯手当（携帯電話の所持、緊急時の連絡手段など）	1
処遇改善手当	10
処遇改善手当・処遇改善調整手当	1
処遇改善手当・特別手当	1
責任者手当	1
専門職手当	1
早出手当	9
大型運転手当	1
単身赴任手当	1
通勤手当	1
特殊勤務手当	1
特定処遇改善手当	4
特別勤務手当	1
特別手当（年末年始に勤務した職員）	1
認定調査	3
認定調査実施	1
年末手当手当	1
年末年始手当	2
被服手当	1
変速勤務手当	1
役職手当	1
臨時処遇改善手当	4

児童福祉	
その他の手当（記述部分）	件数
シフト早番手当	1
岡山市処遇改善手当	1
皆勤手当	1
休日勤務手当	1
業務手当Ⅰ・Ⅱ	1
業務手当Ⅰ・Ⅱ	5
見回り手当	1
住込み手当	1
住宅手当	7
従事者手当（岡山市社会的養護従事者処遇改善事業費）	1
処遇改善	1
処遇改善Ⅱ	1
処遇改善手当	6
処遇改善手当Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ	1
奨励手当	1
精勤手当	1
調整手当	7
賃金改善特例手当（保育士等賃金賃金補助手当）	1
働き方手当	1
特別配分手当	1
特例給付金	1
臨時特例手当	1

社協	
その他の手当（記述部分）	件数
介護系職員には①資格手当、②特殊業務手当、③処遇改善手当	1
活動費手当	1
携帯電話手当	1
経営事業職員 管理者手当	1
災害時特別勤務手当	1
災害派遣手当	1
待機手当（携帯 24時間対応）	1
島嶼部勤務手当	1
特別活動手当・介護職員等特例手当	1
日直手当	1

6) 所定外手当

（金額：円）

分野	扶養手当または家族手当	設定割合		平均金額	最高金額	最低金額	N数
		件数	割合				
高齢福祉	住宅手当（【借家】）	87	69.6%	19,424	35,000	5,000	83
	住宅手当（【持家】）			4,395	20,000	1,000	37
	通勤手当	111	88.8%	25,765	80,000	2,000	108
障害福祉	住宅手当（【借家】）	62	79.5%	22,567	37,000	3,000	60
	住宅手当（【持家】）			4,311	15,000	1,000	18
	通勤手当	57	73.1%	26,944	100,000	5,000	50
児童福祉	住宅手当（【借家】）	66	67.3%	20,621	30,000	8,000	62
	住宅手当（【持家】）			5,183	19,000	1,000	12
	通勤手当	80	81.6%	27,070	100,000	3,800	76
社協	住宅手当（【借家】）	18	72.0%	26,588	28,000	12,000	17
	住宅手当（【持家】）			2,500	2,500	2,500	3
	通勤手当	24	96.0%	33,721	55,000	15,800	24

※設定割合の分母は、アンケート返信件数の 高齢福祉…125、障害福祉…78、児童福祉…98件、社協…25件。

7) 所定外その他の内容

■下記は、所定外手当その他の種類

高齢福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
皆勤手当	1
緊急連絡手当	3
資格手当	1
処遇改善手当	1
制服手当	1
対策費手当	1
特別手当(年末12月 29日より年始1月3日 の間で勤務した者)	1
年始手当	1
年末年始手当	3
夜間待機手当	2

障害福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
食事手当	1
特定処遇改善加算	1
特定処遇改善加算手当	1
年末年始	1
処遇改善加算、特定処 遇改善加算、処遇改善 交付金	1

児童福祉	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
超過勤務手当	1
年末年始勤務手当	1
遅出手当	1
補助金	1
処遇改善臨時特例手当	1
単身者住宅補助	6

社協	
その他所定外手当 (記述部分)	件数
住居手当	1
処遇改善手当	1

8) 非正規職員と正規職員との諸手当の設定の差異

分野	無	有	N数
高齢福祉	54	55	109
障害福祉	27	44	71
児童福祉	27	51	78
社協	8	15	23

9) 超過勤務時間の月平均

施設種類	超過勤務時間の月平均(時間)	N数
養護老人	13.5	12
特養	12.2	58
軽費	2.5	23
障害支援	8.1	20
障福サービス	5.8	41
児童養護	14.1	6
保育	12.6	67
社協	7.5	21

5. 介護職員処遇改善加算（交付金）

平成29年度から3分野全てに介護職員等処遇改善加算（交付金）の制度が導入されました。3分野の各施設が、職員の処遇改善のため、加算額（交付金）をどのように支給しているか、その実態を調査集計した結果を示します。支給方法は以下の9種類で調査しています。

介護職員処遇改善支給方法

1. 介護職員（保育士）のみ、基本給に加算
2. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、基本給に加算
3. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として毎月加算支給
4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給
5. 介護職員（保育士）のみ、一時金として一括支給（年1回）
6. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、一時金として一括支給（年1回）
7. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2～3回）
8. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2～3回）
9. その他

<高齢福祉分野の施設> 複数回答された結果、申請件数と合致していません。

○特別養護老人ホームは「4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給が一番多く34件、47.8%（前回調査時は3. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として毎月加算支給が57件、38.3%）。

<障害福祉分野の施設>

○障害者支援施設は「4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給が一番多く、10件、50.0%（前回調査、7. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2～3回）7件、25.0%）。

○障害福祉サービス事業は前回同様「4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給」が一番多く20件、43.4%（24件、34.3%）。

<児童福祉分野の施設>

○児童養護施設は「4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給」が一番多く4件、80.0%。

○保育所・認定こども園は「4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、諸手当として毎月加算支給」が一番多く30件、40.5%（前回調査「6. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対して、一時金として一括支給（年1回）」が一番多く69件、45.4%）。

1) 処遇改善加算の支給状況

施設種類	あり	1	2	3	4	5	6	7	8	9
養護老人	13	0	0	0	3	1	1	2	1	0
特養	71	1	1	5	34	4	4	2	8	10
軽費	28	2	0	0	12	0	2	1	0	4
障害支援	20	0	0	5	10	1	2	0	0	2
障福サービス	46	2	3	5	20	3	0	1	9	3
児童養護	5	0	1	0	4	0	0	0	0	0
保育	74	0	5	2	30	0	19	0	6	12

※社協なし

1. 介護職員（保育士）のみ、基本給に加算支給
2. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、基本給に加算支給
3. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として毎月加算支給
4. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給
5. 介護職員（保育士）のみ、一時金として一括支給（年1回）
6. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回）
7. 介護職員（保育士）のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2～3回）
8. 介護職員（保育士）に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2～3回）
9. その他

6. 賞与（期末勤勉手当）

賞与も初任給や基本給と同じように、職員処遇と労働市場での競争力において深い関わりのある項目です。4分野の施設・事業所がそれぞれ何か月分支給しているか、その実態を調査集計した結果を示します。

以下に正規職員の支給月数の概略を示します。加えて集計表では、非正規を嘱託、フルタイムパート、短時間パート、アルバイト、契約の5つの雇用形態別に分けて集計しています。

【賞与支給状況（4分野）】

以下に平均の支給月数を示します。

○正規職員は平均 4.0 カ月（3.9 カ月）という結果です。

○嘱託職員は平均 2.4 カ月（2.4 カ月）という結果です。

○フルタイムパートは平均 1.7 カ月（2.0 カ月）という結果です。

○短時間パートは平均 1.6 カ月（1.9 カ月）という結果です。

※岡山県の短時間労働者の全産業平均賞与額は 51,500 円（平均勤続年数 6.4 年）、

※岡山県の短時間労働者の医療福祉平均賞与額は 123,800 円（平均勤続年数 6.9 年）ですので県内の全産業平均と比べて非常勤職員の賞与支給額が大きいことが覗えます。

〔出典：令和 3 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省〕

【賞与支給状況（支給月数と支給額）】

【正規職員の賞与支給月数】 定率支給の場合

<高齢福祉分野の施設>

○最高は 4.7 カ月（5.8 カ月）、最低は 1.0 カ月（0.2 カ月）。平均で 3.8 カ月（3.7 か月）

<障害福祉分野の施設>

○最高は 5.0 カ月（5.2 カ月）、最低は 2.0 カ月（1.3 カ月）。平均で 3.7 カ月（3.9 カ月）。

<児童福祉分野の施設>

○最高は 5.2 カ月（5.3 カ月）、最低は 2.4 カ月（2.4 カ月）。平均で 4.2 カ月（4.3 カ月）。

<社協の施設>

○最高は 5.4 カ月、最低は 1.0 カ月。平均で 4.2 カ月。

【正規職員の賞与支給額】 定額支給の場合

<高齢福祉分野の施設>

○最高は 859,148 円（558,179 円）、最低は 229,579 円（157,682 円）。平均で 486,036 円（364,586 円）。

<障害福祉分野の施設>

○今回調査では定額支給の施設はありませんでした。

<児童福祉分野の施設>

○最高は 917,700 円（812,006 円）、最低は 786,787 円（812,006 円）。平均で 860,855 円（812,600 円）。

<社協>

○定額支給はありませんでした。

【全産業平均の賞与額】 746,100 円（783,200 円）、勤続年数 12.2 年（11.8 年）

【医療福祉平均の賞与額】 729,100 円（796,500 円）、勤続年数 9.2 年（9.2 年）

〔出典：令和 3 年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省〕

【賞与算定基礎（賞与の算定となる基礎項目）】

<高齢福祉分野の施設>

- 養護老人ホームは全13施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は5件あり、全体の38%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は2件、全体の15%です。
- 特別養護老人ホーム全70施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は16件で全体の22.9%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設が2件、2.9%ありました。
- 軽費老人ホームは全28施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は7件で全体の25.0%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は1件、3.57%です。

<障害福祉分野の施設>

- 障害者支援施設は全22施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は7件あり、全体の31.8%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は4施設、18.2%ありました。
- 障害福祉サービス事業は全50施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は12件で全体の24.0%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設が8件、16.0%ありました。さらには、地域手当を算定基礎に入れている施設が4件、8.0%ありました。

<児童福祉分野の施設>

- 児童養護施設は全6施設中、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設は2施設、33.3%ありました。
- 保育所・認定こども園は77施設中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は19施設で全体の24.7%。また、特殊業務手当を算定基礎に加えている施設が32施設、41.6%ありました。

<市町村社会福祉協議会>

- 全24件中、管理職手当を算定基礎に加えている施設は9件あり、全体の37.5%。

【賞与算定基礎（賞与の算定となるその他の基礎項目）】

<高齢福祉分野の施設>

- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が15件あります。

<障害福祉分野の施設>

- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が25件あります。

<児童福祉分野の施設>

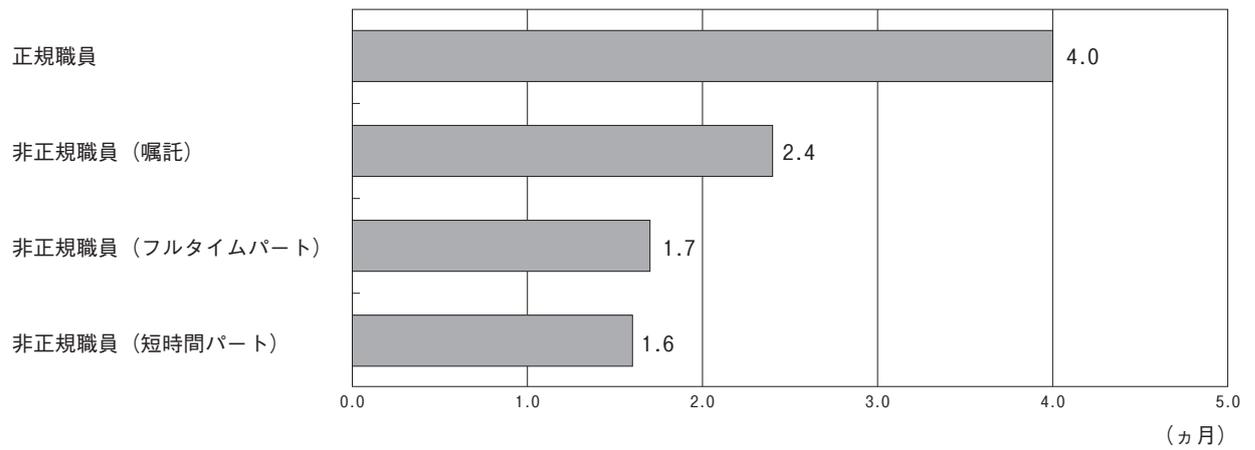
- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が27件あります。

<市町村社会福祉協議会>

- 扶養手当を算定基礎項目に入れている施設が15件あります。

※算定基礎に入れている地域手当は少数であるため、次回調査では、地域手当に変えて扶養手当を算定基礎の選択肢に入れた方が良いと思われます。

1) 賞与支給状況（4分野合算）



職種	賞与支給月額 (ヵ月分)	N数
正規職員	4.0	275
非正規職員（嘱託）	2.4	125
非正規職員（フルタイムパート）	1.7	115
非正規職員（短時間パート）	1.6	73

2) 賞与支給状況 (分野×定率×定率・定額方式)

(円) (ヵ月)

分野	扶養手当または家族手当	定率方式 (単位：月)				定額方式			
		平均月数	最高月数	最低月数	N数	平均金額	最高金額	最低金額	N数
高齢福祉	正規職員	3.8	4.7	1.0	106	486,036	859,148	229,579	3
	非正規職員 (嘱託)	2.2	4.7	0.0	51	97,600	173,000	32,000	5
	非正規職員 (フルタイムパート)	1.5	3.5	0.0	44	119,036	399,652	20,000	16
	非正規職員 (短時間パート)	1.4	2.6	0.0	29	68,845	194,000	20,000	18
障害福祉	正規職員	3.7	5.0	2.0	70	—	—	—	—
	非正規職員 (嘱託)	2.2	4.5	0.8	33	99,311	324,490	20,000	8
	非正規職員 (フルタイムパート)	1.7	2.3	0.8	29	107,846	300,000	20,000	13
	非正規職員 (短時間パート)	1.7	2.3	0.8	22	51,599	203,000	20,000	19
児童福祉	正規職員	4.2	5.2	2.4	77	860,855	917,700	786,787	6
	非正規職員 (嘱託)	2.6	4.9	0.7	20	139,283	360,000	30,000	6
	非正規職員 (フルタイムパート)	2.0	4.4	0.7	32	178,014	530,000	60,000	15
	非正規職員 (短時間パート)	1.5	3.0	0.7	19	110,007	530,000	19,167	17
社協	正規職員	4.2	5.4	1.0	22	—	—	—	—
	非正規職員 (嘱託)	2.5	4.5	1.0	21	71,250	71,250	71,250	1
	非正規職員 (フルタイムパート)	1.5	2.7	0.5	10	67,477	72,430	60,000	3
	非正規職員 (短時間パート)	1.7	2.6	0.5	3	38,309	45,617	31,000	2

3) 賞与算定基礎（施設種類×査定基礎）

分野	施設種類	査定基礎	選択件数
高齢福祉	養護老人	基本給	13
		特殊業務手当	2
		地域手当	0
		管理職手当	5
	特養	基本給	70
		特殊業務手当	2
		地域手当	0
		管理職手当	16
	軽費	基本給	28
		特殊業務手当	1
		地域手当	1
		管理職手当	7
障害福祉	障害支援	基本給	22
		特殊業務手当	4
		地域手当	5
		管理職手当	7
	障福サービス	基本給	50
		特殊業務手当	8
		地域手当	4
		管理職手当	12
児童福祉	児童養護	基本給	6
		特殊業務手当	2
		地域手当	0
		管理職手当	0
	保育	基本給	77
		特殊業務手当	32
		地域手当	4
		管理職手当	19
社協	社協	基本給	24
		特殊業務手当	0
		地域手当	1
		管理職手当	9

4) 賞与算定基礎（施設種類×算定その他）

高齢福祉	
その他所定外手当（記述部分）	件数
超過勤務・交通費	1
職務給	1
職務手当	1
処遇改善手当	1
処遇改善加算手当	1
処遇改善・特定処遇改善	1
役職手当	2
人事考課	2
臨時職員については、年総労働時間	3
資格手当	5
扶養手当	15
調整手当（処遇改善加算、特定処遇改善加算を除く）	1

児童福祉	
その他所定外手当（記述部分）	件数
処遇改善手当Ⅱ	1
交通費	1
役職手当	1
住宅手当	1
扶養手当（令和3年度該当なし）	1
特別給与改善費	1
処遇改善手当	3
調整手当	10
扶養手当	27
出勤日数（産休・育休・病休などで長期欠勤の期間は支給なし）	1

障害福祉	
その他所定外手当（記述部分）	件数
役職手当	1
役職等手当	1
主任手当	1
職務（調整）手当	1
人事考課査定	1
資格手当	2
扶養手当	25

社協	
その他所定外手当（記述部分）	件数
扶養手当（期末手当）	1
扶養手当（期末手当のみ含む）	1
基本給	1
職務級別加算	1
役職加算	1
扶養手当	15

7. 継続雇用

【継続雇用】

年金の受給開始年齢が引き上げられるに伴い、継続雇用も法人の重要な政策課題となってきました。ここでは、継続雇用の実態についてその調査結果を示します。今回初めての調査です。

<高齢福祉分野の施設> 回答数 105 件

○継続雇用ありが 68 件、64.8%で過半数の施設が継続雇用を行っていることが分かります。その際、給与の減額率は平均で 26.6%ですので、定年前と比べて約 7 割の給与水準になっています。

<障害福祉分野の施設> 回答数 63 件

○継続雇用ありが 43 件、68.3%で過半数の施設が継続雇用を行っていることが分かります。その際、給与の減額率は平均で 35.3%ですので、定年前と比べて 7 割弱の給与水準になっています。

<児童福祉分野の施設> 回答数 81 件

○継続雇用ありが 57 件、70.4%で 7 割の施設が継続雇用を行っていることが分かります。その際、給与の減額率は平均で 20.9%ですので、定年前と比べて約 8 割の給与水準になっています。

<市町村社会福祉協議会> 回答数 22 件

○継続雇用ありが 21 件、95.5%で、そのほとんどが継続雇用を行っていることが分かります。その際、給与の減額率は平均で 31.8%ですので、定年前と比べて約 7 割の給与水準になっています。

1) 継続雇用

分野	無	有	給与減額の平均割合	N数
高齢福祉	37	68	26.6	105
障害福祉	20	43	35.3	63
児童福祉	24	57	20.9	81
社協	1	21	31.8	22

8. 退職共済制度・福利厚生制度

【退職金制度】

退職金や福利厚生は、職員の定着を促進する上で関わりが深い項目です。4分野それぞれどのような退職金制度に加入しているか、また、どのような福利厚生を実施しているかその実態を調査集計した結果を示します。

なお、特養等の高齢福祉施設に加えて平成28年度からは障害福祉施設も福祉医療機構の退職年金制度の加入条件（掛け金の3/3が法人負担）が変わりました。

<高齢福祉分野の施設>

○「社会福祉退職手当共済」と「民間社会福祉従事者共済」の二つに加入している割合が一番多く56件(81件)、50.5%(52.3%)です。

<障害福祉分野の施設>

○同じく「社会福祉退職手当共済」と「民間社会福祉従事者共済」の二つに加入している割合が一番多く38件(72件)、53.5%(66.1%)です。

<児童福祉分野の施設>

○「社会福祉退職手当共済」と「民間保育所職員共済」の二つに加入している割合が一番多く34件(99件)、41.0%(73.9%)ですが、前回調査に比べると40%以上減少しました。

<市町村社会福祉協議会>

○「民間社会福祉従事者共済・その他」が一番多く8件、36.4%です。

【福利厚生制度】

各福利厚生制度の加入状況を調査集計したものです。

<高齢福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く54件(71件)、57.4%(52.2%)です。

<障害福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」と「民間社会福祉従事者育成とソウェルクラブ」に加入している割合が一番多く21件、32.3%です。

<児童福祉分野の施設>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く47件(88件)、63.5%(67.2%)です。

<市町村社会福祉協議会>

○「民間社会福祉従事者育成」に加入している割合が一番多く7件、33.3%です。

1) 退職共済金 (分野×加入制度 (組合せ))

高齢福祉		
退職共済金 (組合せ)	件数	割合
社会福祉退職手当共済	9	8.1%
民間社会福祉従事者共済	25	22.5%
中小企業共済	3	2.7%
法人独自の退職金	4	3.6%
確定拠出年金	2	1.8%
その他	1	0.9%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済	56	50.5%
社会福祉退職手当共済・ 法人独自の退職金	4	3.6%
民間社会福祉従事者共済・ その他	1	0.9%
中小企業共済・法人独自の 退職金	1	0.9%
法人独自の退職金・ 確定拠出年金	1	0.9%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 中小企業共済	1	0.9%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 法人独自の退職金	3	2.7%

障害福祉		
退職共済金 (組合せ)	件数	割合
社会福祉退職手当共済	10	14.1%
民間社会福祉従事者共済	8	11.3%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済	38	53.5%
社会福祉退職手当共済・ 中小企業共済	1	1.4%
社会福祉退職手当共済・ 法人独自の退職金	9	12.7%
民間社会福祉従事者共済・ 確定拠出年金	1	1.4%
法人独自の退職金・ その他	1	1.4%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 法人独自の退職金	1	1.4%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 確定拠出年金	2	2.8%

71

111

※割合は、各分野別組合せ件数合計に対する割合

児童福祉		
退職共済金（組合せ）	件数	割合
社会福祉退職手当共済	9	10.8%
民間社会福祉従事者共済	4	4.8%
民間保育所職員共済	1	1.2%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済	7	8.4%
社会福祉退職手当共済・ 民間保育所職員共済	34	41.0%
社会福祉退職手当共済・ 法人独自の退職金	9	10.8%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 民間保育所職員共済	10	12.0%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 法人独自の退職金	2	2.4%
社会福祉退職手当共済・ 民間保育所職員共済・ 法人独自の退職金	5	6.0%
社会福祉退職手当共済・ 民間保育所職員共済・ 確定拠出年金	1	1.2%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済・ 民間保育所職員共済・ その他	1	1.2%

社協		
退職共済金（組合せ）	件数	割合
社会福祉退職手当共済	1	4.5%
民間社会福祉従事者共済	3	13.6%
中小企業共済	2	9.1%
その他	1	4.5%
社会福祉退職手当共済・ 民間社会福祉従事者共済	3	13.6%
社会福祉退職手当共済・ 法人独自の退職金	1	4.5%
社会福祉退職手当共済・ その他	1	4.5%
民間社会福祉従事者共済・ 法人独自の退職金	1	4.5%
民間社会福祉従事者共済・ その他	8	36.4%
中小企業共済・ その他	1	4.5%

22

2) 退職共済金（分野×加入制度）

制度区分	高齢福祉	障害福祉	児童福祉	社協
社会福祉退職手当共済	73	61	78	7
	58.4%	78.2%	79.6%	28.0%
民間社会福祉従事者共済	86	50	24	16
	68.8%	64.1%	24.5%	64.0%
民間保育所職員共済			52	
			53.1%	
中小企業共済	5	1	0	3
	4.0%	1.3%	0.0%	12.0%
法人独自の退職金	13	11	16	2
	10.4%	14.1%	16.3%	8.0%
確定拠出年金	3	3	1	0
	2.4%	3.8%	1.0%	0.0%
その他	2	1	1	11
	1.6%	1.3%	1.0%	44.0%

←児童福祉のみ

3) 福利厚生制度（分野×加入制度〈組合せ〉）

高齢福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	3	3.2%
民間社会福祉従事者育成	54	57.4%
法人独自の福利厚生	4	4.3%
その他の福利厚生	4	4.3%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成	16	17.0%
民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	5	5.3%
民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	7	7.4%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	1	1.1%

94

障害福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	2	3.1%
民間社会福祉従事者育成	21	32.3%
法人独自の福利厚生	1	1.5%
その他の福利厚生	6	9.2%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成	21	32.3%
ソウエルクラブ・ 法人独自の福利厚生	1	1.5%
民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	2	3.1%
民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	8	12.3%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	1	1.5%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	1	1.5%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生・ その他の福利厚生	1	1.5%

65

※割合は、各分野別組合せ件数合計に対する割合

児童福祉		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	1	1.4%
民間社会福祉従事者育成	47	63.5%
法人独自の福利厚生	2	2.7%
その他の福利厚生	2	2.7%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成	13	17.6%
民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	5	6.8%
民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	1	1.4%
法人独自の福利厚生・ その他の福利厚生	1	1.4%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生・ その他の福利厚生	2	2.7%

74

社協		
福利厚生制度（組合せ）	件数	割合
ソウエルクラブ	2	9.5%
民間社会福祉従事者育成	7	33.3%
法人独自の福利厚生	1	4.8%
その他の福利厚生	1	4.8%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成	6	28.6%
民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	2	9.5%
民間社会福祉従事者育成・ その他の福利厚生	1	4.8%
ソウエルクラブ・ 民間社会福祉従事者育成・ 法人独自の福利厚生	1	4.8%

21

4) 福利厚生制度（分野×加入制度）

制度区分	高齢福祉	障害福祉	児童福祉	社協
ソウエルクラブ	20	27	16	9
	16.0%	34.6%	16.3%	36.0%
民間社会福祉従事者育成	83	55	68	17
	66.4%	70.5%	69.4%	68.0%
法人独自の福利厚生	9	6	10	4
	7.2%	7.7%	10.2%	16.0%
その他	12	16	6	2
	9.6%	20.5%	6.1%	8.0%

9. モデル賃金

介護職員等処遇改善加算の要件としてキャリアパスの構築がありますが、このキャリアパスの要件として給与水準を示すことが求められています。給与水準とは、まさにモデル賃金を指します。

自分がこの施設で働いて30歳になったらいくら位の給与がもらえるのか、それを職員に示すことが「将来展望とやりがいを持って働くことのできる労働環境」には欠かせませんが、その方策としてモデル賃金（月収・年収）を示すことが有効です。

ここでは、4分野それぞれがどの程度の給与水準（基本給+諸手当+賞与+処遇改善加算）なのか、その平均値を取り、モデル賃金として示しています。なお、モデル賃金は、新卒で就職した職員を基準にみていきます。つまり新卒の職員がそれぞれの学卒時の初任給からはじまり、年齢・勤続を重ねるにつれ、その年齢になったらどの位の所定内給与、年収になるかを大まかに示すものです。したがって、中途採用者の賃金にそのまま当てはめようとするとうすぎたり、低すぎたりする場合がありますので注意が必要です。

「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「所定内給与（年額）」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」「計（年額）」の額を示しています。モデル世帯を想定して、扶養家族の欄には、配偶者と子供の数を足した数字が入っています。例えば大学を卒業して22歳で就職し、30歳で結婚、同時に子供が生まれると仮定すると扶養家族が「2」になり、更に35歳で第2子が生まれると仮定して、その数が「3」に増え、50歳の時に第1子が独立して扶養家族から外れるとの想定で「2」、また55歳で第2子が独立、配偶者のみとなり、扶養家族が「1」になるとの想定で考えられています。

特別養護老人ホームの平均から導き出されたモデル年収の見方は以下の通りです。

【年齢別一覧表（大卒モデル年収）】

○22歳のモデル年収：扶養家族0人 基本給166,385円（161,364円）、諸手当50,089円（49,129円）で所定内給与年額2,597,694円。年間賞与額が509,879円（503,177円）、年間の処遇改善加算金が284,808円（248,480円）。年額（年収）が3,357,163円（3,260,374円）。

以上のような見方で自施設と同一施設のモデル年収と比較して見て頂ければと考えます。

【年齢別一覧表（短大・専門卒モデル年収）】

20歳からはじまって25歳からは5歳刻みで60歳までの「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「所定内給与年額」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」「計（年額）」を示しています。

【年齢別一覧表（高卒モデル年収）】

18歳からはじまって25歳からは5歳刻みで60歳までの「基本給（月額）」「諸手当（月額）」「所定内給与年額」「賞与（年額）」「処遇改善加算（年額）」「計（年額）」を示しています。

【岡山県の全産業平均賃金】

岡山県全産業平均値（企業規模10人以上）のデータと比較すると高卒・短大専門卒・大卒の全てのモデル年収において上回っています。ただし、岡山県全産業平均値は実績のデータですが、モデル年収はあくまで机上のデータですので、中途採用者で勤続年数が短い職員とそのまま比較しようとすると齟齬が出ます。

※厚労省のデータとは年齢の計上の仕方が違います。

岡山県内全産業年齢階層別平均賃金「出典：令和3年賃金構造基礎統計調査 厚生労働省」

(金額：円)

給与区分	年齢	勤続年数	決まって支給する現金給与額(所定内給与+通勤手当)(A)	所定内給与額(B)	年間賞与その他特別給与額(C)	年間所定内給与(B) * 12 = (D)	年収(C) + (D)
平均額 男女計	43.4	12.2	304,100 (308,200) ※	277,600 (279,500) ※	746,100 (783,200) ※	3,331,200 (3,354,000) ※	4,077,300 (4,137,200) ※
～19歳	19.2	1.0	190,800	175,500	123,700	2,106,000	2,229,700
20～24歳	22.9	2.4	229,100	206,900	388,500	2,482,800	2,871,300
25～29歳	27.5	4.8	263,300	236,800	598,500	2,841,600	3,440,100
30～34歳	32.4	7.3	282,400	254,800	705,800	3,057,600	3,763,400
35～39歳	37.6	10.7	313,200	281,100	830,100	3,373,200	4,203,300
40～44歳	42.5	12.7	323,800	292,200	845,600	3,506,400	4,352,000
45～49歳	47.5	14.9	334,500	306,800	904,300	3,681,600	4,585,900
50～54歳	52.5	17.1	342,800	316,100	940,700	3,793,200	4,733,900
55～59歳	57.5	19.2	359,900	330,200	885,700	3,962,400	4,848,100
60～64歳	62.5	19.0	282,100	265,400	631,700	3,184,800	3,816,500
65～69歳	67.1	17.0	246,100	233,100	343,100	2,797,200	3,140,300

※上段のカッコ書きの数字は、前回調査時の金額（出典「平成28年賃金構造基礎統計調査厚生労働省」）

1) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■大学卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒					
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	計 (年額)
養護老人	9	22歳	0	161,544	56,542	2,595,051	609,858	189,920	3,323,609
		23歳	0	163,383	46,934	2,523,812	655,478	250,900	3,346,557
		25歳	0	170,400	48,572	2,627,660	683,992	275,900	3,495,585
		30歳	2	190,383	62,192	3,030,900	765,223	284,400	3,985,723
		35歳	3	209,667	67,734	3,328,812	843,068	413,450	4,447,514
		40歳	3	228,083	67,966	3,552,596	916,928	413,450	4,745,158
		45歳	3	245,017	68,190	3,758,484	984,858	413,450	5,018,976
		50歳	2	267,000	64,450	3,977,404	1,074,504	413,450	5,327,541
		55歳	1	286,400	60,602	4,164,028	1,153,765	343,250	5,546,626
		60歳	1	294,367	60,688	4,260,652	1,186,055	413,450	5,722,340
特養	63	22歳	0	166,385	50,089	2,597,694	509,879	284,808	3,357,163
		23歳	0	169,815	50,237	2,640,620	648,486	286,683	3,539,264
		25歳	0	176,625	50,958	2,730,995	679,448	292,483	3,665,350
		30歳	2	191,806	64,883	3,080,263	754,410	302,019	4,102,264
		35歳	3	206,588	71,674	3,339,144	998,763	355,204	4,650,663
		40歳	3	222,343	71,583	3,527,111	891,000	359,046	4,720,697
		45歳	3	236,874	72,551	3,713,100	954,508	353,725	4,963,019
		50歳	2	250,994	67,903	3,826,772	1,007,026	486,993	5,241,344
		55歳	1	261,853	64,155	3,898,355	1,056,954	360,310	5,245,700
				60歳	1	271,784	63,992	4,015,357	1,061,386
軽費	24	22歳	0	167,325	43,987	2,513,747	557,667	236,960	3,268,881
		23歳	0	169,772	45,528	2,583,607	682,017	252,274	3,474,024
		25歳	0	176,669	46,003	2,672,063	707,691	243,747	3,581,110
		30歳	2	191,013	60,059	3,012,859	779,743	252,274	4,001,002
		35歳	3	203,421	66,280	3,236,418	835,950	309,916	4,328,386
		40歳	3	215,478	67,625	3,397,236	888,981	309,916	4,542,235
		45歳	3	226,509	68,116	3,535,499	934,113	314,968	4,729,804
		50歳	2	239,002	62,141	3,613,712	984,056	306,126	4,850,655
		55歳	1	250,939	57,068	3,696,075	1,029,265	311,179	4,982,401
				60歳	1	255,644	56,344	3,743,853	1,023,637

※N数は算出有効データの平均データ数

1) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■大学卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
障害支援	22	22歳	0	184,658	57,905	2,900,913	590,483	205,725	3,663,731
		23歳	0	188,357	58,138	2,957,943	728,448	213,394	3,859,138
		25歳	0	196,833	58,387	3,062,630	762,636	214,565	3,998,962
		30歳	2	216,711	72,746	3,473,489	875,865	217,366	4,525,316
		35歳	3	239,404	82,618	3,864,266	983,387	249,744	5,049,826
		40歳	3	260,748	86,158	4,162,869	1,060,368	252,576	5,427,703
		45歳	3	281,191	86,527	4,412,617	1,146,885	255,577	5,766,397
		50歳	2	300,195	83,665	4,606,319	1,202,611	247,140	6,008,997
		55歳	1	318,489	77,414	4,750,827	1,254,112	231,885	6,192,655
		60歳	1	325,203	76,338	4,818,495	1,281,104	249,673	6,301,716
障福 サービス	43	22歳	0	189,953	29,552	2,639,706	617,388	280,938	3,531,343
		23歳	0	194,446	30,597	2,700,516	747,122	297,739	3,737,742
		25歳	0	201,048	31,608	2,791,871	776,600	299,237	3,860,035
		30歳	2	219,606	50,135	3,236,896	882,654	312,498	4,423,825
		35歳	3	237,204	49,663	3,442,405	935,259	349,406	4,718,111
		40歳	3	261,843	52,451	3,771,536	1,053,187	362,541	5,177,723
		45歳	3	283,717	53,475	4,046,300	1,236,041	381,916	5,654,464
		50歳	2	303,878	49,076	4,235,458	1,316,088	392,678	5,933,890
		55歳	1	327,477	43,704	4,454,170	1,397,518	390,536	6,231,947
		60歳	1	336,543	42,581	4,549,481	1,443,935	419,725	6,402,096
児童養護	5	22歳	0	190,698	63,022	3,044,642	657,028	89,133	3,772,976
		23歳	0	194,044	65,116	3,109,920	821,709	89,406	4,003,154
		25歳	0	199,817	67,480	3,207,566	845,183	65,357	4,105,035
		30歳	2	213,286	82,067	3,544,234	925,535	90,694	4,542,324
		35歳	3	235,932	88,750	3,896,181	1,053,742	91,258	5,018,367
		40歳	3	248,043	90,258	4,059,603	1,105,186	91,258	5,233,233
		45歳	3	260,996	90,527	4,218,273	1,164,967	93,203	5,453,143
		50歳	2	271,448	91,297	4,352,928	1,202,972	95,188	5,627,292
		55歳	1	289,873	81,359	4,454,772	1,276,132	100,845	5,806,538
		60歳	1	297,344	82,460	4,557,648	1,308,329	100,845	5,941,611

※ N数は算出有効データの平均データ数

1) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■大学卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	大 学 卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
保育	63	22歳	0	181,095	24,720	2,460,956	629,885	202,429	3,273,315
		23歳	0	184,809	24,948	2,511,923	799,787	205,110	3,501,212
		25歳	0	192,145	26,784	2,625,999	838,837	213,999	3,672,849
		30歳	2	209,349	36,235	2,945,247	941,287	325,428	4,203,229
		35歳	3	226,818	41,624	3,219,279	1,025,864	370,555	4,606,391
		40歳	3	243,256	42,075	3,423,965	1,120,608	399,893	4,933,232
		45歳	3	260,783	52,227	3,756,127	1,210,207	346,194	5,305,308
		50歳	2	277,324	50,405	3,921,550	1,277,280	376,440	5,566,361
		55歳	1	293,721	53,564	4,155,051	1,366,958	384,372	5,896,686
		60歳	1	307,231	53,651	4,317,955	1,427,969	393,374	6,128,538
社協	22	22歳	0	174,659	19,554	2,319,889	638,432		2,958,321
		23歳	0	180,919	18,790	2,385,428	760,744		3,146,172
		25歳	0	192,930	19,643	2,534,761	808,915		3,343,676
		30歳	2	220,105	35,705	3,034,672	960,505		3,995,177
		35歳	3	243,921	45,396	3,443,134	1,083,796		4,526,930
		40歳	3	274,926	47,520	3,839,340	1,225,802		5,065,142
		45歳	3	303,353	45,906	4,162,108	1,353,950		5,516,058
		50歳	2	329,868	41,574	4,431,054	1,467,404		5,898,458
		55歳	1	348,379	33,715	4,563,839	1,535,628		6,099,467
		60歳	1	364,997	36,474	4,793,342	1,601,891		6,395,233

※ N数は算出有効データの平均データ数

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
養護老人	8	20歳	0	154,771	53,743	2,502,168	580,719	201,900	3,198,258
		21歳	0	160,283	46,784	2,484,812	643,365	250,900	3,295,444
		22歳	0	165,086	52,228	2,607,761	669,663	236,320	3,446,224
		25歳	0	177,933	50,241	2,738,092	714,997	297,900	3,651,689
		30歳	2	200,333	66,583	3,202,996	805,725	413,450	4,284,354
		35歳	3	215,200	69,339	3,414,468	865,638	413,450	4,555,740
		40歳	3	228,317	69,571	3,574,652	918,375	413,450	4,768,660
		45歳	3	240,267	69,796	3,720,748	966,357	413,450	4,962,738
		50歳	2	255,883	66,047	3,863,164	1,030,455	413,450	5,169,252
		55歳	1	269,933	62,119	3,984,628	1,088,162	413,450	5,348,423
		60歳	1	272,600	62,204	4,017,652	1,099,262	413,450	5,392,547
特養	60	20歳	0	159,361	45,664	2,461,027	488,231	275,611	3,191,158
		21歳	0	162,645	46,308	2,508,359	618,644	281,749	3,369,866
		22歳	0	164,857	49,896	2,578,728	638,009	295,741	3,472,247
		25歳	0	176,757	55,478	2,789,703	682,794	301,156	3,732,236
		30歳	2	191,803	68,341	3,127,480	757,398	361,474	4,203,482
		35歳	3	206,202	70,632	3,328,246	822,610	366,862	4,473,369
		40歳	3	220,520	71,250	3,507,622	890,173	372,162	4,724,091
		45歳	3	235,399	71,479	3,688,960	956,031	374,978	4,955,369
		50歳	2	250,229	73,342	3,889,815	999,917	375,977	5,198,231
		55歳	1	263,578	62,656	3,905,291	1,057,142	366,833	5,251,952
		60歳	1	270,105	62,666	3,983,743	1,061,194	364,666	5,332,301
軽費	22	20歳	0	157,401	44,389	2,373,059	512,790	217,136	3,063,505
		21歳	0	160,829	46,589	2,438,192	642,682	221,136	3,261,803
		22歳	0	165,363	44,786	2,521,787	659,619	227,136	3,367,244
		25歳	0	175,765	45,377	2,653,705	701,865	227,136	3,541,408
		30歳	2	189,838	59,718	2,994,668	771,302	277,980	3,993,408
		35歳	3	202,617	67,803	3,245,042	829,167	277,980	4,301,647
		40歳	3	214,960	68,170	3,397,556	883,627	283,313	4,512,984
		45歳	3	226,337	68,052	3,532,663	929,760	283,313	4,694,225
		50歳	2	238,626	62,132	3,609,103	978,062	288,647	4,823,330
		55歳	1	250,623	57,710	3,699,999	1,022,225	272,096	4,942,493
		60歳	1	256,453	57,269	3,764,670	1,020,854	273,567	5,006,983

※N数は算出有効データの平均データ数

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
障害支援	21	20歳	0	169,373	56,447	2,709,841	538,721	208,440	3,417,299
		21歳	0	173,862	56,618	2,765,754	668,633	208,912	3,603,506
		22歳	0	178,529	57,732	2,835,139	687,635	211,586	3,694,059
		25歳	0	192,443	58,681	3,013,494	743,599	213,608	3,930,014
		30歳	2	214,599	75,293	3,478,701	866,169	242,052	4,540,816
		35歳	3	237,077	82,694	3,837,257	970,257	249,264	5,009,299
		40歳	3	256,389	85,086	4,097,698	1,043,739	251,817	5,345,289
		45歳	3	275,765	86,355	4,345,438	1,121,289	254,301	5,672,590
		50歳	2	292,408	81,760	4,490,021	1,169,925	244,849	5,858,157
		55歳	1	307,956	76,444	4,612,801	1,211,199	229,300	6,009,624
		60歳	1	315,566	77,263	4,713,944	1,241,791	247,088	6,155,759
障福 サービス	36	20歳	0	181,216	28,262	2,509,731	576,874	269,597	3,353,576
		21歳	0	184,936	29,740	2,571,162	698,359	278,010	3,544,634
		22歳	0	189,657	30,416	2,636,276	728,216	303,237	3,665,104
		25歳	0	200,542	33,199	2,798,117	769,768	293,874	3,858,862
		30歳	2	220,304	45,615	3,183,342	889,608	328,541	4,398,594
		35歳	3	238,847	52,173	3,485,189	973,828	337,396	4,793,516
		40歳	3	261,937	56,340	3,819,319	1,062,265	346,079	5,224,767
		45歳	3	283,930	56,696	4,087,512	1,142,867	354,701	5,582,182
		50歳	2	302,814	50,899	4,244,549	1,201,467	358,039	5,801,159
		55歳	1	325,270	46,678	4,463,373	1,263,511	358,200	6,082,187
		60歳	1	332,474	46,747	4,550,642	1,263,160	374,751	6,185,657
児童養護	2	20歳	0	178,706	75,527	3,050,796	533,297	91,165	3,675,258
		21歳	0	183,426	71,880	3,063,666	754,693	92,039	3,910,398
		22歳	0	186,454	72,166	3,103,434	767,088	92,606	3,963,128
		25歳	0	195,482	73,565	3,228,564	804,014	94,266	4,126,844
		30歳	2	205,852	96,810	3,631,944	890,518	84,816	4,607,278
		35歳	3	228,324	105,781	4,009,260	987,730	94,070	5,091,060
		40歳	3	236,274	96,979	3,999,036	1,022,120	96,000	5,117,156
		45歳	3	249,842	86,095	4,031,244	1,080,815	100,000	5,212,059
		50歳	2	264,470	80,913	4,144,596	1,144,097	108,962	5,397,655
		55歳	1	276,130	81,379	4,290,108	1,194,539	113,766	5,598,413
		60歳	1	276,130	81,379	4,290,108	1,194,539	113,766	5,598,413

※N数は算出有効データの平均データ数

2) 年齢別一覧表（施設種類×卒歴×給与）

■短大・専門校卒（給与）

（金額：円）

施設種類	N数	年齢	扶養家族	短大・専門校卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
保育	57	20歳	0	173,631	23,169	2,360,407	578,031	185,764	3,114,070
		21歳	0	177,290	23,409	2,407,329	754,395	196,402	3,353,077
		22歳	0	181,350	24,043	2,463,839	784,332	198,968	3,442,329
		25歳	0	191,772	26,986	2,625,097	834,900	235,557	3,693,006
		30歳	2	209,042	40,727	2,997,225	944,840	343,440	4,283,427
		35歳	3	227,306	44,719	3,254,360	1,027,533	372,184	4,653,303
		40歳	3	244,417	49,178	3,512,215	1,131,892	346,278	4,990,460
		45歳	3	261,706	53,721	3,773,178	1,216,299	351,005	5,341,112
		50歳	2	277,184	50,845	3,925,047	1,276,478	375,906	5,575,702
		55歳	1	294,053	53,867	4,162,619	1,369,673	382,729	5,913,042
		60歳	1	307,490	54,937	4,335,931	1,434,648	394,116	6,162,096
社協	25	20歳	0	160,768	16,065	2,111,852	577,746		2,689,598
		21歳	0	165,772	16,789	2,179,537	693,587		2,873,124
		22歳	0	172,322	18,528	2,277,851	721,827		2,999,678
		25歳	0	189,835	19,436	2,497,532	793,156		3,290,688
		30歳	2	215,306	35,333	2,982,724	935,322		3,918,046
		35歳	3	238,776	45,594	3,380,262	1,056,617		4,436,878
		40歳	3	266,547	45,994	3,718,031	1,184,871		4,902,902
		45歳	3	293,624	44,474	4,025,779	1,306,674		5,332,453
		50歳	2	318,012	40,697	4,275,772	1,412,511		5,688,284
		55歳	1	334,259	32,080	4,373,419	1,472,302		5,845,721
		60歳	1	350,641	35,101	4,602,578	1,538,075		6,140,652

※ N数は算出有効データの平均データ数

3) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■高校卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	高 校 卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
養護老人	8	18歳	0	150,029	52,022	2,424,609	563,207	201,900	3,103,187
		19歳	0	156,733	45,118	2,422,212	629,498	250,900	3,218,977
		20歳	0	160,733	45,182	2,470,988	645,703	259,900	3,289,958
		22歳	0	170,671	53,637	2,691,706	692,621	250,720	3,563,413
		23歳	0	174,200	50,241	2,693,292	700,417	286,900	3,584,975
		25歳	0	187,383	50,389	2,853,268	753,700	319,400	3,819,901
		30歳	2	203,800	65,033	3,225,996	820,313	413,450	4,321,943
		35歳	3	216,717	69,436	3,433,836	872,308	413,450	4,581,778
		40歳	3	229,850	69,664	3,594,172	924,098	413,450	4,793,904
		45歳	3	246,233	70,094	3,795,924	992,458	413,450	5,064,016
		50歳	2	254,717	66,047	3,849,164	1,026,488	413,450	5,151,286
		55歳	1	268,400	62,119	3,966,228	1,082,818	413,450	5,324,680
		60歳	1	271,300	62,204	4,002,052	1,094,805	413,450	5,372,490
特養	59	18歳	0	153,419	44,798	2,371,681	466,840	266,322	3,059,125
		19歳	0	156,468	44,729	2,406,944	594,501	273,460	3,220,572
		20歳	0	159,390	44,693	2,441,580	599,619	275,699	3,262,176
		22歳	0	165,775	49,213	2,570,696	637,211	290,251	3,440,746
		23歳	0	169,325	49,305	2,614,402	651,147	298,167	3,505,077
		25歳	0	175,165	49,816	2,690,604	673,936	300,356	3,610,690
		30歳	2	190,795	69,955	3,119,672	751,983	482,493	4,281,000
		35歳	3	204,558	69,315	3,277,149	815,641	362,097	4,388,300
		40歳	3	217,691	69,320	3,434,800	875,821	361,609	4,603,451
		45歳	3	231,178	70,829	3,614,749	940,604	368,137	4,851,828
		50歳	2	244,621	64,905	3,704,807	989,035	364,139	4,964,781
		55歳	1	259,440	62,246	3,836,637	1,041,269	499,911	5,271,412
		60歳	1	265,872	62,257	3,913,946	1,045,538	364,139	5,227,225
軽費	21	18歳	0	152,312	44,915	2,315,394	488,646	200,967	2,966,727
		19歳	0	155,719	44,927	2,356,414	621,130	205,202	3,143,660
		20歳	0	158,508	44,940	2,390,018	633,034	208,732	3,192,026
		22歳	0	165,330	43,475	2,505,651	659,296	211,555	3,336,206
		23歳	0	168,841	43,913	2,553,054	674,148	215,790	3,401,890
		25歳	0	175,263	44,417	2,636,151	700,025	216,967	3,511,816
		30歳	2	189,811	58,911	2,984,659	772,371	263,979	3,970,728
		35歳	3	202,656	65,098	3,213,039	830,809	263,979	4,257,545
		40歳	3	214,076	65,311	3,352,645	878,197	269,626	4,449,111
		45歳	3	225,295	66,466	3,501,137	925,503	269,626	4,644,908
		50歳	2	235,845	60,559	3,556,851	964,285	259,743	4,731,404
		55歳	1	249,267	57,410	3,680,125	1,011,795	259,743	4,902,189
		60歳	1	255,092	57,445	3,750,444	1,010,087	259,743	4,970,799

※N数は算出有効データの平均データ数

3) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■高校卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	高 校 卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
障害支援	17	18歳	0	160,621	56,619	2,606,880	470,729	259,100	3,275,745
		19歳	0	164,200	56,727	2,651,122	618,409	259,446	3,467,931
		20歳	0	168,018	56,838	2,698,264	632,828	259,815	3,529,774
		22歳	0	177,176	58,364	2,826,484	666,597	263,338	3,694,457
		23歳	0	181,447	59,129	2,886,907	683,673	263,723	3,772,251
		25歳	0	189,685	60,242	2,999,116	719,756	270,077	3,925,402
		30歳	2	211,224	75,378	3,439,222	831,626	305,877	4,504,754
		35歳	3	234,874	81,357	3,794,761	933,926	308,108	4,964,299
		40歳	3	255,503	84,237	4,076,882	1,011,513	310,138	5,325,559
		45歳	3	276,615	84,270	4,330,621	1,095,584	313,015	5,665,569
		50歳	2	294,301	82,972	4,527,275	1,152,698	300,223	5,909,555
		55歳	1	312,576	76,962	4,674,458	1,208,956	302,792	6,114,962
60歳	1	318,629	79,445	4,776,882	1,232,347	302,792	6,240,776		
障福 サービス	21	18歳	0	170,029	24,172	2,330,411	521,534	292,550	3,140,994
		19歳	0	174,233	24,253	2,381,834	647,133	298,724	3,323,691
		20歳	0	177,857	24,316	2,426,074	662,225	283,081	3,367,379
		22歳	0	185,333	28,179	2,562,145	693,021	313,810	3,564,975
		23歳	0	188,800	26,521	2,583,854	707,179	313,810	3,600,843
		25歳	0	197,748	26,160	2,686,892	742,685	317,467	3,743,044
		30歳	2	217,733	41,871	3,115,247	859,923	349,162	4,320,331
		35歳	3	238,919	48,603	3,450,266	947,903	319,119	4,713,288
		40歳	3	266,852	53,811	3,847,955	1,048,275	349,162	5,241,392
		45歳	3	291,595	54,243	4,150,053	1,135,769	349,162	5,630,984
		50歳	2	310,719	51,965	4,352,213	1,203,343	344,933	5,632,286
		55歳	1	338,762	46,337	4,621,185	1,237,735	329,290	6,184,211
60歳	1	342,429	46,832	4,671,127	1,294,922	473,505	6,435,555		
児童養護	0	18歳	0	—	—	—	—	—	—
		19歳	0	—	—	—	—	—	—
		20歳	0	—	—	—	—	—	—
		22歳	0	—	—	—	—	—	—
		23歳	0	—	—	—	—	—	—
		25歳	0	—	—	—	—	—	—
		30歳	2	—	—	—	—	—	—
		35歳	3	—	—	—	—	—	—
		40歳	3	—	—	—	—	—	—
		45歳	3	—	—	—	—	—	—
		50歳	2	—	—	—	—	—	—
		55歳	1	—	—	—	—	—	—
60歳	1	—	—	—	—	—	—		

※ N数は算出有効データの平均データ数

3) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■高校卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	N数	年齢	扶養家族	高 校 卒					計 (年額)
				基本給 (月額)	諸手当 (月額)	所定給与 (年額)	賞与 (年額)	処遇改善加算 (年額)	
保育	18	18歳	0	160,833	19,861	2,155,095	577,473	214,865	2,903,414
		19歳	0	164,788	20,001	2,217,470	711,600	221,141	3,150,211
		20歳	0	168,682	20,205	2,266,645	727,365	213,076	3,207,087
		22歳	0	177,988	21,127	2,389,388	765,338	233,375	3,388,101
		23歳	0	182,112	21,742	2,446,245	783,235	241,165	3,470,645
		25歳	0	191,494	25,658	2,605,827	827,452	245,661	3,678,940
		30歳	2	209,606	38,329	2,975,219	925,953	272,104	4,173,275
		35歳	3	230,153	45,715	3,310,420	1,030,007	360,913	4,701,340
		40歳	3	250,288	16,480	3,585,288	1,120,378	306,546	5,012,212
		45歳	3	267,132	16,442	3,824,495	1,194,514	311,687	5,330,696
		50歳	2	280,873	15,734	3,962,435	1,245,197	317,574	5,525,206
		55歳	1	293,179	15,028	4,079,518	1,291,430	319,087	5,690,035
		60歳	1	300,156	15,028	4,153,537	1,314,785	320,148	5,788,470
社協	25	18歳	0	151,765	16,272	2,016,436	531,958		2,548,394
		19歳	0	156,053	15,378	2,057,179	630,046		2,687,226
		20歳	0	160,800	17,879	2,144,142	649,545		2,793,687
		22歳	0	171,860	19,562	2,297,068	694,737		2,991,805
		23歳	0	178,553	19,981	2,382,415	723,888		3,106,303
		25歳	0	190,857	20,091	2,531,371	772,517		3,303,889
		30歳	2	217,040	35,946	3,035,836	918,640		3,954,476
		35歳	3	241,340	46,224	3,450,766	1,043,254		4,494,020
		40歳	3	271,107	46,648	3,813,057	1,172,642		4,985,699
		45歳	3	298,353	42,631	4,091,818	1,288,571		5,380,389
		50歳	2	321,680	37,313	4,307,918	1,382,347		5,690,266
		55歳	1	340,380	30,222	4,447,222	1,450,577		5,897,799
		60歳	1	349,563	32,210	4,581,276	1,480,673		6,061,949

※N数は算出有効データの平均データ数

4) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■大学卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	モデル賃金	大 学 卒									
		22歳	23歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
養護老人	基本給	161,544	163,383	170,400	190,383	209,667	228,083	245,017	267,000	286,400	294,367
	給与	216,254	210,318	218,972	252,575	277,401	296,050	313,207	331,450	347,002	355,054
特養	基本給	166,385	169,815	176,625	191,806	206,588	222,343	236,874	250,994	261,853	271,784
	給与	216,475	220,052	227,583	256,689	278,262	293,926	309,425	318,898	324,863	334,613
軽費	基本給	167,325	169,772	176,669	191,013	203,421	215,478	226,509	239,002	250,939	255,644
	給与	209,479	215,301	222,672	251,072	269,702	283,103	294,625	301,143	308,006	311,988
障害支援	基本給	184,658	188,357	196,833	216,711	239,404	260,748	281,191	300,195	318,489	325,203
	給与	241,743	246,495	255,219	289,457	322,022	346,906	367,718	383,860	395,902	401,541
障福 サービス	基本給	189,953	194,446	201,048	219,606	237,204	261,843	283,717	303,878	327,477	336,543
	給与	219,976	225,043	232,656	269,741	286,867	314,295	337,192	352,955	371,181	379,123
児童養護	基本給	190,698	194,044	199,817	213,286	235,932	248,043	260,996	271,448	289,873	297,344
	給与	253,720	259,160	267,297	295,353	324,682	338,300	351,523	362,744	371,231	379,804
保育	基本給	181,095	184,809	192,145	209,349	226,818	243,256	260,783	277,324	293,721	307,231
	給与	205,080	209,327	218,833	245,437	268,273	285,330	313,011	326,796	346,254	359,830
社協	基本給	174,659	180,919	192,930	220,105	243,921	274,926	303,353	329,868	348,379	364,997
	給与	193,324	198,786	211,230	252,889	286,928	319,945	346,842	369,255	380,320	399,445

4) 年齢別一覧表 (施設種類×卒歴×給与)

■短大・専門校卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	モデル賃金	短大・専門校卒 (給与)										
		20歳	21歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
養護老人	基本給	154,771	160,283	165,086	177,933	200,333	215,200	228,317	240,267	255,883	269,933	272,600
	給与	208,514	207,068	217,313	228,174	266,916	284,539	297,888	310,062	321,930	332,052	334,804
特養	基本給	159,361	162,645	164,857	176,757	191,803	206,202	220,520	235,399	250,229	263,578	270,105
	給与	205,086	209,030	214,894	232,475	260,623	277,354	292,302	307,413	324,151	325,441	331,979
軽費	基本給	157,401	160,829	165,363	175,765	189,838	202,617	214,960	226,337	238,626	250,623	256,453
	給与	197,755	203,183	210,149	221,142	249,556	270,420	283,130	294,389	300,759	308,333	313,722
障害支援	基本給	169,373	173,862	178,529	192,443	214,599	237,077	256,389	275,765	292,408	307,956	315,566
	給与	225,820	230,479	236,262	251,125	289,892	319,771	341,475	362,120	374,168	384,400	392,829
障福 サービス	基本給	181,216	184,936	189,657	200,542	220,304	238,847	261,937	283,930	302,814	325,270	332,474
	給与	209,144	214,263	219,690	233,176	265,279	290,432	318,277	340,626	353,712	371,948	379,220
児童養護	基本給	178,706	183,426	186,454	195,482	205,852	228,324	236,274	249,842	264,470	276,130	276,130
	給与	254,233	255,306	258,620	269,047	302,662	334,105	333,253	335,937	345,383	357,509	357,509
保育	基本給	173,631	177,290	181,350	191,772	209,042	227,306	244,417	261,706	277,184	294,053	307,490
	給与	196,701	200,611	205,320	218,758	249,769	271,197	292,685	314,432	327,087	346,885	361,328
社協	基本給	160,768	165,772	172,322	189,835	215,306	238,776	266,547	293,624	318,012	334,259	350,641
	給与	175,988	181,628	189,821	208,128	248,560	281,688	309,836	335,482	356,314	364,452	383,548

4) 年齢別一覧表 (施設種類×卒業×給与)

■ 高校卒 (給与)

(金額：円)

施設種類	モデル賃金	高校卒 (給与)												
		18歳	19歳	20歳	22歳	23歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
養護老人	基本給	150,029	156,733	160,733	170,671	174,200	187,383	203,800	216,717	229,850	246,233	254,717	268,400	271,300
	給与	202,051	201,851	205,916	224,309	224,441	237,772	268,833	286,153	299,514	316,327	320,764	330,519	333,504
特養	基本給	153,419	156,468	159,390	165,775	169,325	175,165	190,795	204,558	217,691	231,178	244,621	259,440	265,872
	給与	197,640	200,579	203,465	214,225	217,867	224,217	259,973	273,096	286,233	301,229	308,734	319,720	326,162
軽費	基本給	152,312	155,719	158,508	165,330	168,841	175,263	189,811	202,656	214,076	225,295	235,845	249,267	255,092
	給与	192,949	196,368	199,168	208,804	212,754	219,679	248,722	267,753	279,387	291,761	296,404	306,677	312,537
障害支援	基本給	160,621	164,200	168,018	177,176	181,447	189,685	211,224	234,874	255,503	276,615	294,301	312,576	318,629
	給与	217,240	220,927	224,855	235,540	240,576	249,926	286,602	316,230	339,740	360,885	377,273	389,538	398,073
障福 サービス	基本給	170,029	174,233	177,857	185,333	188,800	197,748	217,733	238,919	266,852	291,595	310,719	338,762	342,429
	給与	194,201	198,486	202,173	213,512	215,321	223,908	259,604	287,522	320,663	345,838	362,684	385,099	389,261
児童養護	基本給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育	基本給	160,833	164,788	168,682	177,988	182,112	191,494	209,606	230,153	250,288	267,132	280,873	293,179	300,156
	給与	179,591	184,789	188,887	199,116	203,854	217,152	247,935	275,868	298,774	318,708	330,203	339,960	346,128
社協	基本給	151,765	156,053	160,800	171,860	178,553	190,857	217,040	241,340	271,107	298,353	321,680	340,380	349,563
	給与	168,036	171,432	178,679	191,422	198,535	210,948	252,986	287,564	317,755	340,985	358,993	370,602	381,773

10. 人事考課制度について

人事考課制度の導入状況については今回初の調査です。4分野それぞれが人事考課制度をどのように考えているか、その実態を集計した結果を示します。以下の4択で調査しました。

【人事考課制度の導入状況】

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を（昇給・昇格）及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない

<高齢福祉分野>

○一番多かった回答は、1の「人事考課制度を導入し、人事考課の結果を（昇給・昇格）及び賞与に反映」で63件、58.9%。次に多い回答は、4の「人事考課制度を導入していない」で20件、18.7%という結果です。

<障害福祉分野>

○高齢福祉分野同様、一番多かった回答は、1の「人事考課制度を導入し、人事考課の結果を（昇給・昇格）及び賞与に反映」の25件、36.2%。次に多い回答は、4の「人事考課制度を導入していない」の23件、33.3%という結果です。

<児童福祉分野の施設>

○一番多かった回答は、4の「人事考課制度を導入していない」の32件、43.2%という結果です。次に多い回答は、1の「人事考課制度を導入し、人事考課の結果を（昇給・昇格）及び賞与に反映」で23件、31.1%という結果です。

<市町村社会福祉協議会>

○一番多かった回答は、4の「人事考課制度を導入していない」の13件、54.2%。次に多い回答は、3の「人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない」の5件、20.8%という結果です。

【人事考課制度を導入していない理由】

導入していない理由についてみると4分野それぞれに特徴が表れているようです。

<高齢福祉分野>

○「準備が整っていない」、「相当の準備期間と覚悟が必要」、「費用対効果が不明確」等、制度の導入だけではなく、その後の運用まで見据えて検討していることが窺えます。

<障害福祉分野>

○「今年度中の導入を目指している」、「導入に向けて準備中」等、導入に積極的な意見が多く見られます。

<児童福祉分野の施設>

○「明確な指標がない」、「労多くして益少なし」等、高齢福祉分野同様運用の難しさに言及している意見が多いようです。

<市町村社会福祉協議会>

○職員数が少ないことが導入する上でのハードルになっているようです。

【人事考課制度導入の目的 前の設問で1 2 3のいずれかを選択された場合（複数可）】

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減（収益改善）
6. その他

<高齢福祉分野>

○多い順に「職員の意識改革」(73件)、「人材育成」(72件)、「公平・公正な処遇」(67件)という結果です。

<障害福祉分野>

○多い順に「人材育成」(37件)、「公平・公正な処遇」(34件)、「職員の意識改革」(31件)という結果です。

<児童福祉分野の施設>

○多い順に「人材育成」(31件)、「職員の意識改革」(29件)、「公平・公正な処遇」(26件)という結果です。

<市町村社会福祉協議会>

○一番多かった回答は、「職員の意識改革」(8件)ですが、他の3分野で挙げた項目が拮抗しています。

【人事考課制度において独自に取り組まれていること】

<高齢福祉分野>

○育成面談が多い結果です。

<障害福祉分野>

○回答は1件ですが、こちらも面談となっています。

<児童福祉分野の施設>

○目標設定が多い結果です。

<市町村社会福祉協議会>

○回答は1件ですが、こちらも面談となっています。

1) 人事考課制度について 導入状況

分野	1	2	3	4	N数
高齢福祉	63	17	7	20	107
障害福祉	25	6	15	23	69
児童福祉	23	8	11	32	74
社協	4	2	5	13	24

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない

人事考課制度を導入していない理由

高齢福祉分野

公平な評価が難しい為。
仕事の働き甲斐やキャリアアップ等、全体で共有できる満足度の高い人事考課制度の仕組みが整っていないため。
特に検討していない
準備と意識が整っていない。 人事考課導入の準備が整っていないこととそれに伴う意識（費用対効果）が不明確である。
法人での制度導入が未定のため。
人事考課の必要性は感じていますが、導入には相当の準備期間と個々の覚悟が必要と思います。 現状の人材や採用難を考えると、導入は困難と判断します。
体制が構築されていないため
人事考課制度の導入を検討しているが、整備に時間を要する見込みである。
職務給を導入しているため。
評価者の研修未実施の為

障害福祉分野

職員数がそれ程多くない為、職員の勤務状態等管理者が把握できる。給与面では定期昇給は毎年行われ、昇格に関しても随時検討等行っている為。
今年度中の導入を目指し準備中
今年度中の導入を目指し準備中
現在今年度中の導入に向けて準備中
今年度の導入を目指し調整中
今年度中の導入に向けて準備中
令和4年度中の導入を目指し準備中
今後必要性は感じているが、人事考課制度の構築まで至っていない。
人事考課の体制が整っていない。 尚、令和5年度からの人事考課の導入に向けて給与規定等の改定を準備している。
現在検討中である。
法人の運営方針
法人の運営方針
法人が導入していないから（人事考課制度の効果を評価していないから）
制度考案中のため
法人による。
どのような評価にしていくかが難しい為。今後は導入を検討しており、役職者の研修をする予定である。
人事について法人で行っているため事業所単位では行っていない
現在整備について検討中
市が未導入のため
制度としては取り入れていないが、資格・経験に配慮している

児童福祉分野

人事考課の提案していたが、理事会で却下された
検討中
現在、必要としない
現段階では予定なし
現時点では、まだ考えていない。今後の課題と捉えている。
個人面談等で個々人の経験やスキルに応じて評価、昇給等を行っている為
地域の民間保育所協議会が定める年功序列型の給料表を準用しているため。
人事考課制度に関する理解が十分できていないため。また、労働組合等との協議が難航すると思われるため。
公平な判断が難しいから
<ul style="list-style-type: none"> ・客観的な指標が得にくい ・労多くして、功少なし
明確な指標がない、昇格対象の立場がほとんどない、必ずしもモチベーションアップにつながると思えない等の理由で導入していません。
職員の資質向上の取り組みはしているが、保育士の仕事は多岐にわたり、数値化や一律の評価基準で評価するのが難しいため。
取り組みが進んでいない為

今後の必要性は感じているが、人事考課制度の構築まで至っていない。
毎年給与表から決定しているため
導入していくべきだという思いはあるが具体的にどのように取り組むのか思案中である。
法人内で検討中であるが、導入までにいたっていない
人事考課は行っているが、給与等への反映する制度ができていないため、給与制度と人事考課制度を含めた制度の見直しを行っている。
保育士不足に対応するため
法人としてまだ取り入れていない
園長しか被考課者がいなく適正な考課ができない
人事考課者が園長しかいないため適正な考課ができない
自己評価制度はあるが給与等に反映せず
職場の人間関係の軋轢が生まれるため。
人間関係の軋轢が生まれるため

市町村社会福祉協議会

これまで特に導入について検討したことがないため。
中途採用者が多いため、客観的な基準に基づく制度構築に苦慮している。
必要性は感じているが、限られた人数で公平公正な評価ができるかという課題があり、さらに研究の余地があるため。
現在、制度の意義や内容を研究中である。 本会組織の性質において制度の導入が効果的であるのか研究する必要があると考える。
評価が難しいため。
従業員数が少ないため、導入していないが、今後検討する。
正職員が3名しかおらず、制度がそぐわない。
現在は導入していないが、今後導入を考えている。

2) 人事考課制度 制度導入の目的について

分野	1	2	3	4	5	6
高齢福祉	72	73	47	67	7	0
障害福祉	37	31	18	34	3	0
児童福祉	31	29	16	26	5	1
社協	7	8	6	6	0	1

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減（収益改善）
6. その他

3) 人事考課制度において独自に取り組まれていること

高齢福祉分野

昇給・昇格は人事考課結果と勤続年数の双方を考慮し、公正・公平な処遇を目指している。
自己評価、リーダー評価、主任評価とそれぞれの見方による評価を加味している。 評価後、本人とリーダーや主任が面接して良いところ、直してほしいところ等を話し合う。
対象職員への面談（6月、12月）
ジョブカード方式を採用している。
360度評価の実施
360度評価の実施
人事考課後育成面談の実施
知識や技術の向上は勿論のこと、法人の理念や求める人材像を意識した行動を実践することにより、「人柄」を重視した取り組みを行う。
人事考課後年に2回育成面談の実施
評価を段階的に行い、バラツキがないよう最終的には調整会議で決定している。
昇給・昇格は、人事考課結果と勤続年数の双方を考慮し、公平・公正な処遇を目指している。
昇給・昇格は人事考課結果と勤続年数の双方を考慮し、公正・公平な処遇を目指している。
極めて勤務成績が優秀で、他の職員の模範となった職員を対象に表彰制度を導入して、働く意識の高揚を図っている。
目標管理考課制度
個人目標設定に重点を置き、結果も重要であるが目標内容によってはアプローチ等の評価もするようにしている。

障害福祉分野

考課者がコメントを行い職員との面談に活用している。

児童福祉分野

賞与査定では、欠勤時間をマイナス査定している。
年2回の自己評価と面談により、法人及び個々の向上を目指して、意識の共有を図っている。
法人で独自の人事評価制度を作成している。
・処遇改善Ⅱ加算の制度を導入し、若手や中堅層のキャリアアップの為に研修に参加し、リーダー等の職位、給与支給を行っている。 ・福利厚生のリクリエーション活動を頂き、園内でのリフレッシュ活動（運動あそび）を計画、実行している。
毎年度の当初に、何のために働くのか、今年の目標は何か、その目標はどういう進め方で達成するのか、などを職員全員に考えてもらう機会を設けている。 書式を決めており、全員提出としている。また、中間自己評価と最終自己評価を求めている。目標設定の内容は各人に任せており、そのレベルはまちまちであり、給与や賞与には反映させていない。
人の噂に左右されないように、自分の目で見て評価するように心がけ、何かあればノートに書き留めるようにしている。
「あしたのチーム」社の人事評価制度をクラウドで取り入れ賞与に反映させている。その中で、数値目標や行動目標を点数化し、研修の回数も入れている。
他者評価の導入
年度初めに職員個人個人が事業計画（目標）をたてる

市町村社会福祉協議会

人事考課についての研修を年に一度行っている。考課提出後に、事務局長による個人面接を実施

11. 定着理由について

定着理由については今回初の調査です。福祉介護業界の勤続年数の短さ（定着率の低さ）は、他産業と比較して、主に賃金の少なさにその原因があるとされ、処遇改善加算（交付金）制度が導入されたという背景がありますが、定着のいかんは、果たしては賃金によるものなのか、その検証の意味で、今回調査しました。また、多くの施設・事業所の定着理由を知ることは、賃金以外の労務管理改善についての示唆も得られるのではないかと、そうした目的もあります。

厚生労働省（旧労働省）が開発したモラールサーベイという労務管理改善のツールがありますが、モラールサーベイでは、職員の定着率や生産性に関係する要因として、「経営への信頼」「上司への信頼」「顧客満足」「労働条件満足」「職場生活満足」の5つの要因があるとされています。

上記5つのカテゴリの内容を以下に示します。

1. 経営への信頼：職員が法人への帰属意識をもち、長期にわたって勤続への意欲を持ち続けることができるか（精神的報酬）
2. 上司への満足：職員が職場生活に適應し、意欲を持って仕事に取り組めるような状況を上司が作っているか（精神的報酬）
3. 顧客満足：法人ならびに職員が利用者を尊重し、利用者サービスの向上に努めているか、また職場秩序は保たれているか（精神的報酬）
4. 労働条件満足：働く上での基本的条件となる賃金に関する問題と労働時間を中心とする物理的な労働環境は適正か（物理的報酬）
5. 職場生活満足：仕事の充実感や達成感、発言の自由度や協調的な雰囲気など（精神的報酬）

これをみると賃金の問題は、4の労働条件満足のみであることが分かります。その他は全て精神的報酬で、職員の定着は賃金の問題（物理的報酬）だけでは捉えられないことを示唆しているといえるでしょう。

今回、自施設で10年以上勤続している職員の方3名ずつに聞き取り調査をして頂いた結果が、4分野ごとにまとめられています。

たとえば、高齢分野をみると「人間関係の良さ」が多く挙がっていますが、これは、モラールサーベイの5番「職場生活満足」に該当します。それに対して4の「労働条件満足」である賃金については、「給与が良い」、「介護員：他施設より手当が厚い」（同2件）、「営利企業ではないので、昇給・賞与の変動がないので、経済面での生活設計が立てやすい」（計2件）、「安定した収入」、「待遇面が良い」（計2件）のトータル7件で151件中4.6%に留まっています。

各分野のこれら意見を参考にして頂きながら、賃金以外の労務管理の改善に役立てて頂き、職員の定着率向上に活用頂ければと考えます。

施設で10年以上勤務している職員3名が感じている働き甲斐について（職種・性別・年齢等不問）
 高齢福祉分野

職員同士の繋がりが高く、助け合うことが出来ている
知識や経験した事が高齢者の介護に役立ち、やりがいがあります。
複数の介護サービス事業を経営しているため、人事交流等により様々な介護サービスの経験ができる
事業所が多いので、様々な介護サービス事業を経験できる
給与が良い
公平・公正な処遇
入所されている方ご家族、地域の方が話しやすく協力的なこと
職員間の人間関係
自分や自分の家族に対して、何か働くことが困難なことがおきた時、勤務等配慮されており、自分が事業所から大切にされていると感じ、働き甲斐を感じる。
大きな法人のため、10年前から施設長職についています。施設全体で良いケアをすることが収入にもつながり働き甲斐になっています。
チームとして機能したとき
仕事をすることで感謝されること
この仕事にやりがいを感じている。
人間関係がよい、チームワークがいい
利用者の笑顔
明るい職場環境
利用者の笑顔
入所者の笑顔、感謝の気持ち
仕事が好きだから
好きなことを仕事に出来る
職場の雰囲気がいい。なんでも話せる上司がいる
やりたいことをやらせてもらっている。楽しく働いている。
業務におけるストレス軽減（残業・余分な業務など）
業務におけるストレス軽減（残業・余分な業務）等
利用者や家族から「ここでよかった」「あなたでよかった」と言ってもらえること
福利厚生が充実している
福利厚生が充実している
令和2年開設のため、該当者なし
利用者の家族から「ここでよかった」「あなたでよかった」と言ってもらえること
やりたいことができる環境であり、その成果を認めてもらえる。
法人を信頼し自分の仕事に誇りを持って働いている。ともに働いている職員と連帯感を持ち業務にあたれる。
福利厚生の充実さ
自分に任されている仕事が達成できた時やりがいを感じる。また、上司、仲間の支え、励ましにふれた時まだまだ頑張ろうと思える。
人間関係の良さ
採用時の施設種別にとらわれない多様なキャリアアップ

高齢者の方の楽しそうな様子が見られるところ。
やりがいのある仕事である
入居者からの感謝の言葉
内部・外部研修が充実しており、自己研鑽できる環境が整っている。
複数の介護サービス事業を経営しているため、人事交流等により様々な介護サービスの経験ができる
業務に専念できる
業務に専従できる
安定した支援ができる
新任職員が入り、職場が活性化している。後輩の指導をしている時、自身の自覚と業務を改めて見直すことができること。
勤務時間が安定している
自己承認
コロナ禍で面会が出来ていない為、利用者の現状をお伝えすることで利用者家族の安心につながっていることに働き甲斐を感じる
該当なし
高齢者福祉を通じ社会貢献出来、感謝される職業である。
労いや感謝の言葉が聞ける時。目標達成出来た時。
利用者様の「ありがとう」の言葉が嬉しくここまで続けてきました。普段の何気ない会話で利用者様が笑顔になる事が仕事のやりがいであると感じています。
新規法人 4年目で該当者なし
介護員：他施設より手当が厚い
介護員：他施設より手当が厚い
常に新しいことにチャレンジし前向きな施設である
勤務先が近く、地域貢献できている
楽しい
開設時から勤務している。歴史を作っている。後輩への継承。
人間関係が良好
人間関係
人間関係が良好である
人間関係が良好である
時間外がなくしっかり休みが取れ、外部研修なども勤務扱いになるので公休が潰れることがない。
利用者様からの感謝の言葉をいただいたり、調理に関わる職種なので、残食が減少したり、利用者様の健康に関する数値が改善されると喜びを感じる。
ご利用者様が施設サービスを利用していただくことで、心身ともに元気な生活を送っている姿をみるのが一番のやりがいである。
利用者や家族等への支援を通じた地域貢献に携わることにより喜びを感じる。
施設内の風通しがよく良好な人間関係で、業務も残業が少なくスムーズに帰宅できる場所
利用者様のご家族様から「いつもみてもらってありがとうございます」と言われるとむくわれた気がします。利用者さまからも「ありがとう、いつも悪いね」と言われるととても嬉しいです。自分は人の役に立っているんだなど実感できる仕事だと思います。
託児施設があることがきっかけで働きはじめ、その後も勤務時間を融通して下さるので、子育てをしながら働けるので助かっています。

介護業務を通じて常に入居者様の状態をみているので、ちょっとした変化にいち早く気づけることにやりがいを感じる。そして他職種と連携を図ることにより少しでも良い状態にもっていった時は良かったと感じる事が多い。
介護職として知人の紹介で入社した時から人間関係が良く、以前の職場での経歴も評価して頂けた。自分自身の介護職がしたいと言う気持ち、やり甲斐と10年勤務して考えなければ仕事を辞めたいという理由が見つからない。現在の仕事に対する評価が大きい。
知識や経験が乏しい場合は、目の前の出来事のみでの解決でゆとりがないが、10年以上働いて得た知識と経験を活かしながら、物事を解決できた時は達成感があります。例えば、経験に基づいた予測をし、その予測と困難と感じる問題が解決できたことが一致した際に得られる達成感、特に経験年数が少ないと得られにくい働き甲斐だと思えます。
上司が良いから
上司が良いから
福祉関係の仕事に少しでも関わることができ、このような私でも人の役に立てれば大変ありがたいと感じています。
地域住民に信頼されている施設であるため
生活困窮者に対するできる範囲での安全な生活場所の提供や、悩みごとを聞いたり、相談を受けたりすることで人の助けになる、ということについて働き甲斐を感じている。
利用者の方に接することが好きです。業務に追われる日もあるがコミュニケーションをしっかりと、仕事を楽しくできている
福利厚生がしっかりしている事や、職員同士がコミュニケーションを図りやすい為、困り事などが起きても、相談しやすい環境にある為。
営利企業ではないので、昇給・賞与の変動があまりないので、経済面での生活設計が立てやすい
営利法人ではないので、賞与の支給率に変動がないので安心
人間関係が良い
仕事における達成感
超勤になることが少なく時間通り帰れ、急な休みの際もユニット間での協力が得られること
日々の業務が勉強になり それぞれの分野で相談できる職員がいるので、心強いです。
食事介助など利用者とは接する時間をもて、それが食事対応などに反映できる環境が良い。
ご家族から施設を利用してよかったといわれたとき
福利厚生がしっかりしている
働きやすさは勤務体制が大切だと思います。急な変更にも対応していただき、皆で助け合う事が出来ている。
目の前で提供した食事の食べる様子が見え、直接感想が聞けたり、反応が見える事が一番の働くモチベーションになっている。
育児休業・育児短時間制度の取得率がしやすいので、育児と仕事の両立がしやすい
退職金があるから
福祉職としての社会的責任
ユニットに看護職員も一緒に勤務しており情報交換しやすいこと
一人一人のレベルが 高く 安定感がある
・利用者、家族から「話せて良かった」「施設を利用して良かった」等の声を掛けてもらう時。・様々な職種の知識、情報を修得でき自分の知識が増える。
上司から認められたとき
業種が景気に左右されない
日頃の業務や課題解決に施設全体で取り組む一体感。
残業が少ない、休憩がしっかりとれる

安定した収入
わきあいあい
ボーナスがあるから
勤務希望や急な休みにも対応してくれるので働きやすい
自分がスキルアップしたいと思うことを研修なり資格習得させてもらえること
希望休が取得しやすい環境
風通しのよい職場環境
自分がスキルアップしたいと思うことを研修したり資格習得させてもらえる
有給取得ができ、また別に特休制度があり家庭生活とバランスが取れる職場である。
自分の意見を反映していただける上司、体制がある。
複合施設なので色々な職に就く事ができる
ご利用者の笑顔が見れた時やありがとうとお礼を言って下さった時にやりがいを感じる。
条件（勤務地・年収 等）の良さ
定年退職後も有期契約職員として就労可能なところ
他施設もあるので、他業種の異動ありなところ。
ご利用者とのコミュニケーション、かわわりを持つことが好きでやりがいを感じる
やる気があればスキルアップができる
複合型施設を運営しているため、多職種連携が重要であり学びが多い。
育児休業・育児時短制度の取得率が高く、取得しやすい環境が整っているため、育児との両立ができる。
人間関係が良い
子育てしながらの従事に理解がある
勤務が調整しやすい
利用者にしみじみと感謝を言われた時。日常的な業務から安らぎを覚える。利用者から信頼を感じた瞬間。
職場内環境が良い
職場の人間関係
利用者からの何気ない「ありがとう」の言葉
資格を生かして安定して働ける。
利用者様に「ありがとうな、大変じゃなあ、頑張ってるよ」の言葉でここまで頑張ってきました。利用者様と少しの時間でも会話する中で笑顔を見れる事が嬉しくやりがいがある仕事と思います。
介護員：超過勤務が無い
介護員：超過勤務がない
研修や資格取得などキャリアアップが図れる
職場の雰囲気がよい
職場の雰囲気がよい
入居者様にとって良いこと取組ませてもらえる環境。
管理者に信頼がある
管理者に信頼がある
管理者に信頼がある
管理者に信頼がある

入所前は、食事もお弁当ばかりだった方も、入所されて温かい食事をおいしそうに食べられて、元気になられている姿がうれしいと感じる。
人生の先輩の最後までを看取らせていただくことにより、あらためて自分の人生を振り返ってみて反省することもあり、考えさせられる事が多い。研修会などに参加することにより、今までの自分をリセットし、新しい考え等を取り入れることができ、勉強になる。
多職種の職員で利用者様に関する情報提供等の会議を行い、利用者様の身体的精神的向上が見られた時に、働き甲斐を感じる。
託児施設があるのがきっかけで働きはじめましたが、その後も勤務時間が選べるので、家事と子育てをつづけながら働けるのが良いところ です。
未経験で就職しましたが、利用者さんに感謝されたり、同僚に頼りにされたりするうちにやりがいを感じるようになり資格取得もできました。
コロナの影響で日常業務に様々な制限がかかり、今後もどのような状況になっていくかが見えて来ないことに不安があり、働き甲斐はわからない。
働きながら資格の取得ができることです。経験を積むことで介護福祉士やケアマネージャーなどの資格をとり成長を実感でき働きがいになります。
入居者や家族に笑顔で有り難うと感謝されたり、家族から施設にお世話になって助かっていると言って頂いたときは社会の役に立っていると感じます。また、入居者の家族から母が喜んでいてと言って頂いた時が一番嬉しく、こういう事が介護職の醍醐味と感じたりします。何より私自身が社会の風に当たり、いきいきと働く事で入居者の方に元気を分けてあげられているような気がしています。定年も過ぎていますが、人間関係にも恵まれ、家族の協力もあり、いきいきと若々しくいるために、今の仕事をもう少し頑張ろうと思います。
待遇面が良いから
待遇面で安定しているから
人の人生に関わることが出来ることに充実感を感じています。利用者様との何気ない会話の中にほのぼのとした温かみを感じています。
施設が自然に囲まれており、癒されるため
給食業務に携わる中で、「おいしかったよ」「前おいしかったから今度もしてな」など言葉をいただき、これからもおいしい食事を提供していこうという意欲が湧き、それが働き甲斐となっている。

障害福祉分野

利用者さんの日々の変化に気づけること。上司に相談し易い職場環境。
大変なこともあるが、支援している中で利用者さんが自ら笑顔で挨拶してきた時、「ありがとう」「居なくて寂しかった」「笑顔で手を握ってもらえる時」はたらき甲斐を感じる。
賃金においては、給与規程に準じ支給され、毎年定期昇給も行われている。処遇改善手当についても支給方法等、随時報告され支給されているので安心して勤務できる。
人間関係が良好である
人事考課制度が確立しており、明確な評価と、評価に対する報酬向上が期待できる。
業務量に見合った賃金がもらえる為。
キャリアアップが可能な事（昇給により長く勤められる）
支援によって利用者の成長があり、やりがいを感じられる
子どもたちと共に自分も成長できる
職員間のチームワークがいい
希望休が取りやすい
チームワークがいい、コミュニケーションがとりやすい
福祉はやりがいのある仕事であると思う
利用者からの求めに対する確に返せた時に達成感を得られる。

障害者のために少しでも役に立つことが出来るという喜びを感じられる
職員間の人間関係が良好
利用者の豊かな充実した生活に向けた支援に関われること
体調でも精神面でも、利用者さんの変化に気づき素早く適した対応が出来たと思えた時。また、自分の存在が他の誰かの支えになっていると感じた時に働きがいを感じます。
社会福祉への貢献
利用者さんが行事や日課を楽しんでいると感じ、「またしよう」、「また行きたい」等、喜んで生活していただけること。
利用者の成長
利用者さんの笑顔！ 仕事を続けられたのは、悩みを相談できる同僚、上司に恵まれたから。
元々障害福祉の仕事がしたかった。
個人の能力に応じて、ステップアップでき将来を見据えた環境がある。
法人内外のネットワークで情報が共有できる事
利用者様の笑顔を引き出すことが出来たとき
介助が大変でも、ご利用者から「ありがとう。〇〇さんと良かった」「〇〇さんにしてもらえて良かった」と言ってもらえた時働き甲斐を感じます。
悩みがあったり、調子の悪い方が自分とのコミュニケーションで笑顔が見られたり、安心される様子が見られた時。
ご利用者と一緒に過ごす中で、穏やかな表情や笑顔を見ると、またこの笑顔が見たいと思います。その積み重ねで今日まで仕事をしてこれたと感じます。
利用者の方の笑顔に惹かれてこの仕事に就いたが、十数年働いてきた中で利用者の方との関係が深まり、自分との関わりの中で利用者の方が笑ってくれたり、安心した表情を見せてくれたりした時に働き甲斐を感じる。
利用者さんに対する愛情と責任感
労働量に対して満足いく賃金が支払われているので働く意欲につながっている。
自分が取り組んだことによって、利用者さんの成長した姿が見られたこと
安定した給与が魅力的
福利厚生が充実している
労使双方と協議がしっかりできており、給料体系等しっかりしている。
障がいのある方の生活の支えとしてやりがいを感じている。
給与が安定しているので安心して働く事ができている
人の役に立つことで社会に貢献することができる。
作業を通じて利用者様が変わっていく姿を感じ、本人一緒に喜ぶことができる。
利用者の方々に楽しんでもらえたり、笑顔になってもらったりすることが出来ること。
利用者支援において学ぶことが多いから
毎日楽しく仕事ができること。信頼できる上司がいること。
利用者と一緒に楽しく過ごせる時、休日も比較的取りやすく仕事がしやすい環境。福利厚生や人間関係が良く楽しい。昇給や年2回のボーナス。
超過勤務が無い
職員同士の人間関係が良好で、共に働きたいと思える同僚、尊敬する上司に恵まれている事
自分のやりたことに挑戦できる
利用者の笑顔
いろんな職場でスキルアップできる

利用者さんの笑顔
異動があるので、幅広い知識・経験を得られる
色々なことはあるが、最終的には利用者の笑顔が励みになっている。
利用者、ご家族、職員とのより良い関係性や風通しの良い環境、働きやすい環境を整えることの難しさを痛感し、日々学びを感じています
休日が多い
地域とのつながりや社会貢献
食事支援を中心に勤務しています。以前勤務していた施設とは違い、食形態も幅広く、多職種職員と協力しながら、食事提供をしています。利用者から厳しい意見もあり落ち込むこともあります、「ありがとう」「おいしかった」と言われることが、やりがいを感じる理由です。今後も、安全に喜ばれる食事を提供するために従事していきたいです。
安定した収入
利用者さんの喜ぶ笑顔や感謝の言葉が得られること。
利用者との関わり
利用者との関わりの楽しさ
自閉症や重度の行動障害がある人たちの「好きなこと」や「本人でもできること」を見つけていくことが、この仕事の大きなやりがいの一つだと思います。
給与規程の見直しで、以前より基本給や手当が良くなった。
有給等の取得など、働きやすい環境が整っている。
利用者様との関わりの中で心が通ったと感じるとき。
経験が長くなるにつれて、介護業務以外に業務内容の見直しや委員会での提案・まとめなど責任を伴う業務が多くなってきている。大変な事も多いが、私にとってはそれが働き甲斐につながっている。逆に人をまとめる事の難しさを痛感し、今の立場での限界を感じる事もあるが、今後どのように人をまとめていけるのか、それが課題でもあり、働き甲斐でもあると思う。
ご利用者と楽しくふれあう中で信頼関係を深めらる。
大小関係なく毎日必ず嬉しかったことや充実していたと感じるものがあります。チームでかかわったことの結果がご利用者のプラスにつながった時特にそう思います。これは今までの沢山のご利用者、ご家族、仲間のスタッフとの楽しい時間を過ごしてきたことからであり、全てはご利用者が教えてくれたと感じます。
コミュニケーションがうまくいった時、心を開いてくれなかった利用者が徐々に変化していき提案を受け入れてくれたり、楽しく話ができるようになったりした時はとてもやりがいをを感じる。
福利厚生がしっかりしているので子育てをしている身としてとても働きやすい。
自身の支援によって、利用者の成長した姿が見られること
利用者支援を行なうと信頼関係ができてくる。利用者の笑顔が増えてきて喜びを感じる。
利用者がいろいろな作業を覚え、喜んでる姿を見た時にこの仕事をしていて良かったと思う。
産前産後、育休が取りやすい環境であり、人間関係は比較的良好であると感じる
利用者・ご家族様から感謝の言葉をいただけることがある。
より良い支援内容の達成を通じて自分自身の成長に繋げることができる。
利用者さんを理解して本人に合った支援を探し、実践していった時に利用者さんの生活が豊かになっていくのを少しずつ見られたら、この仕事をやっていて良かったと思える。
地域貢献活動など仕事が多岐にわたっており、楽しみがあること
仕事や育児の悩みや不安を相談できる先輩がいること。小さな子供がいても、働きやすい環境であること。
毎日変化があり、人相手の仕事でいい加減なことができないところが、仕事へのモチベーション。障害者の法律も変化している激動の時代を働くことができていること。
ナンバーワンの福祉サービスを追求し続ける向上心や問題意識を持ち続けられる事

いろいろな事業所で経験できる
チームワークがいい、コミュニケーションがとりやすい
給与制度がしっかりしている
人事異動で10年以上の職員はいない
日々接していることで意思表示できない利用者の異変に気づき早期に対応し事なきを終えられると働き甲斐を感じられる。
法人が大きくマンネリ化しにくい
職員のチームワーク、利用者とのかかわりの中で自分自身の心の充実感
職場の連携が取れていて、上司に相談しやすい環境なので働きやすさを感じる。また、利用者や職員から頼りにされているのも感じられるので、責任感のある仕事をこなせたらと思え働きがいにつながっているのだと思う。
勤務が過重でない
コロナ禍で以前に比べ刺激の少ない生活を送っている利用者さんのためにイベント等を企画・実施し、「ありがとう」、「楽しかった」と言ってもらえたこと。
作業内容
利用者の方の笑顔や楽しそうな様子、生き生きとした姿を見ることができた時に働き甲斐を感じます。
頑張ったことに対する評価が明確である。
事業所の開設から関わってきて何もかもが「0」の状態から始まったので、他の職員と一緒に考えながら、共に作り上げてきたという達成感とまだ足りない部分を補っていきたいという思いがやりがいになっている。
ありがとうと言われたときや利用者様の笑顔を引き出すことが出来たとき
グループ外出などで外に出て食事や買い物、見学で一緒に出掛けたとき、とても楽しそうにされている時、又は、感謝された時。
利用者の方と関わって流れがスムーズにいたり、話を聞くことで安定したりと支援がうまくいき自分の存在価値を認められた時。
ご利用者の笑顔が見られた時、楽しそうにしている姿を見て「ここで働いてよかった」と感じます。またご利用者やご家族の方から「ありがとう」「あなたのおかげ」とお言葉をいただいたときは時にモチベーションが上がります。
仕事量、給料共に不満が特にないので続けられる。
産休・育休後も安心して働ける。
支援することで利用者が安心して過ごせることと、自分が利用者と接することで、得られる幸せとリンクしているところ
自分にとって好きな職種であり、利用者と共に生産をした物がお客様から「おいしかった」など嬉しい感想を聞くとまた頑張ろうという気持ちになる。
産休、育休、時短、看護休暇が充実しており、急な休みに対してもフォローがあるため働きやすい。勤務年数により求められることは増えるが、その分様々な経験をさせてもらえるから。
働きやすい勤務時間であり、利用者さんとの関わりが楽しい。
残業などがなく子育てをするにも働きやすいから

児童福祉分野

休暇の取りやすい職場環境
子どもが好きだから
福利厚生面で手厚い。施設長が職員一人一人に対して公平な扱いをされる。人間関係が良好である。
楽しく保育ができる場所
人間関係
子ども、保護者、地域との関わりの中で、喜んでもらえる等の良い反応を感じる事ができる事
保育を通じて子どもの成長が見ることができる
運動会や発表会等の行事に向けて、子どもたちと一緒に練習に取り組む中で、悪戦苦闘しながらも本番で子どもたちの最大級の頑張りを目にした時にやりがいを感じます。
良好な人間関係を構築し、お互いに声を掛け合って助け合いながら働けること。
園の環境・年間の活動や行事予定等に慣れ、自分なりに反省や新たな挑戦ができるようになった。勤務歴が長くなり、責任も重くなってきたことは緊張感にもつながっている。
毎日子どもの笑顔を見ることができ、日々の成長を子どもや保護者とともに喜びあえること。
日々、子どもの成長を感じ、立派に成長して卒園していくときは感無量です。
該当なし
保育は大変だが、個々を大切にしている保育をしているので、子どもたちものびのびできているし、子どもが成長している姿をみると保育士をしてよかったと思う。また、希望の日に休みが取れる仕組みがあるため、子育て中でも我が子のことをきちんとしてやれるのはとても働きやすいと思っている。
ある程度長くいると一人の子どもが成長していく中で様々な変化を見せる。良いことも悪いことも含め様々な経験を経て育つ子どもを見ることは大変感慨深い。
有給休暇が取りやすい。
開園3年目であるため、対象者はいない。
子どもの成長を見られる
・自らの経験を踏まえ、後輩の相談にのったり、保育士の働きやすさや子どもたちの発達にあった環境を考えられる点。・子どもたちの成長に関わることが出来る。・保護者の方々に感謝される。
こどもの笑顔
職場の人間関係が良好
こどもと日々接することでこどもの成長を感じることができる。
自分の個性や特技を生かした仕事ができる。
給与
子どもたちの成長を感じられる。保育の重要性、保護者支援など、日々のやり甲斐を感じる事ができる。
大きな行事が終わると、一人ひとりの子どもの成長をとっても感じる事ができ、この仕事をして良かったなと思います。この子はこんな事ができるようになった、自信をもって声を出しているな、など子ども達と一緒に頑張ってきた達成感を味わうことができ、そういう面で働き甲斐を感じます。
責任のある仕事（リーダーなど）をさせてもらってモチベーションがあがる。能力や技術が身につく成長できる。
職員それぞれの良いところを認めてもらえる。子どもたちや保護者に対しての職員の思いが同じ方向を向いている。施設設備の充実、給与面の安定
大きくなった卒園児が園に来てくれる機会があったり活躍しているのを見聞きしたりすることや、その成長を間近で見られるのが嬉しい。卒園児が保育士を志していると聞いた時。年が離れた兄弟が入園し、保護者の方と再びかかわることができた時。
家事、子育て、介護など疲れていても子どものかわいい笑顔や姿を見ると自分自身が癒されたからこそ長く続けてこれたと思う。
子どもの日々の生活・行事を通して身近に子どもの成長を感じられること

[保育教諭 女] 子供達の成長に応じた色々な行事、指導、教育などを幅広い年齢層の職員の方々と一緒に楽しんで体験できること
子どもが健やかに成長していく姿を一番近くで見守る事が出来て、保護者と一緒に成長を共感することが出来ます。また、保育の事で悩んでいても上司や同僚に相談し、保育所全体で共通理解し、それぞれの子どもに合った対応を検討し、実践させてもらえます。一人ではなく、保育所全体で子どもの成長をサポートできる所が強みだと思います。
在籍中に注意や指導をしていてもそれが児童に伝わらず難しさを感じていたが卒園し社会にでてから来園した時、在籍中に指導したことができるようぬなっていたのを見た時伝わっていたんだと感じた時。
子どもが好きという理由はもとより、人間関係の良さ、同世代の職員がいることの心強さが大きい。子供の成長も続けて見ることができるのも喜びにつながっている。
責任は大きくなっているが、職員間で話し合える環境が続くことができる。子どもの成長や、保護者と一緒に成長できることでやりがいを感じる
毎年新しい園児や保護者との出会いがあり、卒園までの園児の成長に関われることに喜びを感じている。
子ども一人ひとりの成長の具合や性格が違うため、保育のやり方や関わり方を変えていくことで、できなかったことができるようになっていく姿を近くで見れることはうれしく思い、この仕事をしていて良かったと思う瞬間でもある。子どもたちのために何かしてあげたいという思いは、自分自身の向上にもつながり働き甲斐を感じている。
職場の信頼感
日々の園児の成長
園児との関わり合い
クライアントと共に試行錯誤の日々です。何事も一筋縄にはいきませんが、クライアントが達成感や満足感を感じる瞬間に立ち会えることは喜びです。
仕事内容は、日々の業務に追われ大変ですが、やりがいもあり、家庭との両立についても理解され、働きやすい職場です。
お互いに学び合える環境にある。
自分が保育した子どもたちが大きくなって親になり、また子どもを預けてくれる。
入園当初に、まだ給食に慣れることができず、小食だった子や好き嫌いの多い子がしっかり食べれるようになることに喜びを感じる。子供達だけでなく先生方からも「美味しかったよ」と声をかけてもらえると疲れも吹き飛ぶ。
長く働くことが出来ている理由は、一番には子どもの成長を担任している子以外でも見ることができることです。また、普段の保育の中で感じたことを、上司に伝え、それを聞いてくれる（とおるとおらない関係なく）ことは長く勤務できている理由だと思います。
こどもの成長をそばで感じることができる。
子どもの笑顔と成長を見守る喜び。
子どもの成長を感じた時や自分が考えて行った保育に対して子どもが楽しそうにしている時に、働き甲斐を感じている。
福利厚生がしっかりしている
忙しく、しんどい面もあるが子どもが可愛い為。
子どもの成長を身近に感じることができる。
仕事に関する評価が高いと感じられる
子どもの成長を見守ることができる。子育てについて相談したり話ができる職員（仲間）がたくさんいる。
経験や仕事への態度などに合わせた評価、役職などが与えられ、スキルアップのための制度がある。
職員同士が陰口を言うことなく、なんでも相談しあえ、人間関係が良好なこと。研修会等の参加によりスキルアップができること。
職員間の関係が良くて困った時や悩み事も相談し合ったり、解決できるので働きやすい環境だと思う。
新しい遊びや取り組みにチャレンジさせてもらえる機会が多いところ。

昨日までできなかったことが出来るようになったり、毎日一生懸命頑張ってできるようになった時の子どもの嬉しそうな笑顔が見られること。
保育の内容・方向性が自分のやりたいことと合っていて、やったらやっただけ成果がわかることがやりがいがある。人間関係がギスギスしておらず仕事がしやすい。
賃金の増額
人間関係が良好である。勤務の希望を調整しやすい環境である。施設内に児童クラブが併設しており、卒園児の成長を近くで見ることが出来る。
子どもが3人いても自分が働いている保育園に預けて仕事ができるところ
職場の近さ
子どもに関わる事が出来る事、また子どもの成長が見られる事
保育関係の仕事に従事したい
病院受診や子どもの行事等でも有休が取りやすく、残業等もなく定時に帰りやすいのでとても働きやすい。新園舎になり、環境的にも働きやすくなり、働き甲斐がある。
(制服のような)細かい決まりごとがなく、自由なスタイルで働けること。
子どもの成長を多く見ることが出来ること。それと、職員間、保護者と喜びを共有することができる事が働き甲斐に繋がっているように思う。また、大きな悩み、小さな不安があっても職員間で相談しやすい環境があることが大きいと感じる。
年齢層が幅広い保育教諭の中で、子ども達や社会の為にそれぞれの保育感を大切にしながら一緒に保育を楽しむこと。
子どもの笑顔が何よりも癒しになります。
仕事を長く続けていくにあたり、仕事内容や責任も増えていきますが、相談できる仲間がいたり、研修や学習で自分自身の向上にもなり、働き甲斐のある職場だと思います。また、私自身も子育てをしています。子育てをしている職員のことも考えてくれて、休みを取りやすかったり、働き方についても改善されていっているので、働きやすい職場だと感じています。
毎日、何かしら笑顔になれることがある。
持ち帰り残業がない
保護者から感謝される
・子どもたちの笑顔 ・困ったことなどは、園長先生はじめ職場の先生方に相談しやすく、そのことについて一緒に解決しようとする職場環境
卒園した児童に出会えた時・大人になって出会えた時
公私共に悩んだ時に相談できる上司がいる
こどもと成長できることとともに給与の改善により給与が上がることでどちらもやりがいを感じる。
人間関係が比較的円満である。
待遇
年数を重ねていくに連れ、やり甲斐を感じられる。働きやすい環境にもなっており、自身の子育てと両立が出来ている。
精神的にも体力的にも大変な一面もありますが、子ども達を一番近くで見守り、色々な場面で子ども達の成長を感じる事が出来るということに働き甲斐を感じます。また、子ども達が卒園してからも街で声をかけられたり、保育園に遊びに来てくれたりすることも子ども達とのつながりが続いていると感じられるうれしいことのひとつです。
同僚との一体感や自分自身の存在価値を見出すことができる。子どもたちからパワーをもらい、充実感や満足感につながる。
子どもたちと一緒に生活したり遊んだりする中で、子どもの成長を感じながら、他の先生方や子どもたちと楽しさや喜びを共感できること、また行事や保育などいろいろな先生方と話し合っただけで作り上げたものが、子どもたちが楽しんだり喜んだりする姿に繋がることはとても嬉しく、このことがやりがいに繋がっていると思います。
自分の考えや保育観を主張できるようになり、自分のやりたい保育ができるようになったこと。自分の経験や勉強してきたことを元に、後輩に対してアドバイスできるようになったこと。

福利厚生の実感があがり、職場内では人間関係がよく、相談・アドバイスが気軽にしあえるからこそ、働き甲斐がある。
姉妹園がある為その地域の特性を生かしながらの保育を見ることができ、勉強になる
自分の頑張りや子どもの笑顔や成長につながっていると実感できる。また、職場の人間関係にも恵まれているので、お互いに協力し合いながら目指す保育の実践に向けて前向きに取り組んでいける。働き甲斐を感じています。
自分が担当していた子が退園した後も園に遊びに来てくれるのが嬉しい。いろいろあったけど楽しい思い出があったと言ってくれたり「先生いつまでも辞めんでよ」等言ってくれるともう少し頑張ろうかなと思える。
子ども達と遊べるのが楽しい。心から一緒に笑うことができる。保護者から感謝の言葉をいただいた時、力になれたことが実感できた時。自分を必要としてくれた時などとても嬉しく、やりがいを感じる。運動会や発表会など大きな行事に向けて、子ども達や同僚と一緒に頑張り、成功した時の達成感。
家の事情に合わせた勤務体制により続けられている。職員間のコミュニケーションも取れ、情報交換をしながら楽しく仕事ができている。
職場の仲間との一体感
園児との関わり
職員間での保育業務の協力
日々成長。子どもたち、職員たちと一喜一憂しながら日々多くのことを学んで感じることができます。
保育士の質の向上のため、保育会議など勉強会も設け職員間のコミュニケーションも取れ、切磋琢磨しながら自分磨きをしています。
一人ひとりがリーダーとして頼りにされている。
いつまでも学びが多い仕事で、次への意欲へとつながっている。
保育士の仕事内容として、様々な魅力、やりがいを感じる場面がありますが、やはり一番のやりがいは子供たちの笑顔や成長を側で感じることができる事です。
子ども達が成長する姿をそばで見守ることが出来ることにやりがいを感じる。大きな行事やイベントを子ども達と一緒に作り上げ終えた時には、達成感や充実感を味わうことができる。毎日子ども達と触れあったり笑顔が見られることが働きがいです。
卒園後にまた大きく成長し、戻ってきてくれる。
施設を出た子が、子どもを連れしたり、結婚報告などで顔を見せに来てくれるときは嬉しい。
福利厚生の実感や人間関係の良好さ。職員のモチベーションの向上により主体的に人事に取り組んだり、職場内の課題を解決出来たときに働き甲斐を感じている。
園児の笑顔に励まされる
賃金が安定している為。
長期にわたり子どもと関われ、卒園した子どもたちの生活や交友関係なども見守ることができる。
多くの職員がおり、毎日の仕事に余裕が感じられる
子どもたちの“幸せづくりの参加者”であることの“自覚と責任”を持つことでやりがいを感じ、子どもたちが子どもでいれる時代に携わっていることへの責任感と幸せを感じてやりがいを抱いている
ミスをしてフォローしてもらえるので、やってみたい事に挑戦できる。子どもの成長を近くで感じることができるのがうれしい。
仕事の成果が認められ自分の成長が感じられること。子どもの成長を感じられたり、感謝の言葉をもらうこと。
保育内容でやりたい事ができる環境にある。やりたい事をする時にサポート、助言等快くしてもらえ、伸び伸び保育ができる。
子どもと共に遊び、発見や喜びなどを共有できること。
子どもたちと一緒に毎日いろんな経験が出来て、自分も日々成長できること。
子供達の成長
人間関係が良好である。相談できる上司があり、困りごと・悩み事を解決できる。・福利厚生が整っている。・出産後もサポートがあり働きやすい。

年齢を重ねるにつれ体力的に大変な面はあるが、子どもたちの反応や育ちを間近で感じられたり、自分自身も子どもたちから学んだり、感じたりすることで成長していける所に魅力や働き甲斐を感じることができています。又、研修や部会に参加し講義を聴いたり、他園の先生の意見や様子を聞くことができ、園内以外での学びもあり、スキルアップできる所にもやりがい働き甲斐を感じることができています。
職員同士の信頼関係を築くことができています。責任も大きくなっているが、その分、協力し助け合いながら仕事ができている。
自分の仕事への誇りとプライド
クラス園児ができないことができていく様子
園児の日々の成長
季節に合った装飾や食事を楽しんでいます。毎年同じということなく工夫を凝らした楽しみ方を全員で模索しています。
縦、横の連携も取れて、「ほう・れん・そう」を大切に、保育も充実するよう日々努力しています。
他の法人に比べ給料がよいのは魅力。
子どもにとって大切な乳幼児期に関わり、慕ってくれたり、成長を喜んだりできる。
乳児では、ハイハイするようになったり、単語を発したり、幼児では練習していた鉄棒や跳び箱ができるようになるなど、日々子どもの成長を近くで見れることです。
職員同士仲が良く、働きやすく、有給休暇も取得しやすいです。0～5歳の各年齢の保育ができるのが魅力です。
こどもと1つの作品（音楽や制作）を完成させる達成感。
毎日毎日色々なことがあり、あっという間に年数が過ぎている。
保護者の方から感謝されたときや、子どもの成長を感じた時には、保育士として働いて良かったと思う。
給料形態がしっかりしている 安定している
福利厚生が整っている為。
食事面で子どもたちのために支援をしていきたいという想いと同じ志を持つ人と仕事をしていること。
風通しの良い職場で人間関係でのストレスがあまり感じられない
子どもの成長や良い変化に触れる度やりがいを感じ、子どもたちが打ち込んでいる姿に刺激をもらう。また、幼少期から一緒に生活している子どもが大きくなり手助けをしてくれるようになったり、自分の決めた道へ進んでいく場面に立ち会えると長く勤めて良かったと思う。
子どもたちがおいしいと給食を食べてくれることにやりがいを感じる。年齢に関係なく職員の仲が良い。福利厚生がしっかりしている。
子どもたちや職員に、感謝の言葉をかけられるとやりがいを感じ、モチベーションが上がる。
家庭の事情、状況にも理解があり、子育てしながらでも働きやすい。
子どもの笑顔が見れた時や子どもの頑張りや成長が間近で見られること。
新しい遊びや取り組みもチャレンジさせてもらえる機会が多いこと。

市町村社会福祉協議会

①地域の方やいろいろな方との関わりの中で仕事ができ、感謝されたり助けていただいたり、といった交流があること。②定期的な異動があり、仕事内容・関わる人も変化し、新鮮味があること。
職場内・外に係わらず、多様な主体と協働し、地域や組織に変化を促すための企画や実践に取り組む場面など
仕事を活かした仕事に就け、その仕事を一緒に頑張れるスタッフに恵まれている。志を持った職員と一緒に働ける喜びと、施設利用された方からの感謝の言葉が大きな支えとなり、働き甲斐を感じている。職員同士の職種をこえて話ができて、悩みを共有できること。
人の人命や生活の質にかかわる仕事なので、その一助になれた時には喜びを感じます。給料も働き甲斐の一つです。
福利厚生が、しっかりしている。事務所内が明るく話しやすい

地域における様々な暮らしや住民との関わりから、多くの発見があり、職員としてでなく、「一人の人間」としても成長できていると感じる。
地域の人との関わりから学ぶことが多くまた、元気をもらい充実している。
自分たちが行っている活動が地域福祉の向上に繋がっているのだと感じることができるとき。他職種や他団体とうまく連携して活動できたとき。
在職期間が長くなり職場での立場も変わり、責任のある仕事を任されることで働き甲斐を感じ、モチベーションアップに繋がっている。
支援対象者や家族から感謝されること
地域福祉の推進を担う社協を主に組織面から支えているという働き甲斐を感じています。部署配置は個々の適正に応じ考えて頂いており、自分の存在価値を感じています。また、待遇面や福利厚生等が充実しており、ワークライフバランスが図りやすい職場だと思います。
職員同士の風通しの良い職場。役職や勤務年数にとらわれず法人や地域福祉にとってメリットとなる提案やアイデアは事業として実現したりとモチベーションアップに繋がっている
市民（相談者、利用者）と直接関わりを持つことができる
社協窓口に来られる乳幼児から高齢者の方が、来た時よりも笑顔になって「また来る」と言って帰って行く姿を見た時に働き甲斐を感じます。
利用者の方から感謝される。家族の方から感謝される。
職員間のコミュニケーションが適切に図られることで、職場環境が向上し、業務のノウハウやスキルが学びあえるから。
人間関係がよく、仕事が楽しい。
地域に密着した仕事ができることに働き甲斐を感じている
資質向上心をもったプランを策定できるやりがいと、働き甲斐がある。
利用者と直接ふれあうことで日々、発見や学びがあり自分のモチベーションにもつながっている。高齢者から教えて頂くことが多い。
仕事を通じて様々な人と関わり、地域の方や関係機関の方から頼りにされたり、一緒に協力してチャレンジすることに嬉しさや、やりがいを感じます。
意図した出会い、思わぬ出会いにより、多くの人や組織と関係を持つことで職員として、人として他の職種では得難い経験ができることは、社会福祉協議会の特徴の一つです。その可能性と苦悩を堪能しています。
地域生活課題の解決のため、地域住民、関係機関、団体と繋がれること。大変であるが個別支援や地域支援に関わる中で、住民の笑顔が見られる、感謝されること。志を持った職員と働けること。
土日祝日が休み
コロナ禍で人と人とのつながりが絶たれることが多く「これでいいのか」と自問自答の日々です。社協の体制自体もこれでいいのか疑問がおおくやりがいにつながりにくい。人材育成ができていない。
家庭等の都合において急な外出（休み）などの理解がいただけている。働きやすい職場環境である。
地域の方と関わり、一緒に考えていくことで一体感が感じられ、やりがいを持って取り組める。また、仕事と育児を両立できる環境である。
訪問する毎、利用者さんが元気になる、笑顔が増え、ヘルパーの訪問を楽しみに待ち構えて居られる様な場面が見られたとき。
行動すればするだけ地域の方々から認めていただけ、地域が盛り上がっていく事にやり甲斐を感じている。
様々な人との出会いがあること
地域福祉の仕事がしたくて社協へ入職したので希望どおりです。節目節目で悩むこともありますが、お互いを尊重し協力しながら働ける環境です。前職の賃金は安くアルバイトを掛け持ちしての生活でしたが、安定した収入で安心して生活が出来ることも魅力だと思います。
様々な業務の中で人との繋がりがあり、多くの学びがある。人との繋がりが自分の考えを豊かにしてくれ、成長させてくれる。地域福祉について一緒に取り組める同僚の存在も大きい。
多種多様な相談があり、毎日刺激がある

<p>地域の方と利用者が、行事や、カフェ接客を通じて、顔見知りになり、回数を重ねるごとに、交流が深まり、個人の昔の話や、町の歴史、花の摘み方などの情報を利用者伝えてくれ、利用者も地域の方に心を開き、話しかける事が苦手だった利用者が、地域の方に話を聞きに行く事が出来たりと、地域と施設の交流が、少しずつ深く係ることが出来ていく過程を一緒に築いて行くことができるようになったことに働き甲斐を感じる。今後は、災害時に助け合える関係性が構築できるように、利用者と地域の方と一緒に歩んでいきたいと思えます。</p>
<p>手当に応じて利用者の方の状態が良くなる。</p>
<p>地域の方からの感謝の言葉や激励の言葉を聞くと、この仕事をしていて良かったと思えるし、地域の方々のためにもっと頑張ろうと思える。</p>
<p>与えられた役割にやりがいを感じている。</p>
<p>高齢者と関わり、支え合える仕事にやりがいを感じた。</p>
<p>行政が制度上対応する事が出来ない住民に対して社協だからこそ出来る事を見つけ対応し、町内から少しでも福祉について困っている人を減らすことが出来る。地域づくりを行って少しずつでも地域が良くなっていると感じる。事務の仕事だが毎年間違わないように決算に向けて日々の業務を同僚と楽しんで行っているが直接は関係ないかもしれないがそれが安心して地域づくりを行ってけるサポートになっている。</p>
<p>役職も与えられ、責任も出てくるようになる中、自発的に動き、社協や地域活動に貢献している効果が見えれば「働き甲斐」の実感がわきます。</p>
<p>多くの人と関わることができる。特に災害支援などでは、この仕事をしていないと関わることのない県外や他の業種の人と関われ、多くの刺激を受けれる。</p>
<p>色々な職種の職員、専門性の高い職員と働けること。地域住民や団体と色々な繋がりをつくれること。法人の運営に関わり、組織全体が見れること。</p>
<p>時間外が少ない</p>
<p>人間関係がよい。年次有給休暇が取得しやすい。</p>
<p>多様な事業（場面）に関わることができ、教養や知識の習得につながっている。このことが「やる気」を出させてくれる。</p>
<p>ニーズの把握から課題解決まで携わるソーシャルワーカーとして働き甲斐を感じている。また、福利厚生が充実している。</p>
<p>関わった方、家族等から感謝されたとき。「頼りにしています」と言われたとき。</p>
<p>当社協はチームワークが良く、上司からの指示無くとも、外出等で不在職員のカバーやバックアップを自発的に行っている。その環境に自分も居る事にやりがいを感じる。</p>
<p>育児との両立が図れること（ワークライフバランス）</p>
<p>業務を通じて働きかけたことが、地域のかたややりたいことの実現に役立ち、喜ばれると働き甲斐を感じます。年数を重ねると知っている人が増えて、地域のかたとも相談しやすい繋がりが出来て協力・応援をもらうことが多くなったのが定着の理由です。</p>
<p>職員同士がサポートしやすい関係が構築されていて、感謝するというポジティブな環境で仕事ができること。</p>
<p>地域へ出張講座等へ出向いた際「説明がわかりやすかった」等の声をいただいた際など。職場内の人間関係が良く、お互い気遣いながら業務を行えている時など。</p>
<p>地域の方との絆が深まる仕事が多く、企画を立てることが好きである。</p>
<p>10年以上勤務すると仕事にも慣れ安心して働ける。今、何をすべきかどう対応するか等経験からスムーズに行える。一生懸命から、いらぬ力がぬけて落ち着いて利用者や周囲が見れる様になりストレスが減る</p>

12. 施設・事業所の考え方

「賃金体系」や「人事考課制度」において重視している考え方について回答頂いたものを4分野別にまとめてあります。

高齢福祉分野

人事考課制度は非常に重要な制度と認識しているが、現状との乖離が感じられる、制度の再構築が必要であることは感じているが未だにできていない。うまく機能させるためには、賃金体系と連動させるものになりたい。大切なことは、職員一人一人を客観的に見て平等に判断することです。
組織の活性化を図り、効率的で質の高い組織をめざして、職員の意欲や能力・専門性の向上をめざした人材育成を行うため人事評価を行っている。
昇格は経験年数と能力（人事考課）の双方を重視し、公正・公平な処遇を目指している。
昇給は定期昇給し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
「頑張り」が正当に評価される制度の構築
12年目になりますが、新卒採用ができていません。中途採用の方が多く、退職後の人材確保する上で常勤採用の場合は求職者の経験年数にあわせて給与表より経験認定を行うこと、非常勤採用の場合は時給の見直しを行い今年度より変更した時給で支給を行っています。
昇給は施設への貢献度、人事考課による上司の判断などで決めている
頑張っている人、反省して直した人の結果が評価や賞与等に反映するようにしたい。 また、どういう点を改めたらいいのか本人に伝わるようにしたい
・昇給 / 就業規則に沿いながら、能力や評価を基に調整する。
能力を重視し、公平な評価を心掛けている
積極性や自ら考えて行動する力
本人のやる気が反映され、また成果につながる賃金体系となっている。
評価や賃金だけでなく働く価値を常に模索している。
評価制度を導入し、人事考課制度に基づいた賃金体系とすることで職員の能力を適切に判断し、適材適所に配置すること
一部の職員に人件費が偏ることがない、平等な人事考課
キャリアパスを重視し、やる気とチームケアの大切さを理解する各種研修を受講してもらい、自信を持ち他の職員が憧れる相手の立場に立てる職員を育てるため、能力主義を取り入れている。
評価により賞与及び昇給に反映させる仕組みを採用し、年齢に関係ないリーダー登用を行うことで、早くから経験値を上げることが出来る。
職務基準チェックシートと呼ばれる独自のチェックシートにて自己評価と上司による評価を行っている。評価は全てポイント（数字）で表れる為、公平で客観的な評価ができる様になっている。
法人独自のキャリアパス制度を有しており、本人が有する資格、技能、知識を元に昇格テスト、人事評価によりランクを設定し、基本給・賞与と連動している。
連携意識 聞く意識を持っている
人事考課制度により育成を行っている。昇給、賞与についても人事考課で反映されている
「人柄」を重視した人事考課制度を実施して、昇給に反映させている。 また、資格取得についても評価し、表彰金や資格手当の支給に反映しています。
経験やスキルも重視しますが、特に法人の理念や法人が求める人材像に照らし合わせた「人柄」も併せた人事考課制度の仕組みになっています。

法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
人事考課制度により法人の望む人材として育成を行っている 昇給賞与についても人事考課で反映されている
当法人の理念、経営方針、行動心得、求めている人材像を実践する職員を育てることを目的とし人事考課を行っている。 評価を受けることで、気づきを持ち謙虚に振り返る機会を持つことができるとともに、成果を出している職員は賞与、昇給、昇進で報われると考えている。
法人の考え方と、相違なく取り組む事ができるようにする
人事考課の目的は、評価をすることではなく人材育成を一番の目標にして、評価から面談までを行っており、結果のフィードバック面談を人材育成として最重要と考え実施している。また、人事考課の結果をもとに仕事への貢献度を考案し昇給している。
昇給は勤続年数と能力、職位によって行われ、段階的なキャリアアップにより法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
どの職員から質問を受けても公正、公平であること、オープンであることを重視している。 段階を細やかにし、職員のモチベーションつながることを重視している。
「賃金体系」において、職員の能力と業務を適正に評価し、適正な賃金が支払われることを目標にしている。経営的な側面からも、公平かつ公正な職位、職責から賃金を決定できるようにしている。 「人事考課制度」において、職員一人一人が業務の内容や取り組み姿勢に対して、振り返り、評価をして次の業務の進め方を検討し働く意識を高揚させていく。基本姿勢、意欲、意識、能力等に加え、協働の力を重視して組織を活性化させる。
本俸表に基づいて、公平に昇給させることが出来る。また、協議会等の研修に法人としても、個人としても積極的に参加できるシステムになっている。
きちんと仕事を行えている方には、昇給・賞与・研修・人事等にきちんと反映するが、そうでない方にもきちんと反映し、できるようになるよう促すこと。
人事考課制度を通して、仕事に対する意識の向上及び能力開発、公正な職員処遇に努めている。
人材の定着・育成
目標達成度と資格取得を重視して常に学ぶ意欲を高める仕組みになっている
公務員との比較を参考
部署内のマネジメントができ、部署間の調整ができる
賃金については、基本給をアップすること
・人事考課制度においては、まず個人目標の設定を重要視している。(自身の設定能力(施設・部署目標にリンクしているか。今、何が重要か。課題を把握しているか。)。また、上司がその目標設定に対する確に是非を判断できているか。 そして、その目標に対しての取組。上司は環境づくりできているかなど。
・協調性 ・接遇力 ・向上心 ・勤務表を守る(休まない) ・法人の考え方を理解しているか
*可能な限り、公平な目線で職員を評価し、適切な報酬を支払うこと。 *職員がここで働いてよかったと思ってもらえる職場をつくること。
将来的には、人事考課制度導入による賃金体系の見直しが必要であるように思う。
資格取得支援につながる賃金体系を導入するとともに研修費等の助成制度も設けている。
経験年数、保有資格だけでなく、「個人目標の設定、難易度、達成度」に加えて、「意識・姿勢」、「服務規律の遵守」、「チームワーク・コミュニケーション」、「責任感」、「向上心」、「業務・知識」の6項目30基準を設け、1基準ごと5段階の達成度を評価し、合計200点満点に数値化することで、人事考課の見える化を図っている。
個人目標の設定、難易度、達成度に加えて、「意識・姿勢」、「服務規律」、「チームワーク・コミュニケーション」、「責任感・向上心」、「業務・知識」の6項目・30基準を5段階で評価(自己評価、上長評価、施設長評価の3段階)し、それを合計200点満点で数値化することで相対評価も加味して評価している。

同一の資格を有する者であっても、その能力には大差がある。また、その差について本人の理解不足も多く見られるので、客観的な人事考課制度は必要である。また、各種研修の中身について広く知らせ積極的に参加することを求めている。
基本給を高くできない分、各種手当を充実させ、一人あたりの賃金が全国平均を下回らないように支給するように心がけている。 また、仕事に対する意欲や質の向上に積極的で秀でた職員には、昇給や賞与、あるいは昇格といった形で反映させることで、モチベーションのアップと組織の健全な活性化を促している。
昇給は能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
職務に相応した「職務給」を採用している。資格の取得・人柄・能力・役職により賃金が決められます。
職員一人ひとりのスキルアップと定着率の向上を重視しています。
職務の経験を重視しており、年数等による昇給を行い、人材の定着をはかっている。

障害福祉分野

業務への遂行能力を客観的に評価し、職員の仕事に対するモチベーション向上へとつなげていく。
中途採用の方でも、安定した生活（家庭）が送れるよう特別昇給の内部規定を定めるなどし、年齢に応じた賃金体系に数年でなるよう力をいれ、離職者を減らす仕組みをしている。
各種法改正等が行われた際には、その改正内容について法人の規程等見直しを随時行い、職員の処遇改善・労働意欲・資質向上となり、法人の人材育成に繋げている。
賃金形態は長年見直しはなされておらず、改正の必要を感じる。また人事考課もこれまで取り入れていなかったが、検討の必要性を感じている。
経験と能力に応じて昇給を判断する
年齢や経験にとらわれず、能力発揮、結果に基づいて評価を行うことで、平等な対応を心がけている。
法人が求める人材の育成。評価方法は人事考課制度を採り入れている。 パートタイムから正規職員への雇用形態転換の試験や管理層クラスへの昇格試験も、法人として年に1回実施している。
人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
法人全体研修を通じて法人の求める事柄について理解を深め、一人一人が求められることを意識し、業務に臨めるよう人事考課及び目標管理制度に取り組んでいる。又、人事考課の評定と昇給及び昇格が連動しており、頑張りや給料や生活の質向上に直結する為、モチベーションを維持向上できるような仕組みとなっている。
人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
評価制度を導入し、人事考課制度に基づいた賃金体系とすることで職員の能力を適切に判断し、適材適所に配置すること
契約職員の賃金については、職員の学歴、保有資格、経験、業務内容により、基準を設け、不公平が生じないように配慮している。
正規職員の賃金体系・人事考課制度については、法人が定めるものに沿って対応していますので、一施設の思いを具現化することは難しいです。臨時職員については、その方の経歴や資格等を考慮した時給を設定しています。それに期待を込めた分を上乗せしたいところではありますが、現実的には出来ていません。頑張っている方に対しては、相応の対価をお支払いするなどして差をつけていきたいところではありますが、厳しい状況です。その差をつけていかなければ、今後支援の質を維持することが難しくなるように思えてなりません。
職員の遂行能力や意欲の向上につなげ、医療福祉サービスのさらなる向上を目指し、人材育成、教育訓練、人事の活用
キャリアパスを明らかにし、職員の意欲や能力の向上ができるような仕組みとしている
賃金体系については、職務内容に応じた職種間のバランスが取れるよう留意している。また、人事評価については、マイナス評価を行うことにより士気が低下しないよう丁寧な評価面談を行い、納得性のあるものとなるよう留意している。

人事考課制度、研修体系の整備により優秀な人材の育成、定着を目指す
現状は経験を重視している。今後研修体系、人事考課制度を整備し優秀な人材の育成及び定着を目指す。
賃金体系の見直しと人事考課制度（未構築）の導入により、人材育成及び公平・公正な処遇へつながればよいと考えます。
他の法人の賃金体系と人事考課制度について、この実態調査から学びたいです。
頑張っている職員に対して、公正な評価となるように、給与の見直しや人事考課制度を行っている。仕事に対する評価を給与や昇任等で示すことで、職員のモチベーションアップにも繋げている。
今後、人事考課による能力や資格等の評価を重視し、やりがいのある職場としていく。
勤務成績、職務、能力に応じる賃金体系としている
「人事考課制度」は現在検討中であり、今後導入予定である。 「賃金体系」については、役割等級区分に応じて、明確な賃金形態となっており、能力を適切に評価する仕組みとなっている。また、手当等も充実している。
職務ごとに賃金を決める職務給の考えが基本となっている。 また、資格取得と勤続年数が賃金と連動している。
法人の考えによる。
福祉の経験年数を重視した賃金体系となっている。それだけでは難しい面も出てきており（仕事をよくする人もしない人も同じ賃金になってしまう等）、今後は人事考課制度の導入のため研修をする予定である。
法人内で定められた規定に従っている。基本的には年齢や勤続給であるが職員の職務遂行能力を考慮されることもある。
勤務期間の長さだけでなく、個人の能力に対して昇給金額を決める
毎年 5,000円の昇給を人事考課制度を導入して能力に応じた評価を行い、適正な昇給をしていきたいと考えている。
職員の職務遂行に必要な能力及び職務遂行達成度合い並びに組織人としての自覚を、効果項目について考課、把握する。 効果、把握に基づき、職員の能力開発及び育成、職務改善及び現場教育処遇の適正化を図り、職員勤労意欲の高揚及び経営効率の向上につなげる。
キャリアパス・役割階層制度の基本的考え方として、評価制度、目標管理制度、教育研修制度、給与制度と連動し、これらと整合性を確保している。
今後は昇級・賞与ともに能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度を連動させ、法人が求める人材へ成長できるようにしたい
法人としてのキャリアパスを示した上で、役職や職種に応じた等級・号給を設定し、キャリアアップを促している。
人数が少ない中で、専門職ばかりを雇用することはむずかしく、その点では、非常勤などの方でも、まずはやりがいをもって仕事ができる環境や、働きやすさを重視し、福祉支援における倫理観を重視している。

児童福祉分野

人事考課制度は、理事会で却下されたので、もう少しこのまま人事考課なしです
規律に従って公平にする。超過勤務など正当な労働に対して正当に支給する。
他園と比較して、差がないようにしていきたい。
個人の目標と組織の目標を一体にするキャリアパス制度にもとづいて、成長を実感できる制度になるように運用している
能力的な評価を基本として、園全体での職員の和を重視していきたい。
基本給は能力に応じて昇給し、年2回の評価に基づき公平に行うことを重視している。
人事考課制度による能力の評価と研修制度により、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。
人事院勧告や新たな制度を反映させる。
「賃金体系」においては、これまでの法人で採用してきた形と、市の民間保育所協議会による、モデル給料体系を基本に行っているが、時間給の職員においては“全年齢の園児の保育・教育に対応出来るか”等、個々人の経験やスキルに応じて評価、昇給等を行っている。
年功序列型賃金体系により人件費率が高くなっており、打開策の検討が必要となっている。
1. 賃金体系は、モデル賃金を参考に「給与表」を作成し運用している。 2. 人事考課制度は、保育の質の向上や職場での協調性を重視し、勤務態度等も勘案し総合的な判断を実施。 3. 昇給は今までの他社・他業態の経験年数を考慮し、又、入職後の職務遂行能力も考慮し昇給も実施。
仕事の整理をおこない、役割や仕事量に応じた賃金体系に出来るよう、検討を重ねている。 また、職員の定着が徐々に進んできているため、将来的には、人事考課に関する導入も検討する必要があると考えている。
人事考課表により自己の評価が出来、足りてないところは自覚して努力しようとする意識向上が見えることを期待している。
倉敷市民間保育協議会の給与表や評価制度に準じて対応している。
年功序列を基本とするが、クラスリーダーや副主任等の選任については本人の適性と実績を見て園長が主観的に判断する。 定期昇給は毎年実施するが、勤続年数が増えると昇給の幅は小さくなる。 クラスリーダーや専門分野リーダーなど役職手当で賃金を増やす。
原則、毎年の昇級を念頭におき、基本の賃金体系を崩すことなく、職員が将来に向けて、納得した上で希望が持てる給与支給に努めている。
人事成果制度が必ずしも職員の意欲へつなげていないので改善が必要と感じている。賃金体系は一時金を含めて毎年少しずつだが改善をしている。賃金が必ずしも職員の意欲や持続性に繋がってはいないかもしれない。賃金だけではなく、続けられる職場へ課題を1つずつ克服しようとする法人の仕組みがある。研修制度も独自のものがあり、「次世代研修」や「人間力を高める研修」が人とひとつをつなげる礎になっていると感じている。
次世代リーダーをはじめとし、組織を支える人材の育成 職員の意欲向上 を目指す。
保育は、他業種のように数値化できない。それぞれが努力しており、結果が早く出ることもあれば、長期的な取り組みになることもあり、一律の基準で評価することは難しい。一人一人の子どもを大切にしながら対応することは、目に見えない努力も多くマニュアル化しにくい。研修等で、客観的な視点や自己研鑽を積みながら個々の保育士が働きやすい環境を作りたいと考えている。
どれだけ自身の仕事以外に目を向けているか
人事考課については、クラス、学年など各リーダーに評価をしてもらい、偏りのない公平な評価になるようにしている。
本人のやりがいと公平性
賃金体系の見直しと、人事考課制度の導入により、人材育成及び公平公正な処遇へと繋がれば良いと考えます。他の法人の賃金体系と人事考課制度についてこの実態調査から学びたい。
今の時代能力を重視し、人事考課制度による能力評価と研修制度を導入していくべきだと考えている。
毎年の昇給に加え、働き方改革の取組で、休暇が取得しやすいような環境づくりに努めている。また、若手の育成にベテラン保育士がつき、法人が求める人材へ成長できるような仕組みをとっている。

年1回4月に昇給を行っているが、経験年数や能力を重視し行っている。人事考課制度は定めていないが、色々な処遇改善では能力で評価したり、研修等を受けることにより、より良い人材へと成長できるようにしている。
人事考課は能力や勤務意欲を評価し、それをもって昇給や賞与へ反映したいと考え、人事考課と給与制度の見直しを行っている。
昇給については、勤務日数から基本、定期昇給。賞与については、能力に応じて勤勉手当で調整。
能力の評価と働き方によって考えている。また理念「相手の立場に立って考え行動する」を重んじ、チームワークの作れる人材を大切にしている。
毎年賃金アップ。できるだけ、保育のことに専念できるように雑務においてはパート職員などで対応させるようにしている。
年2回自己評価を行い、また面談をする中で、個人の働きについて評価したり、課題を一緒に考え、今後の仕事に反映できるようにしている。法人としてはまだ人事考課制度の導入は検討していない。
賃金体系は、岡山県民間保育所協議会の給与表をもとに決定し、人事考課制度による能力評価に基づき、副主任保育士・専門リーダーを決めている。 そして、日々の会議や行事の進行などはリーダーを中心に行う。
・人事考課制度を導入して、年功序列ではなく個々の能力を評価。OJTはもちろん、外部研修にも積極的に参加し人材育成につなげる。
勤務形態は2つあり、1つは、断続勤務で児童の支援に当たる職員、あと1つは日勤帯の連続勤務の職員。断続勤務は早朝からの勤務ののち、勤務から外れ、再度、児童の下校時から就寝時間（21時）までの支援に当たるが、勤務の負担を考慮し、断続勤務手当を設け、一律ではなく、断続での支援の手厚さなどに着目して段階的に支給している。
評価の指標を示すことで、理念や目標設定への理解に繋がり、自分の振り返りも行え、労働力アップを目指している。
求められる人材とはを気付く事が出来る。
個人の評価を賃金に反映することは今までしていないが、今後は人材育成の観点からも必要なことになるかもしれません。
法人としてのキャリアパスを示した上で、キャリアアップを促す一環として役職や職種に応じて号給を設定
就業規則に則り定期昇給により実施しており能力による評価への反映はさほど大きなウエートをしめていない。なお研修制度はキャリアアップによりスキルアップを図っている。積極的に研修に参加しており個人のスキルはかなり高いと思慮される。
賃金体系・・・月給、時間給 人事考課制度につきましては、目標達成に向けて向上心・やりがいもある。

市町村社会福祉協議会

賃金体系については、ほぼ市の給与基準に準じており、財源も補助金や委託料といった公的財源がほとんどであるため、基本的に市の考え方に準じている。
経験年数と能力給のバランス、職員間の平等性。
当社協では、中途採用者への前歴換算制度がないため、導入を検討しているが、在職者との調整をどのようにするかを含め導入に向けて検討中である。 人事評価制度では、評価者の客観的基準確保や公平性が重要である。
人事考課制度は実施していないため、優秀な職員については昇格や、嘱託職員については 登用試験による正規職員への登用などで、昇給につなげている。 また、昇給はモチベーションアップにつながるため、原則全員（嘱託職員は3年以上在籍）が毎年昇給する賃金体系としている。
・賃金体制については、市に準じて行っています。そのため給与表もその都度変更し対応しています。（賞与についても同じ） ・人事考課は年2回、賞与前に実施し面接も行っています。職員の仕事の状況把握と評価を行い、人材育成につなげています。
・職員一人ひとりのがんばりや努力が報われる（評価される）仕組みを構築したい。 ・人材育成プログラムの構築を予定している（令和4年度作成予定）

<p>様々な事業を行っており、異動等あるため、部署や職務内容で給与体系に差が生じないようにしている。</p>
<p>賃金体系：介護職員・事務局職員の給与表の一本化 人事考課制度：事業の質の向上、職員の資質向上</p>
<p>賃金体系は地元自治体の給与表を準用。人事考課制度はないが、毎年度後半に、事務局長が正職員全員と面接し、その年度の業務評価を行なっている。</p>
<p>人事考課は、仕事（能力重視）の達成度だけでなく行動規範も評価しますが、今後は、等級に見合った基準を設け、頑張った職員が報われる仕組みを構築したいと考えています。</p>
<p>人事考課制度の導入無</p>
<p>行政の給料表に準ずる</p>
<p>人事考課制度は評価目標の設定時から最終の評価まで話し合いに重点を置いている。</p>
<p>公正公平になるよう努める。</p>
<p>社会福祉協議会での経験と有資格</p>
<p>特にありません。正職員の給与は役場の給料表を使っています。</p>
<p>今のところ規約通りの賃金体系であるが、成長が評価できる仕組みを考えていきたいと考えている。</p>
<p>前歴も含めた経験年数など、どの事業所においても社協職員として責任を持って仕事に従事してもらうため同一賃金</p>

■ 総 括

この賃金実態調査は、岡山県社会福祉協議会として4度目の調査になります。このように、社会福祉法人・施設の賃金実態調査を定点観測している都道府県は、岡山県をはじめ2～3の県しかありません。今回、初めてWEB調査を採り入れた結果、過去最も低い回収率となりましたが、それでも4回目の定点観測となった本調査では、たいへん貴重な実態を知ることができ、今後の人材確保・定着を考える上で有益な情報が入手できたのではないかと考えます。

第1回目の21年度調査では、民間企業との給与水準の比較という目的で実施しましたが、実際、調査集計してみると県内の民間企業と比較しても決して遜色のない賃金実態であることがわかりました。

第2回目となる24年度の調査では、職員のキャリアパスを視野に入れ、モデル賃金を算出しました。これについても同様に、県内他産業の賃金実態と比べても高いという結果が得られました。

今回、第4回目となる調査では、過去3回の調査同様定点観測という視点で、厚生労働省等の統計資料を使い、全国ないし岡山県の全産業平均との比較を行いました。

今回、特筆すべき事項として、市町村社協を除く3分野のほとんどすべての施設(社協は今回初めての調査)で新規学卒者の基本給と初任給が上昇していること、処遇改善加算の支給方法が、介護職員(保育士)に限らず全職員に対して、諸手当として毎月支給となったこと、児童養護施設を除くすべてで勤続年数が伸びたこと、すべての施設で人件費率が上昇したことなどが分かりました。

また、モデル賃金については、岡山県の全産業平均と比較してもほとんどの施設群で高い結果となり、俗に言う「賃金水準の低さが人材確保上、不利に働いている」ということは当てはまらないと感じた次第です。

人材確保の問題は、職員の定着を外して議論しても始まりません。こうした問題意識から、10年以上定着している職員に聞き取り調査をお願いした結果、賃金以外の精神的報酬が職員の定着に大きく係わっていることも分かりました。このことから、職員の精神的報酬を高めて、定着率を上げることが、昨今の人材不足の問題を解消する一手であることも付け加えておきたいと思います。

最後になりますが、この調査結果を単なる統計データとして終わらせるのではなく、人事給与制度を検討される際には、ここで示された平均値や適正值、またモデル年収表を参考にさせていただきながら、法人・施設の健全経営に役立てて頂けると真に幸いです。

調査にご回答いただいた施設・事業所におかれましては、ご多忙の中、ご協力いただきましたこと、ならびに貴重なデータをご提供くださいましたことに深く感謝申し上げます。

福祉マネジメントラボ

代 表 大 坪 信 喜

参 考 资 料

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 令和4年6月30日(木)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A（裏面参照）をご確認のうえ、該当する項目の選択、実績金額等をご入力ください。

【調査項目】

I. 基本情報	VII. 継続雇用
II. 職員構成	VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
III. 人件費率等	IX. 正規職員のモデル賃金
IV. 初任給	X. 人事考課制度について
V. 諸手当	XI. 定着理由について
VI. 賞与（期末勤勉手当）	XII. 施設・事業所の考え方

I. 基本情報（令和4年4月1日現在）

法人名			
施設・事業所名			
施設種別			
開設・許可・認可年月日（月/日/年）	定員数		
施設・事業所所在地（市町村名）	地域区分		
調査票の記入者	(役職名)	(氏名)	
連絡先	(TEL)	(FAX)	

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
 ※ 地域区分については「岡山市」「倉敷市」「備前地域」「備中地域」「美作地域」から一つを選択してください。
 「備前地域」を選択…玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
 「備中地域」を選択…笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、法口市、早島町、里庄町、矢掛町
 「美作地域」を選択…津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

事務室		
管理棟		

「令和4年度 賃金実態調査」に関するQ&A (回答における留意事項)

調査対象

- Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査（平成29年度）と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。
- Q. 併設のサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。
 > A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。（※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」欄に記載しています。）
- Q. 併設のサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。
 > A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

- Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。
 > A. 支給限度額が高い額を記入してください。
- Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当（住宅手当、通勤手当等）は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。
 > A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給規程がない場合は、ご記入いただくかなくても結構です。（調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。）

モデル賃金

- Q. 所定内給与（月額）の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月4回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。
- Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。
- Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。
 > A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

II. 職員構成

1. 職員の構成（令和4年4月1日現在）について、ご記入ください。

職種	正規職員	非正規職員 (嘱託職員)	非正規職員 (アルバイト 職員)	非正規職員 (短時間パート 職員)
施設長				
副施設長				
主任介護職員				
介護職員				
主任生活相談員				
生活相談員				
介護支援専門員				
医師				
看護職員				
栄養士				
管理栄養士				
調理員				
機能訓練指導員				
あん摩マッサージ指圧師				
はり師・きゅう師				
事務職員				
その他 ()				
その他 ()				

※ 正規職員とは、「期間に定めない雇用契約を締結している」職員をさします。
 ※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員の3区分とします。なお、1か月あたり160時間で1.0人の基準で常勤換算数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

2. 令和4年3月31日現在における正規職員の平均勤続年数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

年

【高齢福祉分野】

Ⅲ. 人件費率等

3-1. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

_____ %

※ 人件費率の算出方法
 $人件費率 = (人件費支出 + 事務費支出(福利厚生費支出)) \div サービス活動収益 \times 100\%$
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

3-2. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材派遣費用から人材派遣費率を算出してご記入ください。

_____ %

※ 人材派遣費率の算出方法
 $人材派遣費率 = 派遣費用 \div サービス活動収益 \times 100\%$

3-3. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材紹介費用から人材紹介費率を算出してご記入ください。

_____ %

※ 人材紹介費率の算出方法
 $人材紹介費率 = 人材紹介費用 \div サービス活動収益 \times 100\%$

4. 令和3年度～4年度間（または直近の年度間）における正規職員の平均定期昇給額と平均定期給率（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

平均定期昇給額（基本給のみ） _____ 円 平均定期昇給率 _____ %

5. 令和3年度の貴施設・事業所における業務委託費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

_____ %

※ 業務委託費率の算出方法
 $業務委託費率 = 業務委託費 \div サービス活動収益 \times 100\%$

【高齢福祉分野】

6. 令和3年度の貴施設・事業所における研修費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

_____ %

※ 研修費率の算出方法
 $研修費率 = 研修・研究費支出 \div サービス活動収益 \times 100\%$

7. 令和3年度の貴施設・事業所における福利厚生費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

_____ %

※ 福利厚生費率の算出方法
 $福利厚生費率 = 福利厚生費 \div サービス活動収益 \times 100\%$

【高齢福祉分野】

Ⅳ. 初任給

8. 新採用卒者の正規職員の初任給（令和4年4月1日現在）について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、令和4年度の採用の有無に関わらず、全てご記入ください。

職 種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
介護職員 (月4回宿直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
生活相談員 (資格：社会福祉士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄養士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
調理員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
機能訓練指導員 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

【高齢福祉分野】

事務職員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 所定内手当の定義については、随 10 をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。

9-1. 令和4年度採用の非正規職員（嘱託職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活相談員 (資格：社会福祉士)	円	円	
介護支援専門員 (資格あり)	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
機能訓練指導員 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゆう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	

9-2. 令和4年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活相談員 (資格：社会福祉士)	円	円	
介護支援専門員 (資格あり)	円	円	

【高齢福祉分野】

看護職員 (資格：看護師)	円	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調理員	円	円	
機能訓練指導員 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゆう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	

9-3. 令和4年度採用の非正規職員（短時間パート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活相談員 (資格：社会福祉士)	円	円	
介護支援専門員 (資格あり)	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
栄養士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調理員	円	円	
機能訓練指導員 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゆう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

【高齢福祉分野】

V. 諸手当

10-1. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において（令和4年4月1日現在）、設定の有無について〇印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

【扶養手当または家族手当】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり ・ 設定なし	配偶者	円	配偶者のいない第2子	円
	第1子		配偶者のいない第3子	円
	第2子	円	父 母	円
	第3子	円	祖父母	円
	第4子以下	円	孫、弟妹	円
	配偶者のいない第1子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり ・ 設定なし	社会福祉士	円	作業療法士	円
	介護福祉士	円	言語聴覚士	円
	介護支援専門員	円	管理栄養士	円
	社会福祉主事	円	栄養士	円
	実務者研修修了者 (ヘルパー1級・ 基礎研修)	円	調 理 師	円
	初任者研修修了者 (ヘルパー2級)	円	()	円
	看護師	円	()	円
	准看護師	円	()	円
	理学療法士	円	()	円

【高齢福祉分野】

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	支給方法及び金額		
	区 分	金 額	定率の場合の積算割合
設定あり ・ 設定なし	施設長・管理者クラス	円	%
	副施設長・副管理者クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
	主任クラス	円	%
	副主任クラス	円	%
	リーダークラス	円	%

【その他の手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
宿直手当	設定あり ・ 設定なし	1回あたり _____ 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 1回あたり _____ 円 【深夜割増の場合】 1回あたり _____ × _____ %
特殊業務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
地域手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
職務手当	設定あり ・ 設定なし	
超過勤務手当	設定あり ・ 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【高齢福祉分野】

【所定外手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
住宅手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 【借家の場合】 _____ 円 【持家の場合】 _____ 円
通勤手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 _____ 円
()	設定あり	

10-2. 非正規職員において正規職員と諸手当の設定の差異はありますか。

設定の差異	差異の内容
無・有 ⇄	

11. 令和3年度における正規職員（超過勤務手当を支給した者）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

時間

【高齢福祉分野】

12. 介護職員等特定処遇改善加算（手当）の取り扱いについて（令和4年4月1日現在）、該当する番号に、○印をご記入ください。

算定の有無	算定済みの場合の支給方法
算定している ・ 算定していない	1. 介護職員のみ、基本給に加算
	2. 介護職員に限らず全職員に対し、基本給に加算
	3. 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給
	4. 介護職員に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給
	5. 介護職員のみ、一時金として一括支給（年1回）
	6. 介護職員に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回）
	7. 介護職員のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2~3回）
	8. 介護職員に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2~3回）
	9. その他

13

【高齢福祉分野】

Ⅶ. 賞与（期末勤続手当）

13. 令和3年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有⇒	_____ヵ月分（定額の場合_____円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有⇒	_____ヵ月分（定額の場合_____円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有⇒	_____ヵ月分（定額の場合_____円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有⇒	_____ヵ月分（定額の場合_____円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。
※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

14. 令和3年度における賞与の算定基礎について、該当する項目すべてに、○印をご記入ください。

○印記入欄	算定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
	()
	()
	()

14

【高齢福祉分野】

Ⅶ. 継続雇用

15. 定年を超えた職員の継続雇用について給与の取扱い、給与が下がる場合、減額の平均割合をご記入ください。

減額の有無	減額の平均割合
無・有⇒	約 %減額 / 未定

15

【高齢福祉分野】

Ⅶ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、令和3年度の施設・事業所の年間支出額を、ご記入ください。

退職共済制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職手当共済制度 （独立行政法人 社会福祉医療機構）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
中小企業退職共済制度 （独立行政法人 勤労者退職金共済機構）	有・無	円
法人独自の退職金制度	有・無	円
確定拠出年金	有・無	円
その他 ()	有・無	円

福利厚生制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowei Club<ソウェルクラブ> （社会福祉法人 福利厚生センター）	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 （社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会）	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他 ()	有・無	円

16

【高齢福祉分野】

法人独自に取組まれている福利厚生制度について「有」と回答された場合、内容についてお教えてください。

【高齢福祉分野】

Ⅹ. 正規職員のモデル賞金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額を、ご記入ください。

職種：介護職員（22歳で介護福祉士取得、月4回宿直夜勤ありと設定）

学歴	年齢	勤続年数	扶養家族	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）		賞与（年額）	処遇改善加算（年額）	合計（年額）	
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外手当（通勤・住宅）※平均額	所定内給与＋所定外給与（年額）				
大学卒	22	0	0	円	円	円	円	円	円	円	
	23	1	0	円	円	円	円	円	円	円	
	25	3	0	円	円	円	円	円	円	円	
	30	8	2	円	円	円	円	円	円	円	
	35	13	3	円	円	円	円	円	円	円	
	40	18	3	円	円	円	円	円	円	円	
	45	23	3	円	円	円	円	円	円	円	
	50	28	2	円	円	円	円	円	円	円	
	55	33	1	円	円	円	円	円	円	円	
	60	38	1	円	円	円	円	円	円	円	
	短大・専門卒	20	0	0	円	円	円	円	円	円	円
		21	1	0	円	円	円	円	円	円	円
22		2	0	円	円	円	円	円	円	円	
25		5	0	円	円	円	円	円	円	円	
30		10	2	円	円	円	円	円	円	円	
35		15	3	円	円	円	円	円	円	円	
40		20	3	円	円	円	円	円	円	円	
45		25	3	円	円	円	円	円	円	円	
50		30	2	円	円	円	円	円	円	円	
55		35	1	円	円	円	円	円	円	円	
60		40	1	円	円	円	円	円	円	円	

【高齢福祉分野】

学歴	年齢	勤続年数	扶養家族	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）		賞与（年額）	処遇改善加算（年額）	合計（年額）
				基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）	所定外手当（通勤・住宅）※平均額	所定内給与＋所定外給与（年額）			
高校卒	18	0	0	円	円	円	円	円	円	円
	19	1	0	円	円	円	円	円	円	円
	20	2	0	円	円	円	円	円	円	円
	22	4	0	円	円	円	円	円	円	円
	23	5	0	円	円	円	円	円	円	円
	25	7	0	円	円	円	円	円	円	円
	30	12	2	円	円	円	円	円	円	円
	35	17	3	円	円	円	円	円	円	円
	40	22	3	円	円	円	円	円	円	円
	45	27	3	円	円	円	円	円	円	円
	50	32	2	円	円	円	円	円	円	円
	55	37	1	円	円	円	円	円	円	円
60	42	1	円	円	円	円	円	円	円	

※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども（最大2名）を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。（例から段階評価（SABCD）の場合＝S）
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問10において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」において、「通勤手当」と「住宅手当（借家に限る）」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

【高齢福祉分野】

Ⅹ. 人事考課制度について

18. 人事考課制度の導入状況（令和4年4月1日現在）について、該当する番号に、○印をご記入ください。

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない ⇒ 下記へ理由をご記入ください。

【人事考課制度を導入していない理由】

以下の設問19～20には、設問18において「1」「2」「3」のいずれかに回答した場合ご回答ください。

19. 人事考課制度導入の目的について、該当する番号に、すべて○印をご記入ください。

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減（収益改善）
6. その他

20. 人事考課制度において独自に取組まれていることがありましたらお教えてください。

Ⅳ. 定着理由について

21. 貴施設で10年以上勤務している職員3名が感じておられる働き甲斐について教えてください。
(職種・性別・年齢等不問)

Ⅴ. 施設・事業所の考え方

22. 貴施設・事業所の「賃金体系」や「人事考課制度」において重視している考え方についてお教えてください。

--

(例) 昇給は能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 令和4年6月30日(木)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A（裏面参照）をご確認のうえ、該当する項目の選択、実績金額等をご入力ください。

【調査項目】

I. 基本情報	VII. 継続雇用
II. 職員構成	VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
III. 人件費率等	IX. 正規職員のモデル賃金
IV. 初任給	X. 人事考課制度について
V. 諸手当	XI. 定着理由について
VI. 賞与（期末勤勉手当）	XII. 施設・事業所の考え方

I. 基本情報（令和4年4月1日現在）

法人名			
施設・事業所名			
施設種別			
開設・許可・認可年月日（月/日/年）	定員数		
施設・事業所所在地（市町村名）	地域区分		
調査票の記入者（役職名）	（氏名）		
連絡先（TEL）	（FAX）		

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
 ※ 地域区分については「岡山市」「倉敷市」「備前地域」「備中地域」「美作地域」から一つを選択してください。
 「備前地域」を選択：玉野市、備前市、瀬戸内市、赤松市、和気町、吉備中央町
 「備中地域」を選択：笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、法口市、早島町、里庄町、矢掛町
 「美作地域」を選択：津山市、真庭市、美作市、新庄町、鏡野町、藤井町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

事務担当	
管理権	

「令和4年度 賃金実態調査」に関するQ&A （回答における留意事項）

調査対象

- Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査（平成29年度）と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。
 > A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。（※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」欄に記載しています。）
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。
 > A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

- Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。
 > A. 支給限度額が高い額を記入してください。
- Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当（住宅手当、通勤手当等）は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。
 > A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給額がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。（調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。）

モデル賃金

- Q. 所定内給与（月額）の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月4回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。
- Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。
- Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。
 > A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

II. 職員構成

1. 職員の構成（令和4年4月1日現在）について、ご記入ください。

職種	正規職員	非正規職員 （嘱託職員）	非正規職員 （フルタイムパート職員）	非正規職員 （短時間パート職員）
施設長（管理者）				
サービス管理責任者				
介護職員				
生活支援員 （地域移行支援員）				
作業指導員				
職業指導員 （就労支援員）				
医師				
看護職員				
保健師				
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
栄養士				
管理栄養士				
調理員				
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師				
事務職員				
その他（ ）				
その他（ ）				

※ 正規職員とは、「期間に定めのない雇用契約を締結している」職員をさします。
 ※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員の3区分とします。なお、1か月あたり160時間1.0人の基準で常勤換算数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

2. 令和4年3月31日現在における正規職員の平均勤続年数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

年

【障害福祉分野】

Ⅲ. 人件費率等

3-1. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 人件費率の算出方法
 人件費率＝（人件費支出＋事務費支出（福利厚生費支出））÷サービス活動収益×100%
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

3-2. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材派遣費用から人材派遣費率を算出してご記入ください。

%

※ 人材派遣費率の算出方法
 人材派遣費率＝派遣費用÷サービス活動収益×100%

3-3. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材紹介費用から人材紹介費率を算出してご記入ください。

%

※ 人材紹介費率の算出方法
 人材紹介費率＝人材紹介費用÷サービス活動収益×100%

4. 令和3年度～4年度間（または直近の年度間）における正規職員の平均定期昇給額と平均定期昇給率（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

平均定期昇給額（基本給のみ） 円 平均定期昇給率 %

5. 令和3年度の貴施設・事業所における業務委託費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 業務委託費率の算出方法
 業務委託費率＝業務委託費÷サービス活動収益×100%

【障害福祉分野】

6. 令和3年度の貴施設・事業所における研修費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 研修費率の算出方法
 研修費率＝研修・研究費支出÷サービス活動収益×100%

7. 令和3年度の貴施設・事業所における福利厚生費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 福利厚生費率の算出方法
 福利厚生費率＝福利厚生費÷サービス活動収益×100%

【障害福祉分野】

Ⅳ. 初任給

8. 新規卒業者の正規職員の初任給（令和4年4月1日現在）について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、令和4年度の採用の有無に関わらず、全てご記入ください。

職 種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
介護職員 (月4回宿直夜勤あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
作業指導員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
職業指導員 (就労支援員)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
保健師 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
理学療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
作業療法士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

【障害福祉分野】

言語聴覚士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄養士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
調理員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゆう師 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
事務職員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
（その他）	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
（その他）	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 所定内手当の定義については、問10をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。

【障害福祉分野】

9-1. 令和4年度採用の非正規職員（嘱託職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士)	円	円	
作業指導員	円	円	
職業指導員(就労支援員)	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
保 健 師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
理学療法士 (資格あり)	円	円	
作業療法士 (資格あり)	円	円	
言語聴覚士 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	
その他()	円	円	
その他()	円	円	

9-2. 令和4年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士)	円	円	
作業指導員	円	円	
職業指導員(就労支援員)	円	円	

9

【障害福祉分野】

看護職員 (資格：看護師)	円	円	
保 健 師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
理学療法士 (資格あり)	円	円	
作業療法士 (資格あり)	円	円	
言語聴覚士 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	
その他()	円	円	
その他()	円	円	

9-3. 令和4年度採用の非正規職員（短時間パート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
介護職員	円	円	
生活支援員(地域移行支援員) (資格：社会福祉士)	円	円	
作業指導員	円	円	
職業指導員(就労支援員)	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
保 健 師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	

10

【障害福祉分野】

理学療法士 (資格あり)	円	円	
作業療法士 (資格あり)	円	円	
言語聴覚士 (資格あり)	円	円	
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 (資格あり)	円	円	
事務職員	円	円	
その他()	円	円	
その他()	円	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

11

【障害福祉分野】

V. 請手当

10-1. 正規職員における請手当の設定及び支給状況において（令和4年4月1日現在）、設定の有無について○印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり ・ 設定なし	配偶者	円	配偶者のいない第2子	円
	第1子	円	配偶者のいない第3子	円
	第2子	円	父 母	円
	第3子	円	祖父母	円
	第4子以下	円	孫、弟妹	円
	配偶者のいない第1子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり ・ 設定なし	社会福祉士	円	管理栄養士	円
	介護福祉士	円	栄 養 士	円
	精神保健福祉士	円	調 理 師	円
	介護支援専門員	円	あん摩マッサージ師	円
	臨床心理士	円	は り 師	円
	社会福祉主事	円	きゅう師	円
	実務者研修修了者 (ヘルパー1級・基礎研修)	円	音楽療法士	円
	初任者研修修了者 (ヘルパー2級)	円	手話通訳士	円
		円	福祉住環境コーディネーター1級	円
		円	看 護 師	円
		円	福祉住環境コーディネーター2級	円
		円	准看護師	円
		円	福祉住環境コーディネーター3級	円
		円	保 健 師	円
	円	理学療法士	円	

12

【障害福祉分野】

	作業療法士	円	()	円
	言語聴覚士	円	()	円

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	支給方法及び金額		
	区 分	金 額	定率の場合の積算割合
設定あり	施設長・管理者クラス	円	%
	副施設長・副管理者クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
設定なし	主任クラス	円	%
	副主任クラス	円	%
	リーダークラス	円	%

【その他の手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
宿直手当	設定あり	1回あたり _____ 円
	設定なし	
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり	【定額の場合】 1回あたり _____ 円
	設定なし	【深夜割増の場合】 1回あたり _____ × _____ %
特殊業務手当	設定あり	【定額の場合】 _____ 円
	設定なし	【定率の場合】 _____ × _____ %
地域手当	設定あり	【定額の場合】 _____ 円
	設定なし	【定率の場合】 _____ × _____ %
職務手当	設定あり	
	設定なし	
超過勤務手当	設定あり 設定なし	

【障害福祉分野】

()	設定あり	
()	設定あり	

【所定外手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
住宅手当	設定あり	支給限度額 【借家の場合】 _____ 円 【持家の場合】 _____ 円
	設定なし	
通勤手当	設定あり	支給限度額 _____ 円
	設定なし	
()	設定あり	

10-2. 非正規職員において正規職員と諸手当の設定の差異はありますか。

設定の差異	差異の内容
無・有 ⇒	

11. 令和3年度における正規職員（超過勤務手当を支給した者）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してください。

時間

【障害福祉分野】

12. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（手当）の取り扱いについて（令和4年4月1日現在）、該当する番号に、○印をご記入ください。

算定の有無	算定済みの場合の支給方法
算定している	1. 介護職員のみ、基本給に加算 2. 介護職員に限らず全職員に対し、基本給に加算 3. 介護職員のみ、諸手当として毎月加算支給 4. 介護職員に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給 5. 介護職員のみ、一時金として一括支給（年1回） 6. 介護職員に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回） 7. 介護職員のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2~3回） 8. 介護職員に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2~3回） 9. その他
算定していない	

【障害福祉分野】

VI. 賞与（期末勤務手当）

13. 令和3年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有 ⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有 ⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有 ⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有 ⇒	_____ ヵ月分（定額の場合 _____ 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。

※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

14. 令和3年度における賞与の算定基礎について、該当する項目すべてに、○印をご記入ください。

○印記入欄	算定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

【障害福祉分野】

Ⅶ. 継続雇用

15. 定年を超えた職員の継続雇用について給与の取扱い、給与が下がる場合、減額の平均割合をご記入ください。

減額の有無	減額の平均割合
無・有⇒	約 %減額 / 未定

【障害福祉分野】

Ⅷ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、令和3年度の施設・事業所の年間支出額を、ご記入ください。

退職共済制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職手当共済制度 (独立行政法人 社会福祉医療機構)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
中小企業退職共済制度 (独立行政法人 勤労者退職金共済機構)	有・無	円
法人独自の退職金制度	有・無	円
確定拠出年金	有・無	円
その他 ()	有・無	円

福利厚生制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowel Club(ソウエルクラブ) (社会福祉法人 福利厚生センター)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他 ()	有・無	円

【障害福祉分野】

法人独自に取組まれている福利厚生制度について「有」と回答された場合、内容についてお教えてください。

【障害福祉分野】

Ⅸ. 正規職員のモデル賃金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額を、ご記入ください。

職種：生活支援員（22歳で社会福祉士取得、入所施設は月4回宿直夜勤ありと設定）

学歴	年齢	勤続年数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）		賞与（年額）	超過改善加算（年額）	合計（年額）
			基本給	所定内手当 (扶養家族・資格・宿直夜勤) ※平均額	所定外手当 (通勤・住宅) ※平均額	所定内給与 + 所定外給与 (年額)			
大 学 卒	22	0	円	円	円	円	円	円	円
	23	1	円	円	円	円	円	円	円
	25	3	円	円	円	円	円	円	円
	30	8	円	円	円	円	円	円	円
	35	13	円	円	円	円	円	円	円
	40	18	円	円	円	円	円	円	円
	45	23	円	円	円	円	円	円	円
	50	28	円	円	円	円	円	円	円
	55	33	円	円	円	円	円	円	円
	60	38	円	円	円	円	円	円	円
	20	0	円	円	円	円	円	円	円
	21	1	円	円	円	円	円	円	円
22	2	円	円	円	円	円	円	円	
25	5	円	円	円	円	円	円	円	
30	10	円	円	円	円	円	円	円	
35	15	円	円	円	円	円	円	円	
40	20	円	円	円	円	円	円	円	
45	25	円	円	円	円	円	円	円	
50	30	円	円	円	円	円	円	円	
55	35	円	円	円	円	円	円	円	
60	40	円	円	円	円	円	円	円	

【障害福祉分野】

学年	年齢	条件	所定内給与(月額)		所定外給与(月額)		賞与(年額)	処遇改善加算(年額)	合計(年額)
			基本給	所定内手当(扶養家族・資格・宿直夜勤)	所定外手当(通勤・住宅) ※平均額	所定外給与(年額)			
18	0	0	円	円	円	円	円	円	円
19	1	0	円	円	円	円	円	円	円
20	2	0	円	円	円	円	円	円	円
22	4	0	円	円	円	円	円	円	円
23	5	0	円	円	円	円	円	円	円
25	7	0	円	円	円	円	円	円	円
30	12	2	円	円	円	円	円	円	円
35	17	3	円	円	円	円	円	円	円
40	22	3	円	円	円	円	円	円	円
45	27	3	円	円	円	円	円	円	円
50	32	2	円	円	円	円	円	円	円
55	37	1	円	円	円	円	円	円	円
60	42	1	円	円	円	円	円	円	円

※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども(最大2名)を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。(例)5段階評価(SABCD)の場合=S
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問10において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」において、「通勤手当」と「住宅手当(借家に限る)」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

【障害福祉分野】

Ⅹ. 人事考課制度について

18. 人事考課制度の導入状況(令和4年4月1日現在)について、該当する番号に、○印をご記入ください。

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を給与(昇給・昇格)及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない ⇒ 下記へ理由をご記入ください。

【人事考課制度を導入していない理由】

以下の設問19~20には、設問18において「1」「2」「3」のいずれかに回答した場合ご回答ください。

19. 人事考課制度導入の目的について、該当する番号に、すべて○印をご記入ください。

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減(収益改善)
6. その他

【障害福祉分野】

20. 人事考課制度において独自に取組まれていることがありましたらお教えてください。

【障害福祉分野】

Ⅺ. 定着理由について

21. 貴施設で10年以上勤務している職員3名が感じておられる働き甲斐について教えてください。(職種・性別・年齢等不問)

Ⅻ. 施設・事業所の考え方

22. 貴施設・事業所の「賃金体系」や「人事考課制度」において重視している考え方についてお教えてください。

(例) 昇給は能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 令和4年6月30日(木)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A（裏面参照）をご確認のうえ、該当する項目の選択、実績金額等をご入力ください。

【調査項目】

I. 基本情報	VII. 継続雇用
II. 職員構成	VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
III. 人件費率等	IX. 正規職員のモデル賃金
IV. 初任給	X. 人事考課制度について
V. 諸手当	XI. 定着理由について
VI. 賞与（期末勤続手当）	XII. 施設・事業所の考え方

I. 基本情報（令和4年4月1日現在）

法人名			
施設・事業所名			
施設種別			
開設・許可・認可年月日（月/日/年）	定員数		
施設・事業所所在地（市町村名）	地域区分		
調査票の記入者	(役職名)	(氏名)	
連絡先	(TEL)	(FAX)	

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
 ※ 地域区分については「岡山市」「倉敷市」「備前地域」「備中地域」「美作地域」から一つを選択してください。
 「備前地域」を選択：玉野市、備前市、瀬戸内市、赤松市、和気町、吉備中央町
 「備中地域」を選択：笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、法口市、早島町、里庄町、矢掛町
 「美作地域」を選択：津山市、真庭市、美作市、新庄町、鏡野町、藤井町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

事務室		
管理課		

「令和4年度 賃金実態調査」に関するQ&A (回答における留意事項)

調査対象

- Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査（平成29年度）と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。
 > A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。（※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」の「施設種別」欄に記載しています。）
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。
 > A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

- Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。
 > A. 支給限度額が高い額を記入してください。
- Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当（住宅手当、通勤手当等）は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。
 > A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給額がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。（調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。）

モデル賃金

- Q. 所定内給与（月額）の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については月4回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。
- Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。
- Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。
 > A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

II. 職員構成

1. 職員の構成（令和4年4月1日現在）について、ご記入ください。

職種	正規職員	非正規職員 (嘱託職員)	非正規職員 (7割以上パート職員)	非正規職員 (短時間パート職員)
施設長				
園長				
副施設長				
副園長				
主任保育士				
主幹（主任）保育教諭				
副主任保育士				
専門リーダー				
職務分野別リーダー				
保育士				
保育教諭				
保育補助				
児童指導員				
家庭支援専門相談員				
里親支援専門相談員				
個別対応職員				
自立支援専門員				
医師（嘱託医）				
看護職員				
臨床心理士				
公認心理師				
栄養士				
管理栄養士				
調理員				
事務職員				
その他（ ）				
その他（ ）				

※ 正規職員とは、「期間に定めのない雇用契約を締結している」職員をさします。
 ※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員のみ区分ごします。なお、1か月あたり160時間以内、0人の基準で労働換算数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

2. 令和4年3月31日現在における正規職員の平均勤続年数（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

年

【児童福祉分野】

Ⅲ. 人件費率等

3-1. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費率（小数点第1位まで）を、算出してください。

_____ %

※ 人件費率の算出方法
 人件費率＝（人件費支出＋事務費支出（福利厚生費支出））÷サービス活動収益×100%
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

3-2. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材派遣費用から人材派遣費率を算出してください。

_____ %

※ 人材派遣費率の算出方法
 人材派遣費率＝派遣費用÷サービス活動収益×100%

3-3. 令和3年度の貴施設・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材紹介費用から人材紹介費率を算出してください。

_____ %

※ 人材紹介費率の算出方法
 人材紹介費率＝人材紹介費用÷サービス活動収益×100%

4. 令和3年度～4年度間（または直近の年度間）における正規職員の平均定期昇給額と平均定期給率（小数点第1位まで）を、ご記入ください。

平均定期昇給額（基本給のみ） _____ 円 平均定期昇給率 _____ %

5. 令和3年度の貴施設・事業所における業務委託費率（小数点第1位まで）を、算出してください。

_____ %

※ 業務委託費率の算出方法
 業務委託費率＝業務委託費÷サービス活動収益×100%

【児童福祉分野】

6. 令和3年度の貴施設・事業所における研修費率（小数点第1位まで）を、算出してください。

_____ %

※ 研修費率の算出方法
 研修費率＝研修・研究費支出÷サービス活動収益×100%

7. 令和3年度の貴施設・事業所における福利厚生費率（小数点第1位まで）を、算出してください。

_____ %

※ 福利厚生費率の算出方法
 福利厚生費率＝福利厚生費÷サービス活動収益×100%

【児童福祉分野】

Ⅳ. 初任給

8. 新規学卒者の正規職員の初任給（令和4年4月1日現在）について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、令和4年度の採用の有無に関わらず、全てご記入ください。

職 種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
児童指導員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
保 育 士	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
保育教諭	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
保育補助	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
家庭支援専門相談員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
里親支援専門相談員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
個別対応職員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円
自立支援専門員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
	基本給 (A)	円	円	円

【児童福祉分野】

看護職員 (資格：看護師)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
臨床心理士 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
公認心理師 (資格あり)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
栄 養 士 (資格：栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
調 理 員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
事務職員	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
その他 ()	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
その他 ()	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

【児童福祉分野】

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 所定内手当の定義については、冊10をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給(A) + 諸手当(B) を記入してください。

9-1. 令和4年度採用の非正規職員（嘱託職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
児童指導員	円	円	
保 育 士	円	円	
保育教諭	円	円	
保育補助	円	円	
家庭支援専門相談員	円	円	
里親支援専門相談員	円	円	
個別対応職員	円	円	
自立支援専門員	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
臨床心理士 (資格あり)	円	円	
公認心理師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
事務職員	円	円	
その他 ()	円	円	
その他 ()	円	円	

【児童福祉分野】

9-2. 令和4年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
児童指導員	円	円	
保 育 士	円	円	
保育教諭	円	円	
保育補助	円	円	
家庭支援専門相談員	円	円	
里親支援専門相談員	円	円	
個別対応職員	円	円	
自立支援専門員	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
臨床心理士 (資格あり)	円	円	
公認心理師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
事務職員	円	円	
その他 ()	円	円	
その他 ()	円	円	

9-3. 令和4年度採用の非正規職員（短時間パート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
児童指導員	円	円	
保 育 士	円	円	
保育教諭	円	円	

【児童福祉分野】

保育補助	円	円	
家庭支援専門相談員	円	円	
里親支援専門相談員	円	円	
個別対応職員	円	円	
自立支援専門員	円	円	
看護職員 (資格：看護師)	円	円	
臨床心理士 (資格あり)	円	円	
公認心理師 (資格あり)	円	円	
栄 養 士 (資格：栄養士)	円	円	
管理栄養士 (資格：管理栄養士)	円	円	
調 理 員	円	円	
事務職員	円	円	
その他 ()	円	円	
その他 ()	円	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。

【児童福祉分野】

V. 諸 手 当

10-1. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において（令和4年4月1日現在）、設定の有無について〇印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	配偶者	円	配偶者の いない第2子	円
	第1子	円	配偶者の いない第3子	円
	第2子	円	父 母	円
	第3子	円	祖父母	円
設定なし	第4子以下	円	孫、弟妹	円
	配偶者の いない第1子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	内容・金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	保 育 士	円	調 理 師	円
	看 護 師	円	()	円
	准看護師	円	()	円
	保 健 師	円	()	円
	臨床心理士	円	()	円
	公認心理師	円	()	円
設定なし	管理栄養士	円	()	円
	栄 養 士	円	()	円

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	支給方法及び金額		
	区 分	金 額	定率の場合の積算割合
設定あり ・ 設定なし	施設長・管理者クラス	円	%
	副施設長・副管理者クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
	主任クラス	円	%
	副主任クラス	円	%
	リーダークラス	円	%

【その他の手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
宿直手当	設定あり ・ 設定なし	1回あたり 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 1回あたり 円 【深夜割増の場合】 1回あたり 円 × %
特殊業務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 円 × %
地域手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 円 【定率の場合】 円 × %
職務手当	設定あり ・ 設定なし	
超過勤務手当	設定あり ・ 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【所定外手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
住宅手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 【借家の場合】 円 【持家の場合】 円
通勤手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 円
()	設定あり	

10-2. 非正規職員において正規職員と諸手当の設定の差異はありますか。

設定の差異	差異の内容
無・有 ⇒	

11. 令和3年度における正規職員（超過勤務手当を支給した者）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してください。

時間

12. 保育士処遇改善手当の取り扱いについて（令和4年4月1日現在）、該当する番号に、○印をご記入ください。

申請の有無	申請済みの場合の支給方法
申請している ・ 申請していない	1. 保育士のみ、基本給に加算支給 2. 保育士に限らず全職員に対し、基本給に加算支給 3. 保育士のみ、諸手当として毎月加算支給 4. 保育士に限らず全職員に対し、諸手当として毎月加算支給 5. 保育士のみ、一時金として一括支給（年1回） 6. 保育士に限らず全職員に対し、一時金として一括支給（年1回） 7. 保育士のみ、諸手当として賞与支給時に加算支給（年2~3回） 8. 保育士に限らず全職員に対し、賞与支給時に加算支給（年2~3回） 9. その他

VI. 賞与（期末勤続手当）

13. 令和3年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有 ⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有 ⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有 ⇒	月分（定額の場合 円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有 ⇒	月分（定額の場合 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。
 ※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

14. 令和3年度における賞与の算定基礎について、該当する項目すべてに、○印をご記入ください。

○印記入欄	算定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

【児童福祉分野】

Ⅶ. 継続雇用

15. 定年を超えた職員の継続雇用について給与の取扱い、給与が下がる場合、減額の平均割合をご記入ください。

減額の有無	減額の平均割合
無・有⇒	約 %減額 / 未定

【児童福祉分野】

Ⅷ. 退職共済制度・福利厚生制度

16. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、令和3年度の施設・事業所の年間支出額を、ご記入ください。

退職共済制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職手当共済制度 (独立行政法人 社会福祉医療機構)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
岡山県民間保育所職員共済制度 (社団法人 岡山県民間保育所協議会)	有・無	円
中小企業退職共済制度 (独立行政法人 勤労者退職金共済機構)	有・無	円
法人独自の退職金制度	有・無	円
確定拠出年金	有・無	円
その他 ()	有・無	円

福利厚生制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowel Club(ソウエルクラブ) (社会福祉法人 福利厚生センター)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他 ()	有・無	円

【児童福祉分野】

法人独自に取組まれている福利厚生制度について「有」と回答された場合、内容についてお教えてください。

【児童福祉分野】

Ⅸ. 正規職員のモデル賃金

17. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額を、ご記入ください。

職種：児童指導員・保育士（22歳で保育士取得、入所施設は月4回宿直夜勤ありと設定）

学歴	年齢	勤続年数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）		賞与（年額）	保育士処遇改善手当（年額）	合計（年額）
			基本給	所定内手当 (扶養家族・資格・宿直夜勤)	所定外手当 (通勤・住宅) ※平均額	所定内給与 + 所定外給与（年額）			
大 学 卒	22	0	0	0	0	0	0	0	0
	23	1	0	0	0	0	0	0	0
	25	3	0	0	0	0	0	0	0
	30	8	2	0	0	0	0	0	0
	35	13	3	0	0	0	0	0	0
	40	18	3	0	0	0	0	0	0
	45	23	3	0	0	0	0	0	0
	50	28	2	0	0	0	0	0	0
	55	33	1	0	0	0	0	0	0
	60	38	1	0	0	0	0	0	0
	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	1	0	0	0	0	0	0	0
22	2	0	0	0	0	0	0	0	
25	5	0	0	0	0	0	0	0	
30	10	2	0	0	0	0	0	0	
35	15	3	0	0	0	0	0	0	
40	20	3	0	0	0	0	0	0	
45	25	3	0	0	0	0	0	0	
50	30	2	0	0	0	0	0	0	
55	35	1	0	0	0	0	0	0	
60	40	1	0	0	0	0	0	0	

【児童福祉分野】

学 校 種 別	学 年	学 期	勤 務 年 数	所定内給与(月額)		所定外給与(月額)		賞 与 (年額)	保育士処遇 改善手当 (年額)	合 計 (年額)
				基本給	所定内手当 (扶養家 族・資格・ 宿直夜勤)	所定外手当 (通勤・住宅) ※平均額	所定外給与 (年額)			
高 校 卒	18	0	0	円	円	円	円	円	円	円
	19	1	0	円	円	円	円	円	円	円
	20	2	0	円	円	円	円	円	円	円
	22	4	0	円	円	円	円	円	円	円
	23	5	0	円	円	円	円	円	円	円
	25	7	0	円	円	円	円	円	円	円
	30	12	2	円	円	円	円	円	円	円
	35	17	3	円	円	円	円	円	円	円
	40	22	3	円	円	円	円	円	円	円
	45	27	3	円	円	円	円	円	円	円
	50	32	2	円	円	円	円	円	円	円
	55	37	1	円	円	円	円	円	円	円
	60	42	1	円	円	円	円	円	円	円

※ 児童養護施設は「児童指導員」を、児童所は「保育士」をご記入ください。
 ※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども(最大2名)を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に設定した金額をご記入ください。(例) 段階評価 (SABCD) の場合=S
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問 11 において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」において、「通勤手当」と「住宅手当(借家に限る)」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

【児童福祉分野】

Ⅹ. 人事考課制度について

18. 人事考課制度の導入状況(令和4年4月1日現在)について、該当する番号に、○印をご記入ください。

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を給与(昇給・昇格)及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない ⇒ 下記へ理由をご記入ください。

【人事考課制度を導入していない理由】

以下の設問 19～20 には、設問 18 において「1」「2」「3」のいずれかに回答した場合ご回答ください。

19. 人事考課制度導入の目的について、該当する番号に、すべて○印をご記入ください。

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減(収益改善)
6. その他

【児童福祉分野】

20. 人事考課制度において独自に取組まれていることがありましたらお教えてください。

【児童福祉分野】

Ⅺ. 定着理由について

21. 貴施設で10年以上勤務している職員3名が感じておられる働き甲斐について教えてください。
(職種・性別・年齢等不問)

Ⅻ. 施設・事業所の考え方

22. 貴施設・事業所の「賃金体系」や「人事考課制度」において重視している考え方についてお教えてください。

(例) 昇給は能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。

賃金実態調査 調査票

提出期日 / 令和4年6月30日(木)

本調査では、以下の調査項目で構成しています。各項目について、調査に関するQ&A(裏面参照)をご確認のうえ、該当する項目の選択、実績金額等をご入力ください。

【調査項目】

I. 基本情報	VII. 継続雇用
II. 職員構成	VIII. 退職共済制度・福利厚生制度
III. 人件費率等	IX. 正規職員のモデル賃金
IV. 初任給	X. 人事考課制度について
V. 諸手当	XI. 定着理由について
VI. 賞与(期末勤勉手当)	XII. 施設・事業所の考え方

I. 基本情報 (令和4年4月1日現在)

法人名			
施設・事業所名			
施設種別			
調査・許可・認可年月日(月/日/年)	定員数		
施設・事業所所在地(市町村名)	地域区分		
調査票の記入者(役職名)	(氏名)		
連絡先(TEL)	(FAX)		

※ 上記表について、太線の枠内をご記入ください。
 ※ 地域区分については「岡山市」「倉敷市」「備前地域」「備中地域」「美作地域」から一つを選択してください。
 「備前地域」を選択→玉野市、備前市、瀬戸内市、赤松市、和気町、吉備中央町
 「備中地域」を選択→笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、法口市、早島町、里庄町、矢掛町
 「美作地域」を選択→津山市、真庭市、美作市、新庄町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

事務局長 管理権		
-------------	--	--

「令和4年度 賃金実態調査」に関するQ&A (回答における留意事項)

調査対象

- Q. 今回の調査対象に含まれていない施設・事業所はあるのか。
 > A. 今回の調査対象は、前回調査(平成29年度)と同様、社会福祉法人が経営する施設・事業所とし、施設種別の多い施設・事業所あてに送付しています。
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等の職員を対象に含めてよいのか。
 > A. 調査対象の施設・事業所に限定して記入してください。(※ 調査対象の施設・事業所は、調査票「I. 基本情報」欄に記載しています。)
- Q. 併設のデイサービスセンター、居宅介護支援事業所等との兼務職員は、どのように判断すればよいのか。
 > A. 主として従事する施設・事業所に含めて、回答してください。

諸手当

- Q. 通勤手当について、公共交通機関と自家用車等、通勤方法によって算出基準と支給上限額が異なるため、どのように記入すればよいのか。
 > A. 支給限度額が高い額を記入してください。
- Q. 児童養護施設に勤務する職員は、施設に住み込みしており、所定外手当(住宅手当、通勤手当等)は支給していない。「所定外手当」欄は記入しなくてもよいのか。
 > A. 職員が施設に住み込みという状況で、支給報額がない場合は、ご記入いただくなくても結構です。(調査項目で該当しない部分は、斜線を記入、もしくは該当しない旨を記入してください。)

モデル賃金

- Q. 所定内給与(月額)の算出は、宿直・夜勤手当なども含めて記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。宿直・夜勤手当等は、所定内手当として「諸手当」欄でも記入していただいています。今回の調査より、宿直・夜勤については4回として設定しておりますので、「モデル賃金」欄に合算して、再記入してください。
- Q. 所定外手当において、通勤手当は平均の金額を記入すればよいのか。
 > A. そのとおりです。平均の金額を記入してください。
- Q. 扶養家族の対象は、どのように考えればよいのか。
 > A. 配偶者と子どもを想定し、算出してください。

II. 職員構成

1. 職員の構成(令和4年4月1日現在)について、ご記入ください。

役職等	正規職員	非正規職員(嘱託職員)	非正規職員(パート職員)	非正規職員(短時間パート職員)
事務局長 ※事務局組織全体を代表する方				
一般事業職員 ※【表1】2~5に該当する方				
経営事業職員 ※【表1】6~10に該当する方				

【表1】

- 事務局長(事務局組織全体を代表する方)
- 法人運営部門職員
- 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員
- ボランティア・市民活動センター職員
- 福祉サービス利用支援部門職員
(日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等)
- 介護保険サービス担当職員
- 障害福祉サービス担当職員
6. 7. 以外の在宅サービス事業担当
- 会館運営事業担当職員
- その他の職員

※「市町村社会福祉協議会 職員状況等調査結果」(社会福祉法人 全国社会福祉協議会)における職員配置状況を参考とした。

※ 正規職員とは、「期間に定めのない雇用契約を締結している」職員をさします。
 ※ 非正規職員とは、「雇用期間に定めのある」職員で、嘱託職員、フルタイムパート職員、短時間パート職員の3区分とします。なお、1か月あたり160時間以上、0人の基準で常勤換算数(小数点第1位まで)を、ご記入ください。

2. 令和4年3月31日現在における正規職員の平均勤続年数(小数点第1位まで)を、ご記入ください。

年

III. 人件費率等

3-1. 令和3年度の貴社協・事業所における人件費率(小数点第1位まで)を、算出してご記入ください。

%

※ 人件費率の算出方法
 $人件費率 = \frac{人件費支出 + 事務費支出(福利厚生費支出)}{サービス活動収益} \times 100\%$
 人件費支出のなかで、役員報酬支出は除いて算出してください。

3-2. 令和3年度の貴社協・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材派遣費用から人材派遣費率を算出してご記入ください。

%

※ 人材派遣費率の算出方法
 $人材派遣費率 = \frac{派遣費用}{サービス活動収益} \times 100\%$

3-3. 令和3年度の貴社協・事業所における人件費や業務委託費等に計上されている人材紹介費用から人材紹介費率を算出してご記入ください。

%

※ 人材紹介費率の算出方法
 $人材紹介費率 = \frac{人材紹介費用}{サービス活動収益} \times 100\%$

4. 令和3年度~4年度間(または直近の年度間)における正規職員の平均定期昇給額と平均定期昇給率(小数点第1位まで)を、ご記入ください。

平均定期昇給額(基本給のみ)	円	平均定期昇給率	%
----------------	---	---------	---

5. 令和3年度の貴社協・事業所における業務委託費率(小数点第1位まで)を、算出してご記入ください。

%

※ 業務委託費率の算出方法
 $業務委託費率 = \frac{業務委託費}{サービス活動収益} \times 100\%$

【社会福祉協議会分野】

6. 令和3年度の貴社協・事業所における研修費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 研修費率の算出方法
 研修費率＝研修・研究費支出÷サービス活動収益×100%

7. 令和3年度の貴社協・事業所における福利厚生費率（小数点第1位まで）を、算出してご記入ください。

%

※ 福利厚生費率の算出方法
 福利厚生費率＝福利厚生費÷サービス活動収益×100%

【社会福祉協議会分野】

Ⅳ. 初任給

8. 新規学卒者の正規職員の初任給（令和4年4月1日現在）について、職種別・学歴別にご記入ください。なお、令和4年度の採用の有無に関わらず、全てご記入ください。

職 種	初任給	大学卒	短大・専門校卒	高校卒
一般事業職員 ※【表1】2～5に 該当する方	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円
経営事業職員 ※【表1】6～10に 該当する方	基本給 (A)	円	円	円
	諸手当 (B)	円	円	円
	合計 (A+B)	円	円	円

※ 諸手当は、住宅手当及び通勤手当を除く所定内手当を記入してください。
 所定内手当の定義については、随 11 をご参照ください。
 ※ 合計には、基本給 (A) + 諸手当 (B) を記入してください。
 ※ 上記2種の職員の中にも複数の職種がある場合は、平均額を記入してください。
 ※ 大学卒の場合は「社会福祉士資格あり」として設定。

9-1. 令和4年度採用の非正規職員（嘱託職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
一般事業職員 ※【表1】2～5に 該当する方	円	円	
経営事業職員 ※【表1】6～10に 該当する方	円	円	

9-2. 令和4年度採用の非正規職員（フルタイムパート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
一般事業職員 ※【表1】2～5に 該当する方	円	円	
経営事業職員 ※【表1】6～10に 該当する方	円	円	

【社会福祉協議会分野】

9-3. 令和4年度採用の非正規職員（短時間パート職員）の採用時の月給または時間給を、ご記入ください。

職 種	時間給	月給	特記事項
一般事業職員 ※【表1】2～5に 該当する方	円	円	
経営事業職員 ※【表1】6～10に 該当する方	円	円	

※ 日給採用の場合は、時間給に換算して記入してください。
 ※ 初年度採用時の金額を記入してください。
 ※ 資格の有無によって金額が異なる場合は、特記事項の欄にご記入ください。
 ※ 事業や職種によって金額が異なる場合は、平均額を記入してください。

【社会福祉協議会分野】

Ⅴ. 諸 手 当

10-1. 正規職員における諸手当の設定及び支給状況において（令和4年4月1日現在）、設定の有無について○印を、またその内容・金額等をご記入ください。

【所定内手当】

【扶養手当または家族手当】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	配偶者	円	配偶者の いない第2子	円
	第1子	円	配偶者の いない第3子	円
	第2子	円	父 母	円
	第3子	円	祖父母	円
	第4子以下	円	孫、弟妹	円
設定なし	配偶者の いない第1子	円	()	円

【資格手当（一時金は除く）】

設定の有無	支給方法及び金額			
	対 象	金 額	対 象	金 額
設定あり	社会福祉士	円	()	円
	社会福祉主事	円	()	円
	精神保健福祉士	円	()	円
	介護福祉士	円	()	円
	介護支援専門員	円	()	円
設定なし				

【管理職手当等（役付手当を含む）】

設定の有無	支給方法及び金額		
	区 分	金 額	定率の場合の積算割合
設定あり	局長クラス	円	%
	次長クラス	円	%
	部門長クラス	円	%
設定なし			

【社会福祉協議会分野】

	課長クラス	円	%
	係長クラス	円	%
	主任クラス	円	%

【その他の手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
宿直手当	設定あり ・ 設定なし	1回あたり _____ 円
夜勤手当 深夜勤務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 1回あたり _____ 円 【深夜割増の場合】 1回あたり _____ × _____ %
特殊業務手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
地域手当	設定あり ・ 設定なし	【定額の場合】 _____ 円 【定率の場合】 _____ × _____ %
職務手当	設定あり ・ 設定なし	
超過勤務手当	設定あり ・ 設定なし	
()	設定あり	
()	設定あり	

【所定外手当】

種 類	設定の有無	支給方法及び金額
住宅手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 【借家の場合】 _____ 円 【持家の場合】 _____ 円

【社会福祉協議会分野】

通勤手当	設定あり ・ 設定なし	支給限度額 _____ 円
()	設定あり	

10-2. 非正規職員において正規職員と諸手当の設定の差異はありますか。

設定の差異	差異の内容
無・有 ⇒	

11. 令和3年度における正規職員（超過勤務手当を支給した者）の超過勤務時間の月平均時間（小数点第1位まで）を、算出してください。

時間

【社会福祉協議会分野】

Ⅶ. 賞与（期末勤続手当）

12. 令和3年度における賞与の支給状況において、支給の有無について○印を、支給している場合は、その内容・金額等をご記入ください。

職 種	支給の有無	支給月数・金額等
正規職員	無・有 ⇒	_____ カ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （嘱託職員）	無・有 ⇒	_____ カ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （フルタイムパート職員）	無・有 ⇒	_____ カ月分（定額の場合 _____ 円）
非正規職員 （短時間パート職員）	無・有 ⇒	_____ カ月分（定額の場合 _____ 円）

※ 定額の場合は、平均額を記入してください。

※ 人事考課の結果を賞与に反映している場合は、平均額を記入してください。

13. 令和3年度における賞与の算定基礎について、該当する項目すべてに、○印をご記入ください。

○印記入欄	算定基礎に含む項目
	基本給
	特殊業務手当
	地域手当
	管理職手当
()	
()	
()	

【社会福祉協議会分野】

Ⅷ. 継続雇用

14. 定年を超えた職員の継続雇用について給与の取扱い、給与が下がる場合、減額の平均割合をご記入ください。

減額の有無	減額の平均割合
無・有 ⇒	約 _____ %減額 / 未定

Ⅳ. 退職共済制度・福利厚生制度

15. 退職共済制度及び福利厚生制度の加入の有無、また加入（設置）している場合は、令和3年度の施設・事業所の年間支出額を、ご記入ください。

退職共済制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
社会福祉施設職員等退職手当共済制度 (独立行政法人 社会福祉医療機構)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者共済制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
中小企業退職共済制度 (独立行政法人 勤労者退職金共済機構)	有・無	円
法人独自の退職金制度	有・無	円
確定拠出年金	有・無	円
その他 ()	有・無	円

福利厚生制度

制度区分	加入の有無	施設・事業所の年間支出額
Sowel Club/ソウエルクラブ (社会福祉法人 福利厚生センター)	有・無	円
岡山県民間社会福祉従事者育成制度 (社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会)	有・無	円
法人独自の福利厚生制度	有・無	円
その他 ()	有・無	円

法人独自に取組まれている福利厚生制度について「有」と回答された場合、内容についてお教えください。

Ⅴ. 正規職員のモデル賃金

16. 現在の就業規則、給与支払規則等において、定められている所定労働時間、所定労働日数を就労した場合に支払われる給与月額、賞与年額の想定額を、ご記入ください。

職種：地域福祉推進部門職員（22歳で社会福祉士取得と設定）

学歴	年齢	扶養家族数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞与（年額）	合計（年額）	
			基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）※平均額				
大 学 卒	22	0	0	円	円	円	円	
	23	1	0	円	円	円	円	
	25	3	0	円	円	円	円	
	30	8	2	円	円	円	円	
	35	13	3	円	円	円	円	
	40	18	3	円	円	円	円	
	45	23	3	円	円	円	円	
	50	28	2	円	円	円	円	
	55	33	1	円	円	円	円	
	60	38	1	円	円	円	円	
	短 大 ・ 専 門 学 校 卒	20	0	0	円	円	円	円
		21	1	0	円	円	円	円
22		2	0	円	円	円	円	
25		5	0	円	円	円	円	
30		10	2	円	円	円	円	
35		15	3	円	円	円	円	
40		20	3	円	円	円	円	
45		25	3	円	円	円	円	
50		30	2	円	円	円	円	
55		35	1	円	円	円	円	
60		40	1	円	円	円	円	

学歴	年齢	扶養家族数	所定内給与（月額）		所定外給与（月額）	賞与（年額）	合計（年額）
			基本給	所定内手当（扶養家族・資格・宿直夜勤）※平均額			
高 校 卒	18	0	0	円	円	円	円
	19	1	0	円	円	円	円
	20	2	0	円	円	円	円
	22	4	0	円	円	円	円
	23	5	0	円	円	円	円
	25	7	0	円	円	円	円
	30	12	2	円	円	円	円
	35	17	3	円	円	円	円
	40	22	3	円	円	円	円
	45	27	3	円	円	円	円
	50	32	2	円	円	円	円
	55	37	1	円	円	円	円
60	42	1	円	円	円	円	

※ 扶養家族の対象は、配偶者と子ども（最大2名）を想定し、算出してください。
 ※ 「基本給」欄において、人事考課制度を実施している場合は、エリート職員に限定した金額をご記入ください。（例）段階評価（SABCD）の場合=S
 ※ 「所定内手当」欄は、前項問11において記入いただいた「諸手当」欄を参照いただき、再記入してください。
 ※ 「所定外手当」欄において、「通勤手当」と「住宅手当（借家に限る）」は、施設・事業所の月平均の金額を記入してください。

X. 人事考課制度について

17. 人事考課制度の導入状況（令和4年4月1日現在）について、該当する番号に、○印をご記入ください。

1. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を給与（昇給・昇格）及び賞与に反映
2. 人事考課制度を導入し、人事考課の結果を賞与のみに反映
3. 人事考課制度を導入しているが、給与や賞与には結果を反映していない
4. 人事考課制度を導入していない ⇒ 下記へ理由をご記入ください。

【人事考課制度を導入していない理由】

以下の設問18～19には、設問17において「1」「2」「3」のいずれかに回答した場合ご回答ください。

18. 人事考課制度導入の目的について、該当する番号に、すべて○印をご記入ください。

1. 人材の育成
2. 職員の意識改革
3. 組織の活性化
4. 公平・公正な処遇
5. 人件費の削減（収益改善）
6. その他

19. 人事考課制度において独自に取組まれていることがありましたらお教えてください。

XI. 定着理由について

20. 貴社協で10年以上勤務している職員3名が感じておられる働き甲斐について教えてください。
（職種・性別・年齢等不問）

XII. 社協・事業所の考え方

21. 貴社協・事業所の「賃金体系」や「人事考課制度」において重視している考え方についてお教えてください。

（例）昇給は能力を重視し、人事考課制度による能力の評価と研修制度とを連動させ、法人が求める人材へ成長できるような仕組みとしている。

令和4年度 貸金実態調査報告書

令和5年3月

発行：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

TEL：086-226-3529 <http://fukushiokayama.or.jp/>

令和4年度
賃金実態調査報告書